

# 議事日程 (第6号)

令和7年3月5日(水曜日) 午前10時開議

(開議)

- |     |        |                                   |
|-----|--------|-----------------------------------|
| 第1  | 議案第1号  | 令和7年度北九州市一般会計予算                   |
| 第2  | 議案第2号  | 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計予算             |
| 第3  | 議案第3号  | 令和7年度北九州市食肉センター特別会計予算             |
| 第4  | 議案第4号  | 令和7年度北九州市卸売市場特別会計予算               |
| 第5  | 議案第5号  | 令和7年度北九州市渡船特別会計予算                 |
| 第6  | 議案第6号  | 令和7年度北九州市土地区画整理特別会計予算             |
| 第7  | 議案第7号  | 令和7年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算         |
| 第8  | 議案第8号  | 令和7年度北九州市港湾整備特別会計予算               |
| 第9  | 議案第9号  | 令和7年度北九州市公債償還特別会計予算               |
| 第10 | 議案第10号 | 令和7年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算          |
| 第11 | 議案第11号 | 令和7年度北九州市土地取得特別会計予算               |
| 第12 | 議案第12号 | 令和7年度北九州市駐車場特別会計予算                |
| 第13 | 議案第13号 | 令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算         |
| 第14 | 議案第14号 | 令和7年度北九州市産業用地整備特別会計予算             |
| 第15 | 議案第15号 | 令和7年度北九州市漁業集落排水特別会計予算             |
| 第16 | 議案第16号 | 令和7年度北九州市介護保険特別会計予算               |
| 第17 | 議案第17号 | 令和7年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算           |
| 第18 | 議案第18号 | 令和7年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算          |
| 第19 | 議案第19号 | 令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算            |
| 第20 | 議案第20号 | 令和7年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算           |
| 第21 | 議案第21号 | 令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算      |
| 第22 | 議案第22号 | 令和7年度北九州市上水道事業会計予算                |
| 第23 | 議案第23号 | 令和7年度北九州市工業用水道事業会計予算              |
| 第24 | 議案第24号 | 令和7年度北九州市交通事業会計予算                 |
| 第25 | 議案第25号 | 令和7年度北九州市病院事業会計予算                 |
| 第26 | 議案第26号 | 令和7年度北九州市下水道事業会計予算                |
| 第27 | 議案第27号 | 令和7年度北九州市公営競技事業会計予算               |
| 第28 | 議案第28号 | 北九州市企業版ふるさと納税基金条例について             |
| 第29 | 議案第29号 | 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 第30 | 議案第30号 | 北九州市事務分掌条例の一部改正について               |
| 第31 | 議案第31号 | 北九州市印鑑条例の一部改正について                 |
| 第32 | 議案第32号 | 北九州市手数料条例の一部改正について                |

- 第33 議案第33号 北九州市ポートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について
- 第34 議案第34号 北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について
- 第35 議案第35号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第36号 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第37 議案第37号 北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について
- 第38 議案第38号 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について
- 第39 議案第39号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第40 議案第40号 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第41 議案第41号 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について
- 第42 議案第42号 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 第43 議案第43号 北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について
- 第44 議案第44号 北九州市児童相談所設置条例の一部改正について
- 第45 議案第45号 北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について
- 第46 議案第46号 北九州市スポーツ施設条例の一部改正について
- 第47 議案第47号 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- 第48 議案第48号 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第49 議案第49号 北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について
- 第50 議案第50号 北九州市水道法施行条例の一部改正について
- 第51 議案第51号 北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について
- 第52 議案第52号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第53 議案第53号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第54 議案第54号 北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について
- 第55 議案第55号 太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）請負契約締結について
- 第56 議案第56号 小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について
- 第57 議案第57号 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6-2）請負契約締結について
- 第58 議案第58号 公有水面埋立てによる土地確認について
- 第59 議案第59号 町の区域の変更について
- 第60 議案第60号 基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する

同意について

- 第61 議案第61号 市有地の処分について
- 第62 議案第62号 包括外部監査契約締結について
- 第63 議案第63号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第6号）
- 第64 議案第64号 令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第65 議案第65号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第3号）
- 第66 議案第66号 令和6年度北九州市港湾整備特別会計補正予算（第1号）
- 第67 議案第67号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第3号）
- 第68 議案第68号 令和6年度北九州市駐車場特別会計補正予算（第1号）
- 第69 議案第69号 令和6年度北九州市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第70 議案第70号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について

（散 会）

## 会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から
- 日程第70 議案第70号まで

## 出席議員 (56人)

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番  | 菊地公平  | 2番  | 佐藤栄作    |
| 3番  | 上野照弘  | 4番  | 吉村太志    |
| 5番  | 田仲常郎  | 6番  | 宮崎吉輝    |
| 7番  | 中村義雄  | 8番  | 鷹木研一郎   |
| 9番  | 戸町武弘  | 10番 | 香月耕治    |
| 11番 | 片山尹   | 12番 | 村上幸一    |
| 13番 | 日野雄二  | 14番 | 吉田幸正    |
| 15番 | 西田一   | 16番 | 田中元也    |
| 17番 | 金子秀一  | 18番 | 廣田信也    |
| 19番 | 立山幸子  | 20番 | たかの久仁子  |
| 21番 | 小松みさ子 | 22番 | 富士川厚子   |
| 23番 | 小渡辺修一 | 24番 | 中島隆治    |
| 25番 | 松岡裕一郎 | 26番 | 木畑広宣    |
| 27番 | 村上直樹  | 28番 | 成重正丈    |
| 29番 | 岡本義之  | 30番 | 三宅まゆみ   |
| 31番 | 森本由美  | 32番 | 大久保無我   |
| 33番 | 小宮けい子 | 34番 | 森結実子    |
| 35番 | 泉日出夫  | 36番 | 中山村じゅん子 |
| 37番 | 山崎英樹  | 38番 | 山田大輔    |
| 39番 | 宇都宮亮  | 40番 | 永井佑     |
| 41番 | 伊藤淳一  | 42番 | 宇土浩一郎   |
| 44番 | 山内涼成  | 45番 | 荒川徹     |
| 46番 | 大石正信  | 47番 | 小金丸かずよし |
| 48番 | 小宮良彦  | 49番 | 有田絵里    |
| 50番 | 松尾和也  | 51番 | 奥村直樹    |
| 52番 | 伊崎大義  | 53番 | 村上さとこ   |
| 54番 | 井上純子  | 55番 | 柳井誠     |
| 56番 | 井上しんご | 57番 | 本田一郎    |

## 欠席議員 (1人)

|     |     |
|-----|-----|
| 43番 | 高橋都 |
|-----|-----|

## 説明のために出席した者の職氏名

|                      |           |                        |           |
|----------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 市 長                  | 武 内 和 久   | 副 市 長                  | 江 口 哲 郎   |
| 副 市 長                | 片 山 憲 一   | 副 市 長                  | 大 庭 千 賀 子 |
| 会 計 室 長              | 吉 村 知 泰   | 危 機 管 理 監              | 柏 井 宏 之   |
| デジタル政策監              | 中 村 彰 雄   | 技 術 監 理 局 長            | 尊 田 利 文   |
| 政 策 局 長              | 小 林 亮 介   | 総 務 市 民 局 長            | 三 浦 隆 宏   |
| 財 政 ・ 変 革 局 長        | 武 田 信 一   | 保 健 福 祉 局 長            | 武 藤 朋 美   |
| 子 ども 家 庭 局 長         | 小 笠 原 圭 子 | 環 境 局 長                | 兼 尾 明 利   |
| 産 業 経 済 局 長          | 柴 田 泰 平   | 都 市 ブ ラ ン ド<br>創 造 局 長 | 井 上 保 之   |
| 都 市 戦 略 局 長          | 上 村 周 二   | 都 市 整 備 局 長            | 石 川 達 郎   |
| 港 湾 空 港 局 長          | 佐 溝 圭 太 郎 | 消 防 局 長                | 岸 本 孝 司   |
| 上 下 水 道 局 長          | 持 山 泰 生   | 交 通 局 長                | 白 石 基     |
| 公 営 競 技 局 長          | 春 日 伸 一   | 教 育 長                  | 田 島 裕 美   |
| 行 政 委 員 会<br>事 務 局 長 | 小 石 富 美 恵 |                        |           |

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

|         |         |     |        |
|---------|---------|-----|--------|
| 事 務 局 長 | 岩 田 光 正 | 次 長 | 中 島 尚  |
| 議 事 課 長 | 木 村 貴 治 |     | ほか関係職員 |

## 午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第1号から、日程第70 議案第70号までの70件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、一般質疑を行います。36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）皆様おはようございます。市民とともに北九州市議団の中村じゅん子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

朝早くから傍聴に来てくださった皆様、そして、ケーブルテレビやインターネット中継で御覧いただいている皆様、本当にありがとうございます。

私は、大好きなこの北九州市を福祉ナンバーワンの町にするとお約束をして、今ここに立っています。介護や福祉事業者の現場に出向き、スタッフの皆様や御利用者、そして、御家族の声をしっかり聞いてまいりました。今後もこの姿勢を貫いてまいります。

そこで、何点かお尋ねします。ただ、時間が限られておりますので、早口になりますことを御了承ください。

地域コミュニティの再構築についてお尋ねします。

国は、2025年問題と呼ばれる高齢化の進展や独り暮らし世帯の増、支援が必要になる方が大幅に増えるこの状況を見据え、今までのままの仕組みだけでは支えられないため、地域包括ケアシステムの構築など、市町村で新たな仕組みをつくることを推奨してまいりました。政令市の中でも最も高齢化が進み、令和4年には高齢化率が31.2%となった本市では、過去平成5年より北九州市高齢化社会対策総合計画を策定し、北九州方式として知られている、地域を区が支え、そして、それを市が支える3層構造の見守りや支援など、地域コミュニティ強化の仕組みを構築してきました。地域では、民生委員、児童委員や自治会、そして、福祉協力員の皆様、ケアマネジャーをはじめとする介護や福祉事業者の方々が見守りや支援を行ってくれています。

そのような中、今回の予算に新規事業として全世代参加型地域コミュニティ推進事業に2,800万円、そして、組織としても区役所機能の強化として、地域コミュニティの希薄化などの多様化する住民課題に対して、各区の実情、特性に応じて迅速かつ的確に対応するため、各区に戦略係を新設するなど、地域コミュニティの力を強めていく方向性が示されています。

一方、北九州市新ビジョンの3つの重点戦略を見ると、1、稼げる町、2、彩りある町、3、安らぐ町の実現の中には、北九州市の喫緊の課題である高齢者や障害者など支援が必要な方をどう支えていくのか、人が人を支える、いわゆるエッセンシャルワーカーの人材不足に市がどう取り組んでいくのかなど全く触れられていません。もちろん、分野別計画の中に盛り込まれていることは重々存じ上げておりますが、この新ビジョンを見た高齢者や障害のある方、

また、その御家族、加えて日々その方々を支えている介護や福祉のお仕事をしている方々は残念な気持ちでいます。

そこで、2点お伺いします。

1点目に、令和7年度予算において安らぐ町の実現に向けて、2040年の社会情勢等を踏まえた新たな地域コミュニティの在り方について、有識者等から意見を聴取する、仮称地域コミュニティビジョン検討会議を開催し、検討会議での意見を基に仮称北九州市地域コミュニティビジョンを策定する新事業、全世代参加型地域コミュニティ推進事業として2,800万円が計上されています。この事業により、本市の地域コミュニティの仕組みをどのように全世代参加型へと変容させるのか、また、具体的な仕組みや取組についてお聞かせください。

2点目に、福祉の重層的支援体制整備事業についてお尋ねいたします。

この事業は、社会福祉法にも位置づけられており、分野を超えた多機関による支援が求められています。令和7年度予算では、今まで本市が独自の取組として実施してきた、いのちをつなぐネットワーク事業を拡充し、相談支援、参加支援を強化するために4,700万円が計上されています。地域では高齢化や認知症、独り暮らしの方、老老介護の世帯など支援が必要な方が増え、個人や家庭が抱える課題が複雑化しています。高齢者だけでなく、障害のある方や子育て世帯など幅広い相談支援体制が必要となってまいります。

そこで、お尋ねいたします。

この拡充された予算で具体的に何を強めていくのか、また、地域からの相談にはアウトリーチでしっかり出向いていく体制は継続できるのか、見解をお伺いいたします。

次に、介護や福祉などのいわゆるエッセンシャルワーカーの人材不足の解消についてお尋ねいたします。

どの分野においても人材不足であることは重々理解しておりますし、介護報酬や障害福祉サービスなど国の定めた報酬での運営であり、事業者が幾ら処遇を改善したくても、収入の基準が定められている中で難しいという声も聞きます。そのような中、昨年の介護報酬改定で訪問介護の報酬単価が引き下げられ、それだけでなくヘルパーの高齢化や人材不足に悩まされていた訪問介護事業所の閉鎖が相次いでいます。

国会においても、介護崩壊を防ぐため訪問介護緊急支援法案や介護・障害福祉従事者処遇改善法案を衆議院に提出されるなど動きがあります。今後、厚生労働省も補正予算で事業者支援を実施する方向ではありますが、市にも保険者として利用者に必要なサービスが行き届くよう持続可能な制度にする責務があります。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、市として報酬や給付以外の方法で介護事業者の支援を行う考えはあるのか伺います。

また、現在行っている人材確保や事業者支援の取組について見解を伺います。

2点目に、介護保険が始まった当初は、介護の質の向上や利用者保護の観点から、各区に事業者連絡会を置き、勉強会や連絡会を頻繁に行い、事業者の声を聞き、課題解決に向けた協議を重ねていました。介護保険が始まり25年がたった今、このような行政と実施主体である事業所との連携が薄れてきたように感じます。

そこで、今こそ保険者である市と、高齢者だけでなく様々な福祉課題に向き合う事業者との意見交換の場が必要だと考えますが、見解を伺います。

最後に、終活の支援について伺います。

終活、終わる活と書きますが、一人一人、人生の課題は異なるために、一律的な支援は難しいことは理解しております。また、市民の方も高齢により認知症になり、判断ができなくなる前に片づけておかないといけないことがたくさんあると感じています。しかし、何から手をつけていいか分からないと後回しにしていたり、その結果、残された家族や、家族がいない方においては、市が家族に代わって解決のための手続をすることになることが多いと感じます。

一方、そのような不安に応じて、全国的に葬儀、納骨、家財処分などの事務を取り扱う民間事業者が増加しています。身寄りのない高齢者が利用することが多く、死後の事務などサービスが多岐にわたること、また、監督する官庁や法令、制度がなく、消費者トラブルが発生している現状もあります。政令市の中で高齢化率が最も高い本市においては、孤独死対策も喫緊の課題でございます。これからの人生を自分らしく生き、自分らしい最期を安心して迎えてもらうために、終活をしようというきっかけづくりが必要だと考えます。

市では昨年、3回にわたり終活における支援のあり方検討会を開催し、有識者だけでなく実際に終活支援を行っている企業やボランティアの方々の意見も聞きながら、北九州市らしい終活支援について議論を重ねてきたとお聞きしています。来年度予算においては、新規事業として安心して歳を重ねることができる終活支援事業で約500万円が計上されています。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、この安心して歳を重ねることができる終活支援事業において、令和7年度に具体的にどのような取組を行う予定なのか伺います。

2点目に、終活の相談窓口において、市民の多岐にわたる相談に応じ、安心して終活できる環境づくりを行うとともに、終活支援事業者の健全な発展を推進するには、市と民間との連携を図ることが大切だと考えます。そのためにどのような仕組みを考えているのか、見解を伺います。

以上で私からの第1質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）おはようございます。中村じゅん子議員からの御質問がございました。終活の支援についてお答えいたします。

令和7年度にどのような取組を行うのか、そして、終活支援事業者の健全な発展のために、

市と民間の連携が大切だがというお尋ねがございました。

高齢化が進展をいたしまして、独り暮らしや認知症高齢者の方の増加が見込まれる中で、人生の最期まで御本人の意思が尊重されて、そのお方らしく暮らし続けていくための環境整備は重要と考えております。近年、安心して自分らしく最期を迎えるための活動である終活への関心が全国的にも高まっておりまして、葬儀や納骨、家財の処分など、終活を支援する事業者の方が増加をしております。

こうした中、国は昨年消費者トラブルの防止のためのガイドラインを示したところであります。北九州市におきましても、今年度市民などへのアンケートを実施しましたところ、終活の認知度は9割を超える一方で、実際に取り組まれている方は約1割にとどまっているということや、多くの方が御自身での準備に不安を感じていること、希望する支援も多岐にわたることなどが分かりました。

一方で、事業者の方々に対するヒアリングでは、幅広く支援に取り組んでいるものの、経済的に余裕がない方への対応に課題を感じていることが分かりました。これらの結果を受けまして、関連事業者や弁護士、関係団体等に御参加をいただきまして検討会を設置し、議論を重ね、取組の方向性をまとめたところであります。

令和7年度の取組といたしましては、こうした取組の方向性に従いまして、令和7年度から新たな取組を開始することとしておりまして、具体的には、1つには、早い時期から終活を考えていただくための啓発、2つ目に、ウェルとばた内に常設の相談窓口の設置、3つ目に、身寄りのない方などへの権利擁護を含めた包括的支援などを予定しております。この中でも高齢者やその御家族も含めて終活への御理解を深めていただき、できるだけ早期から取り組んでいただくことが大切でございます。このため、市民センターでの健康づくりなどの場を活用するなど、効果的な周知啓発や相談対応にも力を入れていきたいと考えております。

また、終活の支援に当たりましては、身寄りのない方や資力のない方をはじめ、個々の状況に応じた多様なニーズがあるため、議員が御指摘のとおり、高齢者を支援する機関や団体と終活の支援に関連する事業者とを幅広く結びつけ、必要なサポートにつないでいくことが重要と考えております。このため、事業者や関係団体、すなわち福祉・医療関係者、弁護士、社会福祉協議会などが相互に連携できるようなネットワークづくりにも取り組むこととしております。

これまで多くの課題に向き合い、解決に導いてきた北九州ならではのつながりを基盤として、民間事業者の方々のお力も最大限に発揮していただきながら、市民の皆様の不安に寄り添った支援を進めていきたいと考えております。高齢者の方々が生きている今を大切に、長寿の幸せを実感し、北九州市だからこそ安心して自分らしく年を重ねることができる幸福長寿モデル都市の実現を目指して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）地域コミュニティの再構築についてのうち、全世代参加型地域コミュニティ推進事業により地域コミュニティをどのように変容させるのか、具体的な取組等を伺うとの御質問にお答えいたします。

地域コミュニティは市民生活の重要な基盤であり、また、不可欠な役割を果たしています。しかしながら、全国的に人口減少や少子・高齢化、地域のつながりの希薄化などにより、住民の孤立・孤独等、地域社会の結束力などが衰え、新たな問題が生じつつあります。この現象は北九州市のみならず、日本全体の社会構造をぜい弱化させる大きな政策課題と考えております。

他方で、地域コミュニティを再構築することにより、地域の文化や伝統が継承され、地域の魅力が活かされ、また、支え合いや福祉の充実につながることによって、より創造的で持続可能な都市へと変わるチャンスも秘めていると考えております。

北九州市においても社会情勢の変化を背景に、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会の加入率が低下するとともに、役員の高齢化が進み、活動の負担感の増大や役員の人材不足などから、この先の地域活動を危惧する声もございます。

今後、我が国では2040年に総人口に占める高齢者の割合が約35%に達すると試算されており、このような状況がさらに地域活動の担い手不足を招くと、地域コミュニティに大きな影響を及ぼすことが予想されることから、時代の変化に対応した新しい地域コミュニティの在り方を模索する必要があると考えております。

そこで、まずは有識者等による検討会議を開催することによりまして、2040年の社会情勢を見据えつつ、1つは、今後の地域コミュニティに期待されるニーズや可能性は何か、2つ目に、それを実現するために、多世代のつながりや支え合いをどのように持続可能なものとしていくかといった観点を念頭に置きまして、総合的な検討を進めていきたいと考えております。

その上で、地域コミュニティの未来像、その実現に向けた考え方や取組の方向性、言わば地域コミュニティの骨太の方針とも言うべき仮称北九州市地域コミュニティビジョンとしてまとめ、それらを踏まえた取組の強化を着実に進めていきたいと考えております。

令和7年度新規事業として位置づけましたこの事業を契機に、新ビジョンに掲げた安らぐ町の実現に向け、重要な基盤となります多様な主体による全世代参加型地域コミュニティの構築に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）次に、2点のお尋ねに順次御答弁いたします。

まず、地域コミュニティの再構築についてのうち、残りの重層的支援体制整備事業について、拡充された予算で具体的に何を強めていくのかという点と、地域からの相談にはアウトリーチで出向っていく体制は継続できるのかとのお尋ねにまとめてお答えいたします。

少子・高齢化など社会環境の変化を背景に、人と人とのつながりが希薄化する中、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化、複合化しており、分野を超えた支援が必要になっております。こうした課題に対応するため、国は相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業により、分野を超えた多機関による支援や、人と人とのつながりを進めることとしております。

北九州市では、全国に先駆け平成20年度から開始しました、支援を必要とする人が社会的に孤立することがないように必要なサービスにつなげる、いのちをつなぐネットワークがございました。これを強化、充実することで、来年度より7区で本格的に重層的支援体制整備事業を実施する予定であります。

取組の拡充としましては、支援が届いていない相談者等を定期的に訪問しまして、継続的につながり続ける伴走型支援、それから、地域から孤立している方などのニーズや課題を把握し、地域の居場所や交流の場とのつながりづくりや定着を支援する参加支援を新たに実施しまして、これらの取組に実績やノウハウがある法人と連携しまして取り組む予定でございます。

一方、いのちをつなぐネットワークでは、支援が必要な方を適切な窓口サービスにつなげるため、各区の担当係長が地区の各種会議に出席し、幅広い相談への対応を行うなど、出前主義で民生委員の皆様などとの連携を図っているところでございます。

今後もこれまで実施してきたアウトリーチによる相談体制を継続するとともに、地域住民や支援機関との連携、協働を図りながら、支援体制を整備してまいりたいと考えております。

次に、介護や福祉などのいわゆるエッセンシャルワーカーの人材不足についてでございます。

まず、報酬や給付以外で介護事業者の支援を行う考え、現在の人材確保や事業者支援の取組について、それから、保険者である市と様々な福祉課題に向き合う事業者との意見交換の場が必要との御質問にまとめて御答弁いたします。

誰もが安心して暮らせる安らぐ町の実現のためには、質の高い介護サービスの安定的な確保が必要であり、介護事業者が安定的に経営できる環境を整えることが制度の持続可能性につながると考えております。そのため、保険者として事業所の指定から運営指導、制度、報酬改定時の説明など、制度の円滑な運営を図りつつ、人材の確保や定着といった支援にも取り組んできたところでございます。

現在、北九州市は先進的介護北九州モデルによる職員の負担軽減といった職場環境改善への取組のほか、国の人材確保対策に沿って、1つには、処遇改善に資する報酬上の加算取得支援、2つには、多様な人材確保に資するハローワークとの連携、3つには、離職防止、定着促進に資する経営者向けの職場環境改善セミナーの開催、4つには、介護の仕事の魅力向上に資する情報発信などに取り組んでおります。

さらに、令和6年10月、昨年10月から未来の介護大作戦の一環としまして、事業所と介護や

福祉に関心のある人をマッチングするサービスの活用、また、若手介護職員のネットワーキング、さらに、外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援など、人材の確保や定着に資する取組を加えたところでございます。

令和7年度は、これらの取組を介護シェアリング都市推進事業としてさらに深めていくほか、北九州モデルで培ったノウハウを在宅サービスに転用していくことの研究を始めたところであり、人材確保や経営に資する取組を中長期的な視点で着実に進めたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、行政と介護事業者との連携は、保険制度の課題や様々な事業者の声、現場の実情を把握するためにも有用でございます。現在でも各地域の事業者連絡会や施設団体、職能団体、地域密着型サービスの運営推進会議などに市職員が出向き、意見を交わしております。

さらに、今年度開始した介護みらい会議は、若手介護人材のネットワークづくりを出発点としまして、事業者や職能の組織を超えた行政との新しいコミュニケーションを生み出していると考えております。まずはこういった取組を通じて、事業者との関係を深めてまいりたいと考えております。

今後も介護人材確保策の充実や経営安定化の支援を通じて、高齢化大都市のフロントランナーとしての取組を進めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）御答弁ありがとうございました。

まず、何点かお伺いします。

地域コミュニティの再構築について、総務市民局長の御答弁にもありましたが、本当に地域は自治会の一部の役員さんとか、民生委員、児童委員の皆様、それから、地区社協の皆様も高齢化になっていきますし、負担が随分かかっていると思います。このような時代だからこそ抜本的にその在り方を考える時期だと私も考えます。ぜひ今から検討された内容とかを、その地域の方々、それから、先ほど申しましたように介護の事業所とか関係団体とかにしっかりと、このような形でやっていって、このような方針でという説明をしっかりとさせていただきたいと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今言われたとおり、我々がつくってもそれを周知しないと全く意味のないものになると思いますので、様々な機会を捉えまして広くお知らせできるようにやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）ありがとうございました。ぜひそのようにお願いいたします。

次に、保健福祉局長に答弁いただきました、介護事業所との連携というか、市と保険者との話合いの場だったりとか、一緒に勉強するという場なんですけど、今現在、事業者連絡会とかも

出ていっていますよという答弁でしたが、市と事業者が顔を合わせるのは監査のときだったりとか、ケアプランの、チェックと今は言いませんけど、ケアプランを持っていったときにお会いして、ここは駄目だよみたいな感じの、いわゆる管理業務のところで、一番市の担当者の方とお会いするという現状だと思います。今いろんな機会を今からもつくっていくということでしたので、今の形のままで事業者支援にはなっていないと思うんですね。なので、管理だけでなく、先ほども質問で申しましたが、保険者として現場の声を聞いて、しっかり持続可能性のある介護だったり福祉行政を進めていってほしいと思っています。

なぜならば、その先には利用者さん御家族がいらっしゃるんですね。先ほどお話をしましたように、訪問介護事業所が閉鎖をするとすると、じゃあ今までそのヘルパー、在宅を支えていってくれたヘルパーさんに支えられていた利用者さん家族はどうなるのかみたいなことになると思いますので、まずは先ほど申しました一緒に考えていく、どうしたらいいのかというところを考えていく機会を少しでも多く設けていただき、特に事務の簡素化、市のレベルでできる事務の簡素化などを行うことによって、事業者との関係性を近くしていくというか、どうしたら事務の簡素化になるのかみたいなところを話し合っていくといいかなと思うんですけど、見解をお願いいたします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）介護事業所の事務の簡素化というところでございます。おっしゃるとおり、介護保険の請求ですとか利用者様の情報の管理といったところ、事務様々負担があるものと思っております。北九州市では現在介護事業所の事務負担の軽減を図る目的で国が進めております全国共通の電子申請システムの運用を令和7年2月に開始したところでございます。

また、そのシステムの運用に先立ちまして、昨年秋には介護事業所の負担軽減も念頭に、事業所の指定更新申請の提出書類を簡素化するですとか、あと更新時の現地確認の在り方等を見直いたしました。引き続き様々な機会を捉えて、介護事業所の皆様の現場の声をお聞きしながら、介護サービスの質を担保しつつ、持続可能な体制になるように事務負担の軽減を図るよう努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）36番 中村議員。

○36番（中村じゅん子君）具体的な取組が進んでいくことを期待しております。ありがとうございました。

では、最後に終活について、市長答弁をありがとうございました。常設の相談窓口ができるということで、とても期待をしているとともに、終活のその相談の陰には、孤立の予防だったりとか、あとは空き家の問題だったりとか、本当に奥深い幅広い喫緊の課題が山積していると思います。ぜひ、繰り返しになりますが、介護事業所とか高齢者のみんなを支えていってくださっている関係者と共に、北九州らしい、先ほど市長の答弁にも、つながりっておっしゃっ

てくださいましたが、そのような北九州市らしい終活の支援を今から進んでいくんじゃないかなど期待をしております。

これで私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）進行いたします。31番 森本議員。

○31番（森本由美君）皆さんおはようございます。引き続き、市民とともに北九州の森本由美でございます。今期7期目の任期となりますけれども、これまで6期24年もの間、地域をはじめ多くの方からいただいた御支援や御協力に感謝するとともに、社会経済等の変化にも対応しながら、性別等にかかわらず、誰もが生きやすい社会の実現を目指して、これから4年間頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築について伺います。

2021年4月に施行された改正社会福祉法で、重層的支援体制整備事業が創設され、国で移行準備補助金や実施に必要な交付金等の財政措置が図られました。本市においても複雑化、複合化する地域住民のニーズに対応し、包括的な相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業を柱として、多機関協働事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を新たな機能として強化した、一体的に実施する福祉の重層的支援体制整備のモデル事業に2023年度より取り組んでいます。重層的支援体制が整備されることで、地域社会における住民間の緩やかなネットワークが構築され、誰もが孤立することなく、安心して暮らせるようになってほしいと心より願っております。

重層的支援体制整備事業の概要については、先ほど中村じゅん子議員が質問しましたので、私からは具体的な取組について2点お伺いいたします。

1点目に、現在市内の様々な場所で開催されている高齢者のサロン活動や認知症カフェなどの在り方は、重層的支援体制整備事業の実施に伴い変化していくのでしょうか、見解を伺います。

2点目に、孤独・孤立対策と重層的支援体制整備事業との連携について伺います。

2024年4月、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策を推進するため、孤独・孤立対策推進法が施行されました。孤独・孤立対策は、法第2条に規定されている基本理念のとおり、1、孤独・孤立双方への社会全体での対応、2、当事者や家族等の立場に立った施策の推進、3、人と人とのつながりを実感できるための施策の推進の3点を進めるものです。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものですが、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方、捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められます。

このように、孤独・孤立対策は、重層的支援体制整備事業の推進が目指す地域共生社会の実

現と方向性を同じくするものであるため、連携して取り組むことが有効だと考えます。

そこで、孤独・孤立対策をさらに効果的な取組にするため、重層的支援体制整備事業とどのように連携して取り組む考えなのか、見解を伺います。

次に、就職支援及びキャリア教育のさらなる充実について伺います。

1点目に、就職氷河期世代の就職支援についてお伺いします。

国は、2020年度から2024年度までの5年間で就職氷河期世代の正規雇用30万人増を目標に、就職相談や職業訓練など様々な支援を実施しており、本市では国等と連携しながら、専門家による個別カウンセリングと就業機会の提供や資格取得の支援等を行った結果、2023年度までの4年間に支援の必要な氷河期世代の人が正規雇用で3,157人就職できたと聞いています。

就職氷河期世代は、バブル崩壊後の不景気のため希望する職に就けなかったり、不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無職であったり、また、自己肯定感が低く、社会参加に向けた支援を必要とするなど、様々な課題に直面している人が多数います。就職氷河期世代は、現在30代後半から50代半ばとされていますが、個々のニーズに寄り添った支援を行うことで社会で活躍することが可能となり、ひいては地元の中小企業や本市に進出する半導体など成長分野の企業の人材確保にもつながることが期待できるため、本市も引き続き積極的に取り組んでいきたいと思えます。

加えて、就職氷河期世代の人がそれぞれ希望する、あるいは能力を生かせる分野や業種に就職するだけでなく、生き生きと働き続けることが重要だと考えます。そこで、就職後、職場定着の支援は行っているのか、また、就職後の追跡調査は行っているのか伺います。

2点目に、ゆめみらいワークの在り方について伺います。

本市は、職業体験などを通じて、若者の職業観の醸成や地元企業、大学等への理解を促進しようと、2015年8月、ゆめみらいワークを西日本総合展示場で初めて開催しました。その後、開催が12月に変更され、毎年開催されています。出展した地元企業等にとっては若者に自社をアピールする絶好の機会と捉えられ、出展数も年々増加しています。

そこで、2点伺います。

まず、ゆめみらいワークの予算は、今年度2,500万円だったものが新年度には4,000万円に増額されており、非常に大きな事業となっています。そこで、具体的にどのような取組を行う予定なのか、見解を伺います。

一方、教育委員会に、ゆめみらいワークを活用してキャリア教育を中学校で行っているのか尋ねたところ、各学校の校長が職場体験や夢授業など幾つかのメニューの中からよいと思うプログラムを選んでいきますとのことでした。実は、このゆめみらいワークは、中・高校生が様々な職業を学び、体験することで進路選択に生かしてもらおうイベントを私から市へ提案し、始まった事業です。それが全額、産業経済局の予算で開催されているため、企業目線の事業になってしまい、本来のキャリア教育の意味合いが薄れていることを残念に思います。今後は予算の

一部を教育委員会が活用し、働くことや仕事等についての事前オリエンテーションを実施するなど、事業の在り方を見直してはと考えますが、見解を伺います。

最後に、水泳授業の民間委託化について伺います。

市内の小・中学校のプールは、老朽化に伴う高額な改修費や維持管理費が課題となっており、また、水泳授業が先生方の負担にもなっていると伺っています。本市は2023年度、3校の小学校で水泳授業の民間委託検証事業を実施し、授業を受けた子供たちや先生方にも好評だったと聞いています。

福岡市は、今年度モデル事業として小学校4校で水泳授業の民間委託を実施し、水質管理などの業務や水泳指導を民間に委託することで教員の負担軽減につながるほか、天候に左右されずに安定した授業の実施が可能になるということで、新年度より順次小学校で民間委託を進めていくそうです。本市においても水泳授業の民間委託化について検証し、今後の方向性を決めておくべきではないでしょうか。

そこで、本市が実施した民間委託検証事業の評価と、今後民間委託を進めていくつもりなのか、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） 就職支援及びキャリア教育に関しまして、ゆめみらいワークに関してお尋ねがございました。具体的な取組、そして、予算の一部を教育委員会というふうなお尋ねがございました。

子供たちが将来社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実践、実現する力を育むためにはキャリア教育が重要であり、学校だけでなく、社会全体で取り組む必要があるものと認識をしております。

北九州ゆめみらいワークは、仕事と学びをテーマに若者と大人が一堂に会するキャリア教育イベントで、体験や交流を通じまして若者のキャリア形成や将来の市内就職につなげることを目的に開催をいたしております。平成27年度から開始をいたしましたこの事業は、その認知度を着実に高めており、来場者からは、働くことが想像でき、身近なものに感じた、北九州市の様々な企業を知ることができ、将来の選択肢が広がったなど好意的な声が多数寄せられております。

イベント会場には、ものづくりの町ならではの溶接やプログラミングのほか、パティシエやドローン操縦など様々な地元企業の仕事や、大学などの学びの体験ブースが多数設置をされております。今年度は121の企業や大学等の皆様が出展をいたしまして、来場者は1万人を超え、過去最高となりました。

この事業の予算につきましては、イベントの企画や運営管理、会場設営、広報、送迎バス等の経費に充てています。また、今年度は、企業、団体から出展料をいただくなど、財源確保に

も取り組んでおります。

イベントの開催におきます課題や要望といたしましては、1つの体験が短時間のため、出展者の仕事の魅力が伝えづらい、平日開催のため、中学や高校などの授業の一環でないと参加できない、バスの台数制限があり、希望者全員が参加できなかったなどの声も上がっております。

こうしたことから、第10回の節目を迎える令和7年度におきましては、新たに、1つには、子供たちの学びと理解を深めるため、5分から10分の体験だけではなく、長時間、40分から50分程度の、より丁寧な体験プログラムの提供、2つ目に、平日開催をすることに加えまして、小学生から大人まで幅広い世代が参加しやすい休日の開催も予定をしております。さらには3つ目に、送迎バスの増便をするということなど、予算を拡充した上で予算案として計上させていただきます。

また、中・高生が多く来場するこのイベントは、北九州市や福岡県の教育委員会との連携の下、各学校における生徒の皆様のキャリア教育の一環としても活用いただいているところであります。

議員が御指摘の教育委員会における事前オリエンテーションにつきましては、現在各学校で行っていただいております。今後とも学校現場での実施状況やニーズの把握に努め、どのような形が、より子供たちのキャリア形成支援に効果的なのか検討してまいりたいと考えております。

今後とも日本一若者を応援する町を目指し、企業や大学等との連携の下、より多くの来場者の方々に企業や北九州市の魅力を伝えるとともに、子供たちのキャリア形成に寄与するように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上です。残りは担当局長等からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）誰もが安心して暮らせる地域社会の構築についての2点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、高齢者サロンや認知症カフェなどの在り方は、重層的支援体制整備事業の実施に伴い変化していくのかのお尋ねでございます。

誰もが安心して暮らせる地域社会を維持、構築していくには、様々な年代や多様な人たちが集い、緩やかにつながることを通じた支え合いの関係性づくりが重要と考えております。国の示す重層的支援体制整備事業では、年齢や障害の有無などにかかわらず、住民同士が交流できる場や居場所の確保を進める地域づくり事業が大きな柱の一つとなっております。

事業の実施に当たりましては、既存の高齢、障害、子育て支援など、それぞれの活動の対象者の居場所は確保した上で、広く地域住民が参加するよう働きかけ、お互いが支え合う関係性を広げていけるような方向で取り組むこととなっております。

議員お尋ねの高齢者サロンにつきましては、通いの場としての定期的な開催や、高齢者の複数参加などを要件としまして、北九州市社会福祉協議会を通じて、北九州市内での約400か所の活動に助成を行っております。現在でも高齢者以外の方がサロンに参加するなど、多世代交流の場としての役割を担っております。また、認知症カフェにおいても、認知症の御本人や御家族、地域の方など広く参加が可能となっております。

議員お尋ねの重層的支援体制による変化でございますが、重層的支援体制整備事業を実施することで、高齢者サロンや認知症カフェの在り方が大きく変わることはないと考えておりますが、地域づくり事業を進める中で、障害のある方や子育て世帯を対象とした居場所づくりの活動も含め、より多くの年代や多様な人たちと交流できるよう働きかけていきたいと考えております。

今後も地域における交流の場や居場所の確保を進め、支え合いの仕組みを構築していけるよう、重層的支援体制整備事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の孤独・孤立対策をさらに効果的な取組にするため、重層的支援体制整備事業とどのように連携して取り組むのかとお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、孤独・孤立の状態や感じ方は様々であるため、当事者の方の状況に応じた多様なアプローチや手法による対応が重要でございます。北九州市では、平成20年度からいのちをつなぐネットワークを開始し、支援を必要とする人が社会的に孤立することがないように、全国に先駆けて当事者支援と地域づくりに向けた支援を一体的に実施してきました。

また、孤独・孤立対策として北九州市では、官民、NPO等の連携を強化する北九州市孤独・孤立対策等連携協議会の設立や、相談者の困り事に応じた支援機関を紹介するウェブサイト、お悩みハンドブックの公開、それから、孤独・孤立対策強化月間での啓発活動などに取り組んできました。

一方、国は地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業を令和3年度に開始しました。この事業は、属性を問わない相談支援、社会参加支援といった当事者への支援と地域づくりに向けた支援の両輪で、人と人のつながりを基盤としたセーフティーネットを強化するものであり、北九州市のこれまでの取組と方向を一にするものと考えております。

来年度から7区で実施いたします重層的支援体制整備事業を進めることにより、孤独・孤立に悩む状態に至っても、可能な限り速やかにその方の状況に合った支援につなぐなど、有効に連携を図ることができるものと考えております。今後も地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業、そして、孤独・孤立対策を効果的に連携させ、当事者に寄り添った支援ができるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）就職支援及びキャリア教育のさらなる充実についてのうち、就

職氷河期世代の就職支援についてお答えいたします。

就職氷河期世代の方が安定した仕事に就き、働き続けることは、御本人の幸せにつながるだけでなく、企業の人材確保の観点からも大変重要と考えてございます。北九州市では、国などと連携しながら就職氷河期世代で正規雇用を希望する方に対しまして、専門家による個別カウンセリングやマッチング、よりよい就職条件で就業するための資格取得の支援などを行うとともに、企業に対しましても採用ノウハウや職場定着の成功事例を紹介するセミナーの開催など、この世代の方々の積極的な採用を促してまいりました。これらの取組によりまして、令和2年度からの5年間で目標値である3,500人を超える3,651名の方が、非正規、無業から正規雇用での就職につながってまいりました。

また、北九州市の雇用動向調査、今年は1月に実施しておりますけど、それによりまして、就職氷河期世代を正規雇用する予定の企業は7割を超えておりまして、若い人よりも定着がよく、この世代の採用に力を入れたいなどといった前向きな声もいただいているところであります。

御質問の定着支援や追跡調査につきまして、北九州市では市の制度利用者に対して、就職後も悩みがあれば相談できることをお伝えするとともに、就職前に何らかの不安を抱えていると思われる方々を対象に、令和2年度からの5年間で約200人の方への追跡調査をしてまいりました。

その結果、順調に仕事を継続している方が多くいる一方で、入社後に覚えるべき業務内容が多い、仕事のプレッシャーが大きいなどの不安の声もいただいております。そうした悩みがある方に対しましては、再度カウンセリングなどを実施しております。

北九州市としましては、引き続き就職氷河期世代の方々の就業を支援するとともに、就職後も生き生きと働き続けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君） 教育長。

○教育長（田島裕美君） 最後に、教育分野の中で、水泳授業につきまして、本市が実施した民間委託検証事業の評価と、今後民間委託を進めていくつもりなのかどうかという点についてお答えいたします。

令和5年度に実施いたしました民間委託検証事業では、学習面や教員の負担面及びコスト面などの効果を検証するために、学校規模や民間プールまでの移動距離が異なる小学校3校をモデル校として実施をいたしました。

検証事業の評価ですが、その結果、専門的な指導によります泳力の向上の点、また、水質点検や消毒、給水等の管理業務に係ります教職員の負担軽減などといった点に効果が認められまして、民間委託には一定の有効性があると認識をしております。

一方で、移動時の安全確保の点だとか、また、民間委託に係る経費は児童生徒数に比例するために、学校規模によりましては、学校プールの改修、維持経費に比べまして、コスト面の効

果がさほど大きくはないといった課題もあることも分かりました。

こういったことから、水泳授業の民間委託につきましては、学習面、安全面、コスト面等の総合的なバランスを図るために、さらに丁寧に検討を深める必要があると考えております。

そこで、水泳学習の当面の考え方といたしまして、今学校にありますプール施設を最大限活用しながら、コストのかかるプールの新設や大規模な改修は行わずに、代替といたしまして校外施設を活用することとしております。活用する施設は、学習時間の確保や移動時の安全性、また、教職員の負担軽減及び経費等を総合的に勘案いたしまして、まず第1に近隣校、2番目に公営プール、3番目に民間プールという順番で選定することとしております。令和7年度はこの考え方に沿いまして、小・中学校合わせて5校が近隣校や公営プール等の校外施設を活用する予定としております。

水泳学習につきましては、今後も教員の負担軽減にも配慮しつつ、子供たちの安全や健やかな体の育成に関わります学びの機会を確保してまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）では、第2質疑に入りたいと思います。

まず、水泳授業の民間委託についてなんですけれども、福岡市では先生の負担が減ったということ、それと、やっぱり専門の指導者に指導してもらっているので上達しているという様々なメリットがあるということが分かっておりまして、新年度から順次できるところはやっていくとお聞きしております。

本市においても、もちろんハード面でのプールが老朽しているというところが一番大きいと思うんですけれども、ぜひ安全面という面では、民間のスイミングスクールのスクールバスを使うということも検討できると思いますので、しっかり総合的な検証をもう一度していただいて、なるべく早めに結論を出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（田島裕美君）おっしゃいますように、いわゆるメリットというものも十分私ども分かっております。そういう点も含めまして、学習面だとか、安全面といいますのは、交通事故だとかそういう点だけではなくて、泳いでいる最中の安全面というのものもあるんですが、そういう面、それと、最終的にどうしても子供さん1人当たり1万円かかるという面で言うと、例えば外に出す、委託で出すときの学校規模だとかということもありますので、全体的に総合的な検証はさらに進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）新年度から福岡市で実施されますので、その実態と実情を見て、しっかり検討していただきたいと思います。

次に、ゆめみらいワークの在り方について御質問します。

産経のほうはしっかり、ゆめみらいワークを充実させているということは分かっておりますが、私が一番提案したいのは、産業経済局と教育委員会の連携ということです。キャリア教育ということで教育がついておりますので、職業体験、職業を学ぶということも大事ですが、やはり自分の将来や職業について考えるきっかけということで、ぜひ教育委員会も主体的に関わっていただきたいと思います。

私が教育委員会に問合せしたときには、あまり積極的ではなかったと感じて大変残念に思いました。もっと主体的な関わりというのはできないのでしょうか。

それと、中学、高校生という時期にやはりキャリア教育ということで、このゆめみらいワークをもっと活用していただきたいと思いますが、高校に対する働きかけというのはできないのでしょうか、さらにですね。以上、お聞きしたいと思います。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（田島裕美君）御質問2点あったかと思えます。

いわゆる主体的な進路の選択だとか将来設計のためにキャリア教育が非常に重要であるという御指摘、もつともだと思えます。本当にキャリア教育は、不透明な時代を生きるためにも自己選択の幅を広げるということで、教育委員会も非常に積極的に行いたいと考えております。そういう意味では、ちょっと私どもの議員からのお尋ねにうまくお答えできていなかった分があるかと思うんですけれども、決してキャリア教育を軽視しているわけではございませんので、それを1つ目のちょっと答弁とさせていただきたいかと思えます。

2点目の高校に関しましては、私どもの所管いたします市立高校でございますけれども、市立高校のキャリア教育、非常に今熱心にやっておりますので、どういった点でこの事業とまたコラボできるかということも今後の課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）ありがとうございます。高校については市立高校はもちろんなんですけれども、県立高校とか私立の、他の市立以外の高校にも働きかけをぜひお願いしたいということのを要望したいと思えます。

次に、就職氷河期世代の就職支援についてお伺いいたします。

私はバブル世代で、就職にあまり苦労しなかったんですけれども、この就職氷河期世代ということを経験した学ばに当たって、たまたまその氷河期に卒業したばかりに希望する企業に就職できなかった、多くの就職氷河期世代の方が、その卒業した後も、就職した後もずっと長くその方たちの人生に影を落とす、そういう理不尽さということが就職氷河期問題の本質ということの本で読みました。

これは本当に根深いというか、とても難しい深刻な問題だと思っておりますし、キャリアカウンセラーをしている、そういう就職氷河期の方を支援している方からお伺いしても、就職氷

河期世代の方の就職がなかなか厳しいということは今でもお伺いしております。ぜひ本市についてはしっかり支援はしているということだったんですけれども、若者が再チャレンジしやすい仕組みというものもつくるということも含めて、しっかり寄り添った支援をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、サロン活動のことを取り上げました。自宅以外の居場所ができ、閉じ籠もりを防ぐことができる、仲間同士でお互いのことを気にかけて合うようになることで見守りの効果がある、触れ合いを通じて地域住民同士の絆を深め、支え合う地域づくりの活動ができる、支援される人が支援する人にもなるということで、今後の地域共生社会のあるべき姿だと思いますので、私もしっかり応援をしていきたいと思います。以上で終わります。

○議長（中村義雄君）進行いたします。53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）こんにちは。村上さとこでございます。今期も市民の利便性や生活向上のために市民の声を届け、行政チェックと提案をしまいたします。どうぞよろしくお願いたいたします。

質疑に入ります。

初めに、文化財行政の充実、強化のため、本市文化財保護条例の早急な改正を求めてお尋ねします。

議場配付資料も御覧ください。以下、条例改正が必要な理由を述べます。

1点目に、本市の文化財保護審議会は、附属機関の設置に関する条例に基づき設置されていますが、この条例では審議会が具体的に何を審議するのかが明確ではありません。具体的な審議事項は教育委員会の裁量で決まります。ほかの自治体では条例で明確に定めています。審議会が何を審議するかは、本市も議会が決定する条例で定めるべきです。議会の関与、チェックは大切です。

2点目に、当然ながら文化財保護審議会は文化財保護法に基づく条例で設置するのが最善です。事実、20政令市中、本市と広島市を除く18政令指定都市や、福岡県、東京都など都道府県も文化財保護法を用いています。

一方、本市の文化財保護審議会は、地方自治法に基づく形です。これは文化財保護法が想定していない形です。そのため、本市審議会は、文化財の保存活用について建議できる権限がありません。建議とは、審議委員自らが調査研究、意見具申、勧告などをすることですが、それができないため、委員の知見や意見が生かし切れず、審議会が活発になっておらず、残念な状態です。委員からも条例改正をして建議ができるようにしてほしいと声が上がっています。

本市は、建議という形式にこだわらず、必要に応じ委員に意見を聞いている、建議ができる自治体でも建議実績がないと説明してきましたが、根本的解決にも比較にもなりません。多くても1年に1回程度、指定文化財の指定時にしか審議会が開催されない本市と違い、他都市では活発に審議会が開催されているからです。

したがって、審議事項を条例に明確に記載し、さらに文化財保護審議会に文化財の保存活用について建議する権限を付与するために、文化財保護法を設置根拠とする文化財保護条例へと改正すべきと考えます。見解をお伺いします。

次に、和布刈公園の設置車両オハフ33の内装工事時に、廃棄前提で撤去された2脚の椅子が売却された問題についてお尋ねします。

椅子をリサイクルしても構わないとのめかりテラス実行委員会の誤った見識により、実行委員会メンバーの知り合いである鉄道専門リサイクル業者が椅子を持ち帰り販売し、利益を得ています。昨年4月頃より長期にわたり説明や責任を求めてまいりましたが、先日2月22日、門司港レトロ課より、売却された椅子はもう戻らない、今後は気をつけると説明がありました。

そこで、この責任はどの部署がどのように取るのか、見解をお伺いいたします。

廃棄、売却問題の原因の一つは、車両が公園施設物と位置づけられていたことです。文化財指定の有無にかかわらず、地域で愛され、大切に保存されてきたものは文化財です。市民の共有財産です。時の担当者の判断で、施設物だからと安易に廃棄されてはなりません。

そこで、どのようなものが文化財であるのか、全ての部署で共通認識、定義づけを行うとともに、文化財行政充実、強化のため、文化財保存活用地域計画の策定が必要であると考えます。見解をお伺いいたします。

最後に、令和7年度当初予算案の重点テーマ、女性が自分らしく輝ける町に関連し、お尋ねします。

女性リーダーや、女性が使いやすいトイレも必要ですが、経済的に困窮している女性、非正規で働く若年、中・高齢女性、シングルマザー、DV被害者や性的被害者など、どこか置いていかれているようなフレーズに感じてしまいます。

そこで、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画について、現在どのように進んでいるのか、お尋ねいたします。

以上で私の第1質疑を終わります。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） まず、重点テーマ、女性につきまして、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づく基本計画について、現在どのように進んでいるのかというお尋ねがございました。

女性支援新法、これは非正規雇用の女性や独り親家庭の女性などにおける生活困窮、そして、性犯罪被害や家庭内の暴力など、現代社会における女性の皆様が抱える課題が複雑化、多様化しており、解決に向けた取組は大変重要な課題であると認識をしております。こうした中、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されまして、この法律に基づき、困難な問題を抱える女性の皆様への支援を推進していくこととなりました。

この法律では、市町村の努力義務として、女性の支援に係る基本計画の策定や関係機関によ

る情報交換や協議の場である支援調整会議の設置などについて規定をされているところです。また、女性を支援している民間団体との協働といった視点も取り入れまして、新たな支援を進めることとなっております。

北九州市におきましては、昨年8月に策定をいたしました第5次北九州市男女共同参画基本計画の全体構成の中で、その柱の一つをこの法で規定する基本計画として位置づけております。この基本計画に基づきまして、1つに、区役所の子ども・家庭相談コーナーにおける相談対応など、安心して暮らせるための支援体制の構築、2つに、支援が必要な方の居場所の確保や自立の支援、3つに、相談や支援に当たる相談員の人材育成などの取組を現在実施しているところであります。

計画に記載をいたしました支援調整会議についてでございますけれども、こちらは市や県の関係部署や警察、弁護士会など43の関係機関、所属、計52人を構成員として今年1月に立ち上げまして、第1回の会議を開催いたしました。この会議には、地域で女性支援に当たっておられるNPO法人なども参加をしていただき、実際に支援を行った事例を基に、女性が直面している現状や課題、関係機関の役割や支援内容などについて情報共有や協議を行ったところでございます。

今後も基本計画に基づく支援を適切に実施するとともに、引き続き市や県の関係機関、NPO団体等と連携をいたしまして、困難を抱える女性が安心して自立した生活ができるよう、しっかり寄り添いながら支援を続けてまいりたいと考えております。以上です。残りは関係局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）文化財行政につきまして3つのお尋ねにお答えしたいと思います。

まず初めに、文化財保護審議会の審議事項を条例に明記し、審議会が文化財の保存活用について建議できるようにするため、文化財保護条例を改正すべきとお尋ねにお答えいたします。

文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和50年に一部改正をされまして、都道府県に設置することが可能となりました。さらに、平成8年には市町村へもその範囲が拡大をされております。

北九州市におきましては、こうした文化財保護法の規定整備に先駆けて、昭和39年に地方自治法に基づいて文化財保護審議会を設置しており、これまで様々な案件をお諮りして、貴重な御意見をいただくなど長きにわたって適切に運用してきたところでございます。

また、文化財保護法では、文化財保護審議会は同法に基づく条例により設置することを求めているとの御指摘がありましたが、文化財保護法では町が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体を除きまして、市町村の教育委員会に文化財保護

審議会を設置することができる」と規定されているにとどまり、文化財保護審議会を設置する場合に、文化財保護法を根拠とすることを制度上求められているものではありません。

また、昨年9月の本会議でも申し上げましたとおり、北九州市といたしましては、文化財の保護と町の未来のために必要な開発につきまして、包括的、中長期的な視点を持って多様な立場の皆様から御意見をいただきながら、北九州市にふさわしい新たな仕組みの在り方が必要なのではないかと考えております。

現在その仕組みづくりに向けまして、対象とする開発の規模でありますとか議論のタイミング、事業主体や種別など、あるいはどういった分野の専門家や関係者に御参加いただくなど、多岐にわたる視点で検討を重ねているところでございます。

このように北九州市といたしましては、将来に向けて文化財保護、活用等を中心に置いた様々な課題整理や仕組みの構築につきまして十分な検討や調査などを行い、総合的な調整を図ることとしており、その中で組織や条例改正が必要となる場合には対応したいと考えております。そのため、現時点で専ら建議の機能追加を目的として、関係条例の改正を行うということは考えておりません。

次に、文化財行政のうち、和布刈広場に設置されているオハフ33についての中で、オハフ列車の座席売却について、椅子が戻ってこないことの責任をどの部署がどのように取るのかというお尋ねについてお答えいたします。

オハフ列車を活用したカフェ事業は、和布刈地区の活性化に熱意を持った民間の方々のアイデアを基に、市と民間事業者で構成するめかりテラス実行委員会により、地区のにぎわいづくりを目的にスタートしたものでございます。

カフェ事業を始めるに当たりましては、列車内部を改装する必要がありましたことから、市から実行委員会メンバーに対して、実行委員会メンバーで座席等の撤去作業を実施すること、そして、法令にのっとり撤去物は適切に廃棄するとともに、撤去物の売却は行わないこと等の指導を行っておりましたが、一部関係者の誤った認識から、2脚の椅子が売却される事態に至ったというものでございます。

これまで売却された2脚の椅子につきましては、これを撤去した業者に対し返還を求めるとともに、法的観点から弁護士等に相談を行ってまいりました。その結果、リサイクル業者と買主の間で正当な売買契約により椅子の引渡しが完了しているということから、買主に民法上の即時取得が成立する可能性が高く、市に所有権はないと考えるのが妥当であるという見解が示されたところでございます。

市としましては、当初から廃棄を予定しておりまして、また、適切に廃棄することの指導を行っていたということから、即時売却に係る責任を負うものではないと考えております。

なお、市の指示が適切に共有認識されていなかったことから生じた今回の事案を踏まえ、市といたしましては適切な情報共有を目的とした定期的な実行委員会会議の開催、会議録の作成

及びメンバー内での共有、事務処理手順やおのおのの役割、権限を明確にした規約の改正を行うとともに、実行委員会とカフェ事業者との間で車両の使用方法等を定めた協定の締結などの対策を講じたものでございます。

来年度予算の重点テーマの一つであります観光大都市への進化、実現のためにも、和布刈地区のにぎわい創出は北九州市観光のさらなる発展の重要なミッションとなります。引き続き官民連携の上、取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、和布刈広場に設置されているオハフ33についてのうち、何が文化財であるのか共通認識、定義づけを行うとともに、行政の充実のために文化財保存活用地域計画が必要であると思うが、見解を伺うというお尋ねにお答えいたします。

地域における文化財の計画的な保存活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30年に文化財保護法が改正をされました。この改正によりまして、文化財の保存活用に関しまして、都道府県は総合的な施策の大綱を作成すること、市町村は都道府県の大綱を勘案し、総合的な計画である文化財保存活用地域計画を作成し、国に申請をすることが可能になりました。市町村が地域計画を策定する場合は、その位置づけは文化財保護行政の中長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプラン、この両方の役目を担うものとされています。

また、国の文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針によりまして、地域計画に定めるべき主な事項といたしましては、市町村の概要、市町村の文化財の概要、市町村の歴史、文化財の特性、文化財の保存活用に関する目標、これ将来像です。文化財の保存活用に関する課題、方針、文化財の保存活用に関する措置、文化財を把握するための調査に関する事項、計画期間、文化財の保存活用の推進体制等と定められております。何が文化財であるかなどの文化財の範囲を定義づけることは示されておられません。

なお、文化財の定義づけにつきましては、それぞれが持つ歴史的な価値のほか、意匠や技術的に優れた特徴など総合的に勘案した上で個別に判断すべきものであり、ルールを定めて一律にそれをもって仕分ができるものではないと考えております。

北九州市におきましては、今年度新ビジョンの分野別計画であります北九州市文化芸術推進プランを作成いたしまして、その計画期間を今年4月からとしております。文化財保存活用地域計画につきましては、今後このプランとの整合性を図りながら、国、県とも調整の上、策定に向け検討してまいりたいと思っております。

先ほどちょっと即時売却と申しました。座席売却の間違いでございました。失礼しました。以上です。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）順不同ですが、第2質問に入ります。

初めに、困難女性支援法について第2質問をいたします。

今回の3月1日の市報の特集でも、男女共同参画基本法の柱の5に、困難を抱えた女性などが安心して暮らせる支援が明記されておりました。配偶者暴力相談センターの連絡先も示されており、市の取組を実感し、大変心強く思ったところでございます。この計画はどんどん進んでいくと思っております。

困難女性支援法は、従来の福祉六法である生活保護法、児童福祉法、母子父子寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法など複数法の法律のアップデートであるため、分野が多岐にわたります。

そこで、私はその相談窓口の体制について、昨年5月の総務財政委員会でお尋ねいたしました。その際、女性の輝く社会推進室次長からは、支援調整会議にてこの窓口の交通整理を行うとともに、今のところ最も適切な相談窓口は、現時点で一本化するなら子ども・家庭相談コーナーではないかというようなお答えをいただきました。支援調整会議を経て、現在でも、また、最初に相談する市民の窓口というのは、子ども・家庭相談コーナーになるのでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）先ほど市長から答弁申し上げたとおり、支援調整会議の構成員であります関係機関が連携して支援を行うということが基本になると思っております。ただ、困難を抱えます女性が陥りやすい生活困窮でありますとかDVでありますとか、あるいは離婚に伴う独り親家庭への支援等担当しております区役所の子ども・家庭相談コーナーがまずは相談を受けて、必要に応じて適切な窓口へ御案内するというのが、スムーズな解決に今のところはつながるのではないかと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）市民に身近な区役所の子ども・家庭相談コーナーですが、そこが相談窓口の役割を果たすなら、その名称がシングルやDVや性的被害者を阻みかねないと思っております。子供がいないから、家庭を持っていないから、家庭相談コーナーには相談できないというためらう方がいないよう、相談先が分からないというお困りの方が出ないよう、さらなる周知と広報強化に努めていただきたいと、これは心から願います。私自身も広報に努めてまいります。

ただ、子ども・家庭相談コーナーと同様に、予算案の重点テーマ、女性が輝くという名称について一言申し上げさせていただきますが、やはり違和感を持ちます。女性が輝くは国がつくった文言ではありますし、市長がおっしゃるように日本はまだ男性社会です。しかし、ジェンダー平等を目指す日本において、女性が輝くという上から目線とも捉えられかねない名称の改正は必要ではないかと、これは今後の議論のための意見とさせていただきます。

市報にあった市長の最終的な目標は、女性だけではなく、どんな性別や境遇や価値観であっても、人と人との間に絆があり、誰かが応援してくれると思える北九州市というメッセージに

深く共感し、次の質疑に移ります。

オハフについてです。議場配付しております図のように、このオハフ問題に関わる部署は大変多岐にわたっております。局長がおっしゃっていたように、今後は議事録、会議録、規約の改正、車両の使用について明確化するなどはあまりにも当たり前の話であります。たった6人のめかり実行委員会、その一人はレトロ課長でありながら、販売禁止を共有できなかったとは考えにくく、市民にとっては何かそこに特殊な事情があったのではないかという疑念の声も出ております。

そもそも和布刈公園の管理運営委託に関しましては、一般競争原則も働かず、実行委員会形式で進められました。その実行委員会も一部であり、広く実行委員を募集したわけではなく、経緯も不透明でございます。実際にオハフ活用に公募があったのなら、そのまま改装せずカフェ運営をしたかった、なぜ公募がなかったのかと市民の声も上がっています。この前レトロ課長であります、実行委員会に入っていながらこのような失態が起こったということで、何の責任もないということになるのでしょうか。人事課にお尋ねします。

○議長（中村義雄君）総務市民局長。

○総務市民局長（三浦隆宏君）今、オハフの座席の撤去作業を行った関係、売却の関係でございますが、民法上、先ほど都市ブランド創造局長が答弁したとおり、即時取得が成立しますので、取り戻すことは難しいと思っております。これは、北九州市としても適切に廃棄することを指導しておりまして、市には法的責任はないとは考えております。この件で責任を問うことは難しいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとし君）繰り返しますが、たった6人のめかり実行委員会の一人がレトロ課長でありながら、情報の共有もできなかったということでもありますので、責任うんぬんということはやはり発生すると思います。法的にうんぬんではなくて、倫理的に発生すると考えております。何もおとがめがない、注意も何もないということなのかもしれませんけれども、文化財の廃棄はもってのほかですが、これ行政として廃棄したかどうか確認も怠っているわけですね。それで、市民の通報によりこれが、文化財が鉄道専門業者によって売られていること、オークションに出されていることが発覚されたわけでありまして。市民に不信感、疑念を持たれるということがこの件で一番残念だと私は思っております。この問題は今後も追及していくこととし、次の質問に移ります。

条例改正でございます。今回は後ろ向きの答弁で残念に思います。条例改正の話はとても難しいので、地方自治法に基づいた条例のため、建議できない本市の文化財保護審議会と、文化財保護法に基づく他都市の審議会の違いを例えて述べてみます。例えとして、市民が北九州市にハンバーグを注文したら、お皿にハンバーグだけが出てきた、しかし、他都市にハンバーグを注文したところ、ソースは和風ですか、デミグラス、どちらになさいますかと聞かれ、さら

に、お皿にはレタスやポテトサラダやプチトマトもついてきた、そして、食後のデザートとコーヒーも無料なのでどうぞどうぞいかがですかと提案された。これくらい建議できるかどうか違います。

住民サービスを求める市民は、さて北九州市と他都市、どちらのシステムを選びますかということ。これ市長だったらどちらをお選びになりますか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）ちょっと例えが少し分からなかったんですけども、我々としては今の規定の中で、市の文化財の指定に関して先生方の知見をお借りしながら、議論しながら、まさに文化財保護法の中で審議会のことが規定される前から、ずっとこのスタイルでいろんな先生方の力を借りて今に至っているわけです。このフレームの中でしっかりしながら、あわせていろんなコミュニケーションを取るための今努力もしているということですので、適正に事を運んでいると思っています。以上です。

○議長（中村義雄君）53番 村上議員。

○53番（村上さとこ君）分かりにくい例えということでしたが、建議とは審議委員自らが調査研究、意見具申、勧告などを行うことでもありますので、これ何も市民のマイナスにもなりません。いいことだらけなんです。いつやるの、今でしょという形であります。審議会は今後もなくなりませんし、いち早く充実した体制を整えておいていただきたいと思います。

都市ブランド創造局においては、昨年私が指摘するまで、市の審議会ホームページ上で文化財保護審議会は文化財保護法に基づくと誤って書かれていました。以前、井上局長は本会議で、市に学芸員がいるので審議会を開かなくても大丈夫などと審議会を形骸化するような発言をなさいましたし、文化財保護審議会委員の任期は2年なのに、1年たっても会長も副会長も選任しなかったり、指摘してやっと選任したり、本市はあまりにも審議会を軽く見ているのではないかと思われぬように、しっかりと建議ができるよう改正していただきたいと思います。

時間がないので、次に移ります。文化財保存活用地域計画であります。これは、徐々にですが進んでいくと理解をいたしました。福岡市はじめ久留米市、宗像市、太宰府市、飯塚市、朝倉市、上毛町も策定しております。政令市の本市もいち早く作成に向けて加速していただきたいと思います。

さらに、計画策定には国の地域文化財総合計画推進事業交付金も活用できます。局長がお示しいただきました文化芸術推進プランには、文化都市を目指す地域の魅力的な文化資源の磨き上げとして、地域の歴史と風土の中で培われてきた文化財や埋蔵文化財などの市民の宝を適切に保護し、保存、継承するとともに、分かりやすく公開することで郷土の歴史と文化への理解を深め、郷土愛を育み、町のにぎわいづくりなどにも活用していくとあります。ぜひやっていただきたいと思います。

城野遺跡、八幡市民会館、初代門司駅、赤れんがなど、特に埋蔵文化財や建築物など有形文化財の保存には建築計画と相反する事態になっております。しっかり整理して、文化財をどうやって守っていくのか、計画に方向を明記していただきたいと思います。

さて、文化財において文化を守る大切な担い手は学芸員です。人材育成は課題です。市から人材流出をしてはなりません。本日の毎日新聞を見ますと、文化財、本市の財団の職員がパワハラにて人材流出をするということが書かれておりました。これ大変な問題だと思います。

私も昨年9月よりこの問題に触れておりましたが、これは市による文化財行政の体制、組織的問題だと思っております。市による公益通報者保護法違反、パワハラ、人権侵害の三重失態の可能性がります。この貴重な人材の喪失、局長どう思われますか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）ちょっと記事を読んでいないのであれですけども、財団の人事に関することですので、私がここで……。

○議長（中村義雄君）時間がなくなりました。

進行いたします。44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）皆さんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質疑を行います。

まず、航空自衛隊芦屋基地において暫定目標値の30倍のP F A Sが検出されたことについてであります。

環境省と国土交通省は昨年12月、全国各地の水道水や河川で検出されていた化学物質P F A Sについて、自家用に利用する専用水道での調査結果を初めて公表いたしました。調査の結果、2020年4月以降、11都府県の44か所で国の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超過しており、国設専用水道の中でも最も高かった航空自衛隊芦屋基地では、暫定目標値の30倍となる1リットル当たり1,500ナノグラムが検出をされました。

これを受け、福岡県は基地周辺の河川や水路など合わせて8つの地点で水質調査を行ったところ、基地の北側の水路で暫定指針値を超えていたことが分かっております。芦屋基地のある芦屋町も本市と同様に遠賀川水系の水を生活用水として利用しております。本市としても危機感を持ってこの問題に向き合う必要があります。

芦屋基地によると、10月末に判明してすぐに高濃度の井戸の使用を停止した、この蛇口は飲用にも使われていた可能性があるが、健康被害は確認されていないとのことであります。同基地では2010年4月以降、P F A Sを含む泡消火剤を使用しておらず、現時点で自衛隊との因果関係を申し上げるのは困難との見解を示しております。

これまで高濃度のP F A Sが検出されても汚染源はほとんど特定をされておられません。汚染源や健康への影響、これが分からないことは、地域住民の不安を非常に大きくするものであります。科学的な調査に目をつぶり、汚染源の解明が進まなければ、汚染が除去されることはあ

りません。まずは汚染源を特定し、その対策を講ずるべきと考えますが、本市としての見解を伺います。

また、暫定目標値を大きく上回る調査結果が出た以上、健康被害に対する住民の不安払拭のため、周辺自治体の住民や自衛隊員の血液検査、これを行うことを国や県に強く求めるものがあります。見解を伺います。

次に、企業誘致について伺います。

本市は、一歩先の価値観を体現するグローバル挑戦都市北九州市の実現に向け、そのエンジンとなる企業誘致をさらに加速させていくため、企業誘致加速パッケージを取りまとめ、企業誘致加速大作戦に取り組んでおります。その内容は、地域未来投資促進法の特例措置を活用した新たな産業用地を創出するため、市街化調整区域のまま開発が可能、また、農地転用が可能になるなどの特例措置や、企業立地促進補助金をこれまでの10億円から最大50億円まで引き上げるなど、5つのミッションが設定をされております。

そこで、企業誘致に際して誘致件数や投資額、雇用数や市民所得の動向などについての指標となるのがK P I、重要業績評価指数であります。本市では北九州市未来産業創造会議の中で議論がされております。税金を使って企業を誘致するわけですから、市民にとって有益であることが求められます。誘致した企業が安定的に雇用を生み出し、市民所得が向上することで地域経済が活性化しなければ理解は得られません。本市の企業誘致においてK P Iが設定されておりますが、何を達成したいのか、どのような結果を求めているのか、具体的な目標について答弁を求めます。

また、誘致した個別企業の業績の進捗、これがどのように検証され、検証結果に基づき定期的なK P Iの見直しは行われているのか、答弁を求めます。

最後に、企業誘致に際して、企業と本市が交わす立地協定書では、環境保全について、法令等基準の遵守と環境保全に万全を期すよう企業側に求めております。工場の誘致は近隣住民に様々な不安を抱かせることとなります。工場内ではどのような工程でどんな化学物質が使われ、どこに排水されているのか、健康に影響はないのかなど、こうした不安に丁寧に答えることが何より重要であります。多額の税金を投入して企業を誘致するのであれば、特に工場については使用する化学物質の名称や排水経路などを全て公表すること、これを協定書に書き込むべきであります。見解を伺います。

次に、初代門司駅遺構に係るこれまでの議論を通じての本市の文化財保護行政について伺います。

若干村上議員と重複する部分がありますが、御了解をいただきたいと思っております。

昨年11月8日に行われました文化財保護審議会の懇談についての議事録などの開示請求に対する教育委員会名での通知書によると、懇談会ではほとんどの審議会委員が遺構の重要性を認め、保存を求めています。懇談会のこのような結果について、審議会委員の委嘱を担う教育

委員会としてどのように受け止めているのか、見解を伺います。

次に、各地方公共団体には文化財保護審議会や、それに類する委員会が設置をされています。その設置根拠法は文化財保護法に基づく場合と地方自治法に基づく場合があり、大きな違いは建議の有無であります。建議とは意見を申し立てることであり、教育委員会の諮問がなくても審議会は意見をすることができること、建議がなされれば教育委員会はそれを審議しなければならないことを意味します。

それで、なぜ本市のように地方自治法に基づく審議会が存在するのかということ、文化財保護法に文化財保護審議会が位置づけられたのは1975年の改正時であり、それ以前には文化財保護法を根拠とした審議会を設置することができませんでした。1975年以前に文化財保護審議会を設置した都道府県市町村の多くが地方自治法を根拠としましたが、多数の自治体は文化財保護法改正後に条例改正をし、審議会の設置根拠を文化財保護法に変更しております。

本市では、1964年に文化財保護審議会が地方自治法を根拠に設置をされましたけれども、それ以降条例改正されずに現在に至っております。西日本新聞の取材によると、20政令市中、地方自治法を根拠にしているのは本市と広島市のみとのことであります。

そこで、本市はなぜ現在まで文化財保護法を根拠とする審議会へと条例改正を行わなかったのか、その理由について答弁を求めます。

次に、門司港地域複合公共施設整備事業について伺います。

今議会では、門司港地域複合公共施設整備事業に31億200万円が計上されております。これは昨年10月に建設工事の入札が不調に終わり、今年度予算に上乘せするもので、これにより建設工事費は135.4億円、土地購入、JR施設移設費等を含めた総事業費は163.5億円となり、平成30年当初計画の77.1億円に比べて2.1倍に膨れ上がっております。

本市は当初、公共施設マネジメント事業のモデルプロジェクトとしてこの事業に着手しましたが、事業費の大幅な増額はその目的からも逸脱するものであります。市民に対し事業費の変遷を示し、説明をした上で理解を求めるべきではないでしょうか。

この際、市民の意見を踏まえることにより公共事業の実施や継続等の判断について、客観性と透明性の向上を図ることを目的とした公共事業再評価を実施すべきです。見解を伺います。

以上で最初の質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、企業誘致に関しまして、北九州市産業振興未来戦略に定めるKPIについてお尋ねがございました。

KPIについて、達成目標、それから、結果、具体的な目的、そして、企業実績の進捗の検証、検証に基づいたKPIの見直しなどのお尋ねがございました。

お尋ねがありました産業振興未来戦略、これは令和5年度に作成をいたしましたものですがけれども、他の政令指定都市よりも相対的に低い経済成長率、労働生産性、雇用者報酬など、停滞す

る経済をさらにプラスの好循環に転換をさせるために、1つに、北九州市の地域経済の要である中小企業がビジネスモデルの変革などにより高付加価値化を進め、稼ぐ力を高める。2つ目に、将来の北九州市の産業をけん引する半導体、次世代自動車、蓄電池などの成長産業の創出を図り、産業の裾野を広げる。3つ目に、北九州市が培ってきた人、場、企業の豊富なポテンシャルを民主導で最大限活用するの3つの視点によりまして、北九州市の経済全体のパイを拡大させていくことが重要な鍵になると考えまして、これらを大きな方向性を示す戦略として位置づけたものでございます。

この中で、1つに、地震など自然災害リスクの低さ、2つに、24時間運用可能な北九州空港をはじめとした充実した陸海空の交通、物流インフラ、3つ目に、半導体企業などのニーズに応える豊富な工業用水、4つ目に、ものづくり企業や環境産業の集積、5つ目に、年間4,000人を輩出する豊富な理工系人材のほか、九州工業大学、北九州市立大学などが同一キャンパスに集積する北九州学術研究都市、企業活動がしやすい安価な進出コストなどなどの企業にとって魅力的な多くのポテンシャルを生かしまして、1つ目に、バックアップ首都構想の下、本社機能やIT開発の拠点、データセンターの誘致、2つ目に、半導体、次世代自動車や蓄電池などの未来型成長産業の誘致、3つ目に、アジア諸国の成長を取り込むために日本のマーケット進出を狙うアジアスタートアップの誘致を進めるなど、稼ぐ場づくりに重点的に取り組むこととしております。

KPIにつきまして、企業誘致における令和6年度から令和10年度までの5年間の企業誘致の数値目標、KPIとして、企業誘致件数につきましては累計330件、新規雇用創出数につきましては累計5,100人を定めております。今年度は現時点で84件の誘致、1,567人の新規雇用の創出、約3,717億円の設備投資額となっております。新規雇用数、投資額とも過去最高だった昨年度をさらに大きく上回るペースで推移をしているところでございます。

このKPIは、北九州市の経済、産業の現状や経済の潮流、そして、北九州市未来産業創造会議の議論を踏まえまして、過去5年間の実績を超えるストレッチゴールとして設定をしたものでございます。

また、その目的でございますが、企業誘致や新規雇用の創出により、次代を担う成長企業や地域企業の投資を呼び込むことによりまして、市外に流出している若者や女性などの定着、そして、市外からの転入者を増やすこと、また、税収を増やし、結果として彩りある町、安らぐ町の原資としていくことを目指しております。このような北九州市新ビジョンに掲げました好循環を実現することによりまして、国内外から人や企業、投資を呼び込むとともに、北九州市民のシビックプライドの向上につながるよう、北九州市の魅力を最大限高めていきたいと考えております。

次に、誘致した企業の業績の進捗の検証でございますが、日々企業訪問や報道資料などによりまして、業績をはじめとした情報収集に努めております。中でも、業績好調に伴う投資計画

につきましては特に重要な情報でありまして、投資計画の相談がありました際には、新たな工場建設あるいは拡充に向けまして、スピード感を持って必要な支援などを行っているところでございます。

また、K P Iにつきましては、北九州市未来産業創造会議などの議論を踏まえまして、昨年度ストレッチゴールとして設定したばかりでありまして、まずは現在の目標達成に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

北九州市におきまして社会動態が60年ぶりにプラスに転じ、反転攻勢の機を得た今、北九州市の勢いをさらに加速することができますよう、さらなる企業の誘致に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○議長（中村義雄君）環境局長。

○環境局長（兼尾明利君）P F A S問題につきまして、高濃度のP F A Sが検出された場合、汚染源を特定し、その対策を講じるべきとの御質問と、周辺自治体の住民や自衛隊員の血液検査を行うことを国や県に強く求めるべきとの2つの御質問にまとめてお答えいたします。

P F A Sとは、有機フッ素化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされております。P F A Sの中には、撥水性や撥油性、熱・化学的に安定といった特徴を示すものがあることから、これまで泡消火剤や界面活性剤など幅広い用途で使用されてまいりました。このうち、P F O S、P F O Aは化学的に極めて安定性が高く、難分解性、高蓄積性があるため、環境中では長距離移動しやすく、人の健康などに影響を及ぼす可能性が指摘されております。

このため、国際的には残留性有機汚染物質によるストックホルム条約、国内法では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、製造、輸入及び使用が原則禁止されております。このため、環境省は飲み水からの摂取を防ぐため、令和2年に水道水の暫定目標値及び海や河川などの公共用水域、地下水といった水環境中の暫定指針値を1リットル当たり50ナノグラムとすることを定めました。

北九州市では、暫定目標値等が定められたことを受け、市内の水環境中におけるP F O S等の存在状況を把握するため、令和3年度から公共用水域及び地下水のモニタリングを実施しております。具体的に、海域は洞海湾や響灘など7地点、河川は市内19河川、24地点、湖沼はます湖ダム1地点、地下水は国の地下水質モニタリングの手引に準じ市内50か所を計画的にモニタリングしており、その結果を市のホームページ等で公表しております。

水環境中から暫定目標値を超えるP F O S等が検出された場合、環境省が策定したP F O S及びP F O Aに関する対応の手引きに従い対応することとなります。この国の手引では、その対応といたしまして、1つ目に、飲用による暴露の防止の徹底を図るため、井戸等の設置者に対し飲用を控えるように助言、2つ目に、超過地点でモニタリングを継続し、濃度の経年的な推移を把握、3つ目に、汚染範囲の把握に向け調査範囲を拡大し、追加的な調査の3つの取組を実施することが示されております。これらの取組を実施した結果、暫定目標値等を超過し、

それが特定の原因によると疑われ、かつ汚染が継続すると判断される場合は、必要に応じて汚染源の特定のための調査を実施することとなります。

次に、血液検査につきましては、国の手引におきまして、現時点の知見ではどの程度の血中濃度でどのような健康被害が生じるか明らかとなっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされております。また、国におきましては、一般的な国民の暴露状況の経年変化等を把握するため、PFOS等の血中濃度調査を行い、科学的知見の充実に努めているところであります。こういった状況でありますことから、血液検査の実施につきましては、今後国の動向を見守りたいと考えております。

いずれにしましても、PFOS等の対策につきましては、市民の健康保護の観点から、今後とも公共用水域及び地下水のモニタリングを実施し、状況把握に努めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）企業誘致についてのうち、工場については化学物質の名称などを全て公表することを立地協定書に書き込むべきであるが、見解を伺うとの御質問にお答えいたします。

北九州市へ進出する企業が地域に歓迎されることは、今後この地で長らく操業していく上で大切であることから、工場の立地に当たっては周辺環境への配慮は大変重要であります。このため、企業誘致に際しましては、地域の特性や周辺環境に関する情報を事前に提供し、配慮を求めるとしております。また、必要に応じて検討段階から関係部局と情報共有を行うなどの対応も行っています。

議員御指摘の工場で使用する化学物質の名称や排水経路などを全て公表することを協定書に書き込むべきとの御提案につきましては、現協定書には法令等の基準を遵守するとともに、環境保全に万全を期すことと記載しておりまして、企業は法令等の規定に基づき適切に対応することが前提でございます。そのため、それ以上の対応を求めることは考えておりません。

北九州市としましては、進出した企業が環境保全に万全を期すことができるよう、技術的な相談や関係部署との調整など、しっかりとサポートしていきたいと考えております。

なお、住宅地に隣接する企業の進出に当たりましては、住環境への配慮や地元住民の理解は特に重要であります。そのため、企業と連携しつつ、必要に応じて住民説明会を開催するなど、地元住民の声に丁寧に対応してまいりたいと考えております。北九州市としましては、進出企業には地域に定着し誇りとなっていただき、地域と企業が共存できるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）初代門司駅遺構につきましては、文化財保護審議会の懇談の結果を委員の委嘱を担う教育委員会としてどう受け止めているか、そして、文化財保護法

が改正されましたが、本市ではなぜ文化財保護審議会に関する条例の改正をしなかったのかというお尋ねに対しまして、補助執行の立場から私からまとめて御答弁させていただきたいと思っております。

文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和50年に一部改正され、都道府県に設置することが可能となり、さらに平成8年には市町村へもその範囲が拡大されました。議員御質問の文化財保護法の改正に伴う条例改正を行わなかった経緯等につきましては、30年近く前のことでありまして、その事跡は確認ができていませんけれども、北九州市におきましては、昭和39年に地方自治法に基づく文化財保護審議会を設置しておりまして、平成8年の時点で既に30年以上その体制の下で活動がなされていたことから、長年適切に運用され、定着しているという観点からの判断だったのではないかと推測をしているところでございます。

次に、議員の御質問でお示しいただいたとおり、昨年11月、文化財保護審議会委員の要請で、門司港地域複合公共施設整備に伴う遺構の取扱いにつきまして懇談を開催いたしまして、事務局より発掘調査の状況等について説明をするとともに、意見交換を行ったところでございます。懇談では、委員から現地保存を求めるとの意見のほか、一部現地保存や一部移築、新施設への展示コーナーの設置、今からでも何かできることを探してほしいなど、様々な御意見をいただいたところでございます。

各委員からは、それぞれの御専門の観点から貴重な御意見であったと受け止め、いただいた御意見につきましては直ちに担当部局へ提供させていただいたところでございます。いずれにしましても、文化財保護審議会の運営を含め、文化財保護に対する取組は、適宜状況に応じて適切に対応しております。今後も鋭意力を尽くしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）最後に、門司港地域複合公共施設整備事業につきまして、市民に対し事業費の変遷を示し、説明をした上で、理解を求めるために公共事業再評価を実施すべきではないかという御質問に御答弁申し上げます。

門司港地域に点在しております公共施設は、築94年を超える区役所など、老朽化し耐震性やバリアフリー面での対応が十分ではなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全・安心が第一との考えの下、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては着実に進めていくこととしております。

本事業は、構想段階から事業費を含め事業内容につきまして、節目節目で議会や市民に丁寧に説明を行い、理解をいただきながら進めてまいりました。具体的には、平成30年度の公共事業評価では概算事業費、令和3年度の公共事業評価では基本設計を踏まえ、概算工事費から増額となった事業費をお示しし、外部有識者に賛同を得るとともに、パブリックコメントで市民の御意見をいただいた上で、議会にもその内容を報告させていただいたところでございます。

令和6年6月議会では、令和3年度の公共事業評価時点より物価高騰の影響を受け事業費が増額となったが、その内容を議会に丁寧に御説明し、予算案をお諮りし、承認をいただいた上で進めているところでございます。

令和6年12月議会では、建設工事が入札中止となったことを受け、スケジュールに極力遅れが生じないように、くい工事を先行着手することとし、くい工事に必要な予算を除く減額補正案について御承認をいただいたところでございます。

今議会では、令和7年度に改めて建設工事を発注するための予算案として、令和6年6月の予算案同様に、物価高騰などの影響を加味した上で、135億4,000万円を計上させていただいているところでございます。この予算案を御承認いただければ、令和9年度中の施設のしゅん工を目指し、着実に事業を進めていきたいと考えております。

議員お尋ねの公共事業再評価につきましては、北九州市公共事業評価システム要綱におきまして、事業費が予算化されてから5年度目の事業、または事業内容を変更する必要性が生じた事業のうち特に評価が必要なものにつきまして再評価を行うこととしております。本事業は、こうした再評価の対象には該当しないものでございます。

門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、これまで9年をかけて市民との対話を重ね、公共施設マネジメントのモデルプロジェクトとして取り組んできたものであり、市民の安全・安心が第一との考えの下、令和9年度中の完成に向け、事業を着実に進めていく方針でございます。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）順次第2 質疑に入っております。

まず、PFASでありますけれども、PFASの危険性、それから、健康被害について、まず、どのように認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（中村義雄君）環境局長。

○環境局長（兼尾明利君）PFASにつきましては、先ほど第1 答弁で御説明しましたけれども、科学的に極めて安定性が高い、それから、難分解性、高蓄積性があるため、環境中では長距離移動しやすく、人の健康などに影響を及ぼす可能性が高いと認識されております。ただ、国もまだPFASが血中でどれぐらいあるとどのような健康評価が出るかということについては明らかではないと、国もそういう発表をしておりますので、今健康への影響を直接に説明するのは難しい段階かと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）国も根拠を具体的に示していないという答弁でありましたけれども、昨年12月、環境省の下にある水質基準逐次改正検討会、これが水質管理の分類を水質基準に引き上げるという方針を発表したわけであります。しかし、飲み水1リットル中にPFOSとPFOAの合計50ナノグラムとしてきた目標値、これをそのまま基準値としました。一方で、アメ

リカEPA、水環境保護庁は昨年4月に、PFOS、4ナノグラム、PFOA、4ナノグラムを、これを規制値に定めております。これは合計70ナノグラムから大幅に引き下げたものであります。

アメリカや欧州と日本のPFAS、これは違う物質なのでしょうか。なぜアメリカと健康被害に対する認識が違うのか、これは理解に苦しむわけでありますけれども、この基準値の違いをどう受け止めておりますか。

○議長（中村義雄君）環境局長。

○環境局長（兼尾明利君）先ほど申し上げましたように、PFAS、PFOS、PFOAになりますけれども、これと健康被害の関係が今明らかではございません。各国でいろんな研究を進められていると思っております、その受け止めによって判断基準が違っていると認識しております。私どもは、国のほうの今の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）国が基準の根拠を示さないということを強調されておりますけれども、2024年6月に内閣府は健康リスク評価書、これを決定しております。この評価書には4,000件近くのパブリックコメントが寄せられ、この中で多く出された意見が、環境省のエコチル調査のデータを反映するべきとの意見だったわけであります。このエコチル調査とはどんな調査ですか。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）子供エコチル調査というのですが、子供の健康と環境に関する全国調査ということで、そこで化学物質への人への暴露量の関係の部分もあると思うんですが、血液等の分析を行っているということがあるというものでございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）このエコチル調査は、このPFASに対してもやられているんですね。その中身をちょっと御紹介しますと、胎児期から小児期にかけての化学物質への暴露、これが子供の健康に与える影響を明らかにするために、2010年度から全国で約10万組の親子を対象として環境省が開始した、大規模な、そして、長期にわたる出生コホート調査ということになっております。これは、さい帯血、血液、尿、母乳、乳歯等の生体試料を採取して保存、分析するとともに、追跡調査を行い、子供の健康と化学物質等の環境要因との関係を明らかにしている、これは世界的にも注目をされている調査であります。

そして、PFASは、この調査の研究開始時点の2010年当初からこの解析計画に入っているわけであります。既にエビデンスは存在しているということであります。この調査結果を検証して、健康被害を正しく認識すべきではないでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）人体の健康に不安が生じるというところがありますので、やはりその健康影響の評価というのは正しく行うべきだと思っております。昨年の6月に内閣府の食品安全委員会で、PFAS、PFOS、PFOAによる人への健康影響の評価については出されているところでございます。

それを踏まえての環境省がPFOS、PFOAに関する対応の手引きというものを昨年秋に公表しております、やはり全国のこの問題に対する市民の皆様方の不安を回避していくためにも、地方自治体でもしっかりと対応できるようにということで情報提供していただいております、私どももその対応の手引、またQ&A集など出ておりますので、そういったものを参考にしながら対応していくということになると思います。

また、国のほうは、まだ最新の知見を基に、科学的な知見を基に対応を進めていくというところでありますので、その動きについてもしっかりと注目をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）私が問題視しているのは、このエコチル調査は、環境省が新しく基準値を決めた、この時点で分かっているんです。調査結果が出ているんですよ。それなのに、新しく50ナノグラムという高い数値を基準値にしたというところに問題があるんです。だから、このエコチル調査、これはもう世界的な調査なんですね。評価されている調査です。そして、長きにわたって追跡調査をした結果が出ているわけです。これを参考にせずに日本の基準値を決めてしまった、ここが大きな問題点だと私は申しているわけであります。

それから、2023年にPFASの広範囲な汚染が明らかになった欧州連合でありますけれども、化学品庁が規制強化案を公表して意見公募を行った際に、日本の経済産業省が旗振り役となって多数の日本企業が規制強化反対の意見、これを提出しています。実に5,642件のうち約2割の938件が日本企業であり、いずれもこれ反対意見でありました。経産省が同会議への参加を業界団体に促して、同省の課長自身も意見を送っていたことも明らかになっています。まさに経産省全体が乗り込んで規制強化反対の旗を振ってきたわけであります。

人の命と健康よりも経済を優先するこの国の姿勢、これは水俣の教訓、全く生かされておられません。だから、PFASの健康被害のエビデンスが存在しているにもかかわらず、これを無視して基準値を改めることをしなかった。国がこうした態度ならば、国民の命は誰が守るのか。市民の命と財産を守るのが地方自治体の最大の役割だからこそ、基地であろうが企業であろうが、市民の命と健康を守るために堂々と国にあらがうべきである、このことを指摘しておきます。

次に、企業誘致について伺います。

税金を投入してこれまで誘致した企業が本市経済にどれほどの貢献を果たしているか、その検証は十分なのかという疑問を私は持っております。その指標となる有効な手段の一つがK P

Iではないかと考えます。このK P I指標は、定量的、定性的に、そしてまたは業種別、製造業、サービス業、I T企業などによって詳細に設定をすることによって、より具体的な目標の達成が可能となります。

また、短期と長期のK P I、これをバランスよく設定することで持続的な成長が可能になります。ぜひ誘致後の検証に力を入れていただくことを、これは要望しておきます。

また、工場の誘致についてですが、先ほどのP F A Sの議論でもあったように、化学物質による健康被害に対する政府の怠慢、これは市民の健康を脅かすものであり、市民の不安を増幅させるものであります。誘致に当たっての本市の責任、また、企業側の責任として、使用化学物質や排水設備など、この情報は共有しておくべきではないでしょうか。これはもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）企業誘致についてきちんと公開すべきということでありましてけれど、まず、私どもの立場を最初にお伝えしたいと思うんですけど、企業立地に当たって、やはり住民の皆さんが不安に思っていることについては、ちゃんと向き合って対応していくというのは基本だと思っています。それはしっかりやりたいと思っています。

その上で、実際、先ほど保健福祉局長からもありましたけれど、科学的知見に基づいて、いろんな法律に基づいていろんな基準が定められているわけでありまして、まずはそこをしっかりと守っていただくということが大原則ですし、私どもがその企業と交わす協定書の中にもそれは万全を期すことという形で記載をさせていただいているわけでありまして。したがって、従前の対応で私どもとしてはさせていただきたいと考えているところであります。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）企業側には、法令の中での範囲ということで、それ以上のものを考えていないということでありましてけれども、企業と本市の間でその情報を共有することというのはできませんか。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）私どもだけが知ることには、どういうあれがあるのかというのはあるわけですけど、相手様もあることですので、企業としては場合によっては企業秘密に関わるようなこともあるかもしれないので、そこはちょっとケース・バイ・ケースかなと思っていますし、市役所の中にもいろんな関係部署ありますので、ちょっとどういうことができるのかというのは考えてみたいと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）法令の中でという範囲になると、日本のP F A Sの問題でもそうなんですけれども、50ナノグラムが基準になってしまうんですね。でも、それ以下でも健康被害がある

ということはもう根拠があるわけですよ。そこに目を当てるべきだということです。だから、  
どういう化学物質が使われているのかということぐらいは、しっかり把握していく必要がある  
んだと思います。

私は、地域経済の活性化、これを決して否定するものではありませんけれども、そのために  
地域住民の人権と、そして、環境、これが犠牲になることは断じてあってはならないと思いま  
す。そこに最大限の対策、それから、配慮を求めるものであります。これは強く要望しておき  
ます。

次に、本市の文化財保護行政についてであります。

貴重な文化財が行政の手によって破壊された今、これまでの議論で納得できていない点につ  
いて幾つか伺いたいと思います。

まずは、本市の文化財保護審議会の在り方についてであります。

最初の質問で、根拠とする法律がなぜ地方自治法のままなのか伺いました。文化財保護法を  
根拠とする審議会との決定的な違いが建議であるということをお話しさせていただきました。こ  
の建議とは、単なる意思表示ではなく、改善や発展のための具体的な提案を専門的な観点で行  
うものであります。この仕組みがないと、審議会そのものが形骸化し、専門家の意見が反映さ  
れない文化行政が続くことになってしまいます。市民の財産である文化財を保護する気持ちが  
少しでも残っているのであれば、条例改正すべきであります。これは先ほど答弁がありました  
ので、しないということになったと思います。

次に、包蔵地の指定についてであります。本市が複合公共施設の建設予定地が旧門司駅遺構  
の存在する土地であるということを知ったのはいつですか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）正確な日時というのは今手元にないんですけれども、  
開発に入る前の試掘調査を行いました。その際に、一部れんがのようなものが発見されまし  
た。それで、まずここに何か埋まっているかもしれないということの議論をいたしまして、  
その後、県への通知とかを経て、このエリアを旧門司駅の関連の包蔵地ということに周知をし  
たというような流れだったと記憶しております。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）要するに試掘調査の段階で包蔵地であるということをお話ししたとい  
うことですかね。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）試掘をした結果そうしたものが出てきたので、それ  
によってそういう判断をしようということになりました。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）ということは、建設計画前には調査をしていないということでありま  
す。

かね。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）その段階ではまだ試掘に至っていないというのが現実です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）ということは、建設予定地の隣接地には九州鉄道記念館があり、初代門司駅の位置にゼロマイル碑も復元されております。初代門司駅の位置、これを示す古地図等の文献もあり、この敷地には初代から2代目門司駅施設があったことは明らかだったはずであります。こうした文献調査等々は行ってないですか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）文献調査につきましては、試掘、包蔵地という手順を経る中で、様々なところから情報収集し、また、それ以前にもこの周辺を開発するという段階で様々な情報というのは入手する活動はしておりました。ただ、古い地図を入手して、その後もいろんな調査の中で随時新しい資料を手に入れるというような状況でしたので、並行してそういういった地図とか情報は入手していったというのが現実だと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）これは、令和5年5月に埋蔵文化財包蔵地指定の届出を本市は行っておりますけれども、このときに専門家の意見は聞きましたか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）包蔵地の指定に関しては、専門家の意見というのは伺っていないと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）ここで、やはり専門家の意見、文化財審議会の意見を聞いていれば、建設工事予定地のみならず、これ遺構全体が包蔵地ということになっていたんじゃないでしょうか。旧門司駅遺構の全体像が明らかになったかもしれない、もっと貴重な遺構だったかも分からないわけであります。実際に審議会、この包蔵地指定の後に行われた審議会は10月なんですかね。ここで専門家の意見はどんなものだったのでしょうか、教えてください。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）まず、先ほどの包蔵地の指定の際には、その古地図を我々入手しておまして、それに基づいて建物がある範囲を指定しておりますので、もちろん相談はしておりますが、それに基づく根拠があつての包蔵地の範囲の指定だったということは追加で申し上げておきます。

また、10月に市議会の先生方に現地を視察していただいたことを多分おっしゃったんだろうと思いますけども、現地の保存が望ましいという意見が多かったと考えております。以上で

す。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）やはり早い段階で専門家の意見を聞くということが本当に大事だったんじゃないかなと思います。貴重な文化財というものは、全体像が明らかになることによってその価値も変わってくるはずなんですよね。そうすると、本当にやはり北九州市の大きな財産をなくしたなということが分かるわけでありまして。

それから、文化財包蔵地における工事についてなんですけれども、昨年12月10日の教育文化委員会に、文化財包蔵地の工事に際して、文化財保護法94条における届出はなされているけれども、97条における届出はされていないのではないかという陳情がありました。当局は、97条は包蔵地以外での発見が適用されるので、旧門司駅遺構は適用されないという説明をしておりますけれども、94条は包蔵地における事前の届出であって、97条はその工事中に新たな遺跡の発見があった場合の届出となっています。これについての当局の説明についての見解をお願いします。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）97条ですね、いわゆる包蔵地以外のところでの発見というような内容を書いているものだと思いますけれども、恐らく97条の中に、99条として包蔵地の中で発掘をするというところ、いわゆる地方公共団体が発掘するというような項目が入っているんですけれども、多分97条の中に、99条の規定による調査に当たって発見した場合を除くという条文が多分入っていると思うんですよね。そういった意味で、この99条の規定による部分に関しては、いわゆる届出が必要なのは開発をする側であって、教育委員会側というのは調査する側ですので、届け出るというところからは除外されているんですね。したがって、多分そういう御説明をしたんじゃないかなと思います。

いわゆる届出をするのは開発する部署側、会社とかがする、いわゆる国の機関がするわけで、我々教育委員会としては調査する側ですので、その届出の必要はないという趣旨で多分御説明したんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）そういう趣旨ならそういう趣旨で言うてもらわないと、97条は工事中に新たな遺跡の発見があった場合の届出ということになっていまして、97条は包蔵地外の発見ということになっていますのでという説明では、少し分かりにくい部分があったかと思います。そこは、また後でしっかり教えてください、どういう説明なのかということをごすね。

この遺構の問題のあらゆる場面で県や国との協議、これが行われておりますけれども、本市はこうした協議内容を記した文書、これが存在しないということを繰り返し答弁してきましたけれども、国や県は、これは求めれば提出をしてくれます。これ、行政事務としてあまりにもずさんではないかと私は考えていますけれども、その辺の認識についてお願いいたします。

○議長（中村義雄君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）今回の一連の事業に関する流れのところでございますけども、いろんなケースでいろんなところと協議、当然中での協議もありますし、いろんなところと協議という形があるわけなんですけども、それについては一つ一つ協議したら、そのものは瞬時、ほかの関係者と情報共有を図りながら今までやってきたというのが門司港の事業の進め方でございます、その議事録がなくというか、そういった記録というところがなくても、しっかり情報共有をしながら、意思確認しながら今の現状のところまで進めてきたというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）ちょっと何言っているか分かりませんが、これ市がないという答弁をした文書が県や国から出てきているんですよ。ここを行政文書としてどう捉まえているのかということを知りたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）いわゆる協議というのは、この門司港に関しましては、本当に一日に何度も何度もやりました。朝、この門司港に関する対応の協議、それから、今度はその次の新しい展開になって、また、昼、夕方と、その都度その都度議事録を作っていくというような体制ではもうとてもな事務量になっていきますので、どんどんアップデートしていくという中で、日々、各個人、個々の担当に関しましてはそれぞれで記録をしているとは思いますが、共有する中では、もうそうしたことよりもどんどん情報をみんなで共有していった仕事を進めていくというようなやり方で進めていました。それぐらい日々いろんな情報が入ってきたり、あるいは展開、対応が必要だったということもありましたので、そういった対応をしてきたことで、議事録というのは共有したものについては作っていませんというようなお答えをさせていただいたというところなんです。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）市も一生懸命やりましたと言いたいのは分かります。分かりますけど、同じ会議の議事録が国や県から出てくるのに、なぜ本市はないとはっきり言えるんですか。この行政の在り方がいかなんですかということを知っているんで、答えてもらえますか。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）我々は、いわゆる例えば県に伺って、県が来られてお話をした、それは我々が朝、昼、夜とするミーティングの一つと捉えています。一方で、県はいろんな自治体のお相手をする中で、記録としてこれは残しておこうという判断なんだろうと思います。それぞれの立場で、これは残しておこう、これはもうミーティングのアップデートなのでという、捉え方によっては随分違いがあるんじゃないかなと思います。我々は先ほどやったようなやり方で来ました。県のほうは多分そうした記録を各自治体、いろんな自治体が来

られるでしょうから、記録を残すというような手法を取ったんだろうと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）行政文書というものがそういう受け取り方をされているというのは非常に残念です。やはりそういう、どういう議論があったかという過程は我々の知る権利があると思いますので、ここは改めていただきたいなと思います。

次に、補助執行について伺います。

文化財保護事務が市長部局に補助執行されている場合、文化財保護担当の職員、それから、学芸員の人事権は首長にあります。また、北九州市の芸術文化振興財団は独立組織とはいえ、市からの仕事を請け負うことで運営がされておるわけであります。これらのことも市長部局で文化財保護事務を補助執行する職員、財団職員、学芸員が市長に反する意見を言うことを難しくしているのではないのでしょうか。

実際に、彼らが門司駅遺跡に関して開発部局や執行部の意見に異を唱えることはありませんでした。唯一反対意見を唱えた学芸員は発掘調査を外されております。こうした仕組みは政治的中立性を保つべき文化財保護行政になじまず、学芸員の本来の仕事を阻害するものではありませんか。これは反省して改善すべきではないですか。答弁を求めます。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）今お話しされたのは、先ほど村上議員からもお話しされたような内容なのかなとちょっと推測しますが、財団の職員というのが入ってございましたけど、我々財団はあくまでも別個の法人でございます。そこでのやり取りであるとか決定の過程だとか人事とかというのは、我々としてはここで御説明するようなものというのは持ち合わせていないというのは、これ正直なところです。以上です。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）本当にこの仕事というのは、上に物を言えない状況をつくっちゃいかんと思うんですね。しっかりと独立した立場で中立性を守って仕事をしていく、そうした仕事求められているわけでありますから、こうした仕組みそのものですね、これを変えていく必要があるんだということを指摘しておきたいと思います。

本市の文化財保護行政は、2024年3月の市議会において副市長が、遺構の価値づけをすると文化財指定につながるの価値づけはしない、こう答弁されましたけれども、この答弁に象徴されておりますが、このままでは本市の貴重な文化財、これは開発が優先され、全て破壊されることになってしまいます。特に、教育委員会には文化財保護法の概念に立ち返っていただき、見直すべきは見直すと、こういう立場に立っていただきますように強く求めて、私の質疑を終わります。

○議長（中村義雄君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時30分休憩

## 午後 1 時30分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質疑を続行いたします。56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）議場の皆さん、傍聴者の皆さん、本日は誠にありがとうございます。

九州誠真会の井上しんごです。ただいまより本会議質疑を行います。

まず初めに、河内温泉あじさいの湯の再開について伺います。

先日行われた北九州市議会議員選挙で配布された私の選挙公報には、平成31年から6年間閉鎖されている市の施設である河内温泉あじさいの湯の再開を2年以内にやることを表明しました。4年前の公約の達成が1割足らずで、2,000票を減らしましたが、当選し、議会に帰ってこれることができました。つまり私の得票はまさに河内温泉再開への期待票であります。

しかし、私の力だけでは不可能です。様々なネットワークのある武内市長や中村議長、村上副議長を先頭に、私は下働きをしますので、ぜひお力をお貸してください。

議長が、まずは全会派と市長のお茶飲みから始めようとおっしゃいました。みんなで温かいお茶を飲んで、そして、2年後には市長と議員みんなで温かい温泉につかりたいものです。寒い冬に、市民の皆さんに温かい温泉に入っていたきたい。河内温泉あじさいの湯の再開ができなければ、私は2年後ここにはおりません。100万市民の皆様に、河内で雪景色を見ながら最高の温泉に入ってもらえるよう、市長をはじめ執行部の皆様のアドバイスやお知恵をいただくことを願い、質疑に入ります。

河内貯水池が八幡製鐵所により造られてから2年後がちょうど100周年になります。近代化産業遺産である河内貯水池100周年に向けて、地元区役所、製鐵所で何かしたいとの機運が生まれようとしています。恐らく市長のほうにも話が行っているかと思えます。

河内温泉再開がこの河内貯水池100周年の一つの記念事業となり、100周年を機に再び多くの方にこのすばらしい景色を見ていただき、昔は5軒ほどあった旅館ですが、100周年に向けた大きな流れの中で、河内へのホテルや旅館などの宿泊施設の誘致につなげていける起爆剤になればと考えています。

今回の令和7年度当初予算案では、特に推進する重点テーマの一つに観光大都市への進化が掲げられていますが、市長にはぜひ新たな観光ポテンシャルとしての若松北海岸に並ぶ河内貯水池周辺の観光開発につなげていただければと思います。

そこで、これまで市は閉鎖以降、公設民営を主として、新しい事業者を公募、または事業者からの提案を募ってきましたが、この6年間、再開のサの字もありませんでした。こうした事業者任せのこれまでのやり方だけではうまくいきません。私は、河内温泉には行政の責任による再開か、民間への売却か譲渡による民間資金による再開の2つのどちらかだと考えています。八幡東区の大蔵地区では署名活動をしようとの話も上がっています。

そこで、1点目に、市の施設として指定管理による河内温泉あじさいの湯の再開の可能性に

ついて見解を伺います。

2点目に、民間への売却や譲渡による民間資金による再開について、市民が利用できる温浴施設を条件にした上で、民間事業者への譲渡による温泉再開の可能性について市の見解を伺います。

3点目に、長らく閉鎖されていた河内の老舗旅館樋口軒の建物が昨年取り壊されました。この場所は国指定重要文化財の南河内橋、通称眼鏡橋のほとりにあり、河内を代表する魅力的なエリアです。この場所へのホテル誘致について市の見解をお聞かせください。

4点目に、河内全体の観光再生については、今の公園管理課や緑政課などの公園系のラインだけに任せるのには限界があると思います。もっと観光や産業などを絡めた、横断的な新たな魅力ある観光を促進するための部署が必要です。例えば、若松北海岸、河内の新たな観光開発を一元的に行える観光地開発課の新設など、継続的に力を入れられる体制づくりができないか、見解を伺います。

最後に、第1子に対する子育て支援について伺います。

本市での保育料の第2子以降の無償化が令和5年12月から始まり、子育て世代の方は助かっているかと思えます。これまでの少子化対策への議論を見ると、そもそも結婚するまでの出会いの問題、そして、結婚してから最初の子供ができるまでの問題があるかと思えます。3人以上のお子さんがある御家庭のお話を聞くと、3人でも4人でもそんなに負担はないし、逆に一人っ子のときよりも楽しいかもとの意見が多かったです。つまり最初の子供ができて子育ての楽しさを知ったり、子供との触れ合いの時間を持てることが、次の2人目、3人目の子供が欲しいというステップにつながるのではないかと思えます。

そこで、出会いを経て、めでたく結婚された家庭に対し、最初の子供ができるまでのハードルを下げる意味で、市として背中を押せる支援について検討するとともに、1子目の保育料などの負担軽減で、財政的な問題があれば国とも協議していくことについて見解を伺います。

以上で第1質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、第1子に対する子育て支援につきまして、第1子目の保育料の負担軽減について、財政的な問題があれば国とも協議をしていくべきではないかというお尋ねがございました。

近年、全国的に少子化が進行しており、北九州市においても同様の傾向が見られます。このトレンドを反転させるためには、希望する誰もが結婚や子供を産み育てることができるよう、将来に明るい希望を持てる社会をつくっていくことが重要でございます。

このため、国は令和5年に公表いたしましたこども未来戦略において、1つ目に、若い世代の所得を増やすこと、2つ目に、社会全体の構造や意識を変えること、3つ目に、全ての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援することの3つを基本理念とし、政

策を強化しております。

北九州市におきましても、子供や子育てに優しい社会づくりを推進するため、令和5年11月にこどもまんなかcity宣言を行いました。この歩みを進めるため、令和6年度は北九州こどもまんなかアクションとして、子供、子供を育む人、子供を見守る人の3つの視点から20の施策を展開してまいりました。

具体的には、世代をつなぎながら働く親を支援するシン・子育てファミリー・サポート事業のリニューアルスタート、放課後児童クラブで長期休暇中、アプリを活用して弁当の注文、配達をするクラ弁のモデル実施、子供や子育てを社会全体で応援する機運を醸成するためのこどもまんなかスイッチの策定などなど、保護者の皆様が安心して子育てできる環境づくりを進めてまいりました。

このような結果、NPO法人による2023年度次世代育成環境ランキングにおいては、13年連続で政令指定都市第1位、日本経済新聞社等が公表した2024年の共働き子育てしやすい街ランキングでも、4年連続で九州の自治体で第1位となるなど、一定の評価をいただいているところでございます。

さらに、令和7年度からは、1つに、育休から職場に復帰する1年目の方を対象にしたシン・子育てファミリー・サポートの利用料金の無償化、2つ目に、放課後児童クラブにおける長期休暇期間中のクラ弁の全市での展開、3つ目に、妊産婦の方の不安や負担軽減を図るため、出産前後の支援体制を拡充する育ちのはじまりサポート事業などに取り組むこととしております。

議員お尋ねの財源についての国との協議でございますが、北九州市が独自に開始をいたしました保険料の第2子以降の無償化につきまして、全国一律での実現と、それに係る必要な財政措置について国等に提案を行っているところでございます。

一方、第1子目の保育料の負担軽減というお話ですけれども、これまでそういった第1子目の保険料の負担軽減については、国への提案は行っておりませんが、一般論として、子育て支援をはじめ諸分野の政策に係る様々な国の財政措置については、今後も必要に応じて適宜適切に判断し、国への提案を行っていきたいと考えております。

北九州市におきましては、引き続き快適で充実した子育て環境づくりを進め、希望する方が安心して出産し、育児や子供の成長を社会全体で支える取組を通じまして、子供の子育ての安心や、子育ての楽しさを感じることができる町を目指していきたいと思います。

先ほど保育料の第2子以降無償化と申すべきところを保険料と申しましたので、保険料ではなく保育料ということで訂正をさせていただきます。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）河内温泉あじさいの湯の再開についてのうちの1点目の指定管

理による河内あじさいの湯の再開の可能性、それから、2点目の民間事業者への譲渡による温泉再開の可能性、それから、3点目の南河内橋のほとりへのホテルの誘致についての3つの質問にまとめて御答弁を申し上げます。

河内温泉あじさいの湯は、市内の民間温浴施設の増加による利用者数の減少や、施設の老朽化による維持管理費の増加などにより、平成31年1月から休館に至っております。現施設を引き続き温泉施設として再開するには、民間のノウハウを活用した新たな魅力づくりが必要と考え、令和元年度以降、マーケットサウンディング調査や、20社以上の事業者と個別対話や現地説明を実施してまいりました。

個別対話の中では、事業者からは温泉再開のために必要な多額の改修費や維持費が課題であり、現行の事業では再開は難しいとの御意見をいただいたところでございます。また、民間主催の官民対話や民間事業者からの様々な提案を踏まえ、本施設の活用につきましては、温泉だけではなくグランピングや宿泊施設など新たな魅力を加えることが必要だと考えております。

このような中、本施設に興味を示す民間事業者からは、温泉施設を前提としない建物の活用、投資額の負担軽減を図るため、土地、建物の無償貸付けまたは譲渡、改修に必要な経費の一部の助成など、参画に当たっての提案をいただいております。こういった提案を受けまして、現在公募に向けた条件整理を行っており、北九州市といたしましては、指定管理者制度による施設の再開ではなく、民間事業者による施設の活用を前提に公募を実施したいと考えております。

次に、議員御質問の南河内橋のほとりへのホテルの誘致についてでございますが、河内地域は、河内藤園や重要文化財に指定された南河内橋など魅力的な自然や歴史があり、高いポテンシャルを有していると考えております。このため、河内地域全体に新たな人の流れやにぎわいを生み出すためには、まずは河内温泉あじさいの湯が再び河内地域のレクリエーションの拠点となれるよう、活用を進めていくことが必要であると考えております。こうした取組により新たな集客が図られ、河内地域のポテンシャルが最大限生かされるようになりましたら、将来的なホテル誘致につながるものではないかと考えております。

本施設は閉館から6年以上経過しており、多くの市民が施設の早期再開を望んでおります。北九州市といたしましても、河内エリア全体の魅力向上に向け、自然を生かした体験型、滞在型観光を促進する施設といたしまして、一日も早く活用が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）最後に、河内温泉あじさいの湯の再開についてのうち、新たな魅力ある観光地を促進するための部署を新設し、継続的に力を入れられる体制づくりができないかの質問にお答えさせていただきます。

河内地区は、大正から昭和にかけ、官営八幡製鐵所の工業用水確保のため建設された河内貯水池や、国の重要文化財である南河内橋があり、周囲は四季折々の花や木々が楽しめる自然豊かで魅力あふれる場所であります。また、エリア内にある河内藤園では、幻想的な藤の花のトンネルがSNS等で拡散され、米国CNNの日本で最も美しい風景36選にも選ばれるなど、世界から注目されるスポットにもなっています。

こうした魅力あるスポットを多くの方々に楽しんでいただくため、市ではこれまで河内貯水池のほりにせせらぎ広場やサイクリングロードを整備するなど、様々な環境づくりに努めてきたほか、国の補助金等活用し、交通アクセスの充実等にも取り組んできたところでございます。

また、観光振興面でもSNSなどでの情報発信に加え、観光マップの中でも河内地区の桜や新緑、紅葉など季節ごとに美しい景色を楽しむことができる魅力のPRや、モデルコースづくりなどに取り組んでまいりました。こうした様々な取組を経て、最近では河内エリアの自然を生かした民泊に関する相談も寄せられるなど、新たな動きも出てきているところでございます。

河内地区は、歴史、文化、道路、橋りょうや森林など、ハード、ソフト両面の広範囲にわたる要素を有しておりますので、その振興に向けては、市の各担当部署が連携しながら取組を進めてきているところでございます。そうしたことから、議員御提案の新たな部署の新設というのは考えておりませんが、河内貯水池100周年を2年後に控える中で、今後より一層、各部署の垣根を越えた連携体制を強化していきたいと考えております。

あわせて、貯水池の所有企業、地域住民や関係者の声を聞きながら、今後も引き続き河内エリアの魅力向上に努めてまいりたいと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）御答弁ありがとうございます。地域住民の方とか製鉄所とかの所有企業とも話をしていただけるということで、ぜひいい形で進んでいってほしいなと思っております。

代表質疑で成重団長からも御質問がありまして、そのときも一日も早い再開をということで御答弁もいただきました。本当に先ほど局長さん言われたように、八幡東区の皆さんが本当に願っておられると思うんですね。これ当然私だけじゃなくて、多くの八幡東の議員さん4人全員もそうですし、今後そういうふうに確実に行政と企業と地域と、また、議員、議会も連携していったら、必ず魅力ある町、河内が復活できると思っておりますし、次は戸町団長からも質問があると思いますので、そのときはまたいい答弁をぜひ、もう今条件整備を行っていると言っていましたので、そのときには条件整備が整って、こうやりますということが言えるときじゃないかと期待していますので、どうぞよろしくお願いします。

市長も河内にも何度か行かれたことがあるということをおっしゃっておられましたし、温泉

もお好きだと感じております。議長からもお茶飲みからということで言われて、私たちも少数会派の控室ですけども、ちゃんとコーヒーを用意して待っておりますので、4年前に飲めたらよかったんですけど、4年前のコーヒーはもう酸化していますので、新しいコーヒーをちゃんと入れておきますので、全日空ホテルのホテルマンの本田一郎さんもおりますので、ぜひよろしくをお願いします。

また、実際、井上秀作前議員からも言われた、いろんなことを、八幡東区の、あのとき場末の Snackbar に一緒に行ったらどうかという御提案もまだ実現できておりませんし、中央町も市長さんが選挙前に回られて、市長に好意を持たれた方もたくさんおられますので、先にそういった食事も含めて、また、先ほど温泉が再開すれば一緒に風呂に入っていきましょうという提案に対して市長も笑顔になられていましたので、風呂場では背中を流しますので、ばしっと、ぜひよろしくをお願いします。

それで、伺います。今、いろんな条件整備が行われて、新たな魅力が必要だということで、キャンプ場であるとか買物とか宿泊施設、そういう部分が出ておりました。ぜひそういった分も本当に再開を求める市民の方の方向性とも合致していると思います。ぜひそういったことを、今条件整理をされているということで、早急に整理していただいて、こういうふうにしますよという形でどんと打ち上げてもらいたいなと思っております。

河内貯水池の件ですが、100周年に向けて河内貯水池は非常に歴史もあって、ヨーロッパの古城というか、古い城を模したデザインになっていると言われております。これを造られた沼田さんという製鉄所の土木部長さんだった方が、当時製鉄所のいろんな施設は外国の技術を持って造ったのが多かったんですけども、溶鉱炉も含めて。でも、河内貯水池は完全にオリジナルで、八幡製鐵所で造られたそうです。ですから、日本の技術を、当然ヨーロッパから学んだ技術を持って造られたということで、いまだに全然事故も起きておりません。

それだけの技術力がある河内貯水池が100周年になると。この沼田さんという技術者の方の様々な物語が河内に残されています。非常に愛妻家で、奥さんがすごい献身的な方だったみたいで、その完成を待たずに亡くなったということで、奥さんを慕う碑があったりとか、これを見た進駐軍であった米軍の方が感動して、英語の碑も建立されたりしております。今この100周年に向けて、河内貯水池の物語をぜひ作っていけないかということで、NHKにドラマを企画してもらいたいとか、今日おられます中村議長さんが入っておられる青春座でもこの河内貯水池物語をぜひ作ってもらいたいということで、今そういった機運になっております。もし自分が河内貯水池物語が青春座で公演されるときがあれば、私も出演者として参加したいと思っております。議長、おられませんかね。そういうように考えております。

そういった形で、ぜひ河内貯水池を盛り上げていこう、また、それに向かった機運をつくっていく必要があると思います。この点について先ほども話合いに行くということで、いろんな区役所とか行政とかあると思うんですけども、局長のお考えがあれば聞かせてください。以

上です。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）そうですね。河内貯水池というのは本当におよそ100年前の技術では、もう本当に粋を集めた大変な傑作のものだと思います。養福寺も含めて、もう見るだけでも価値があるところ、そういった意味では、先ほど私ハード、ソフトといろんな部署が絡んでいると言いました。まだ2年間ありますので、いろんな部署にまず情報共有から始めて何ができるか、いろんな企画を集めて中で協議をしていきたいと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）ありがとうございます。今後、私も本当に局長さんだとか市長さんに任せるのでなくて、自分もしっかりと動いていきます。また、いろんな動きがあつたらぜひ報告していきたいなと思っているんですけども、市長もお忙しいでしょうから、多分いろんな局にまたがっているということで先ほどお話があつたので、どなたに報告しに、井上さんなのか、都市整備局なのかちょっと、副市長さんがもし局がまたがっていたら3人いらっしゃいますけど、どなたに報告というか、したらいいか教えてもらっていいですか。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）まず、井上に御一報いただければと思います。

○副議長（村上直樹君）56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）分かりました、じゃあ井上局長さんのほうに私から。自分も本当に2年以内に再開させたいと思ったのは、4年前に、武内さんが当選する前に公約したことでもあったんですけども、なかなか温泉再開って非常にハードルが高いと、先ほど局長さん言われましたけども、まずは草刈りから始めようということで草刈りとか、愛護会に自分も入って定期的にやってはいるんですけども、なかなかそういった環境は少しよくなったけど、温泉再開というのはまた別の次元の困難さがあると、やっぱり経営していくということもあるし、それをどういう、河内だけじゃなくて合馬とか八幡東区のイオンのほうも含めた、あの辺の面と線とか、河内ガイドといいますか、そういった形のやつも必要になってくると思うんですね。ですから、本当に幾ら自分ができることといっても限界があることを改めて実感しました。

この結果4年間、温泉再開ができずに、そして、地域を回ると本当に多くの方も期待されているということで、4年前、まだまだ元気だった方が、4年後お会いしたら、やっぱり大分弱っておられるんですね。本当に温泉楽しみよと言ってくれとった方が、じゃあ4年後にまた会ったときに、ちょっと足が弱つたりの感じを受けて、本当に時間ないなと思ったんですね。本当にあと4年待つてくださいとか言えないなと、そのときはもう死んでしまっているんじゃないかと。だから、自分もそういう感じで、早く温泉に入りたいということ、自分も何とかできることはということで今回、もう2年間でやる、再開できるように頑張りますと

いうことを今回公約、これだけ公約させてもらいました。

ですから、私も絶対せないけないんですよね。ですから、毎回この場で質問しますし、毎週やったら嫌がられるかもしれませんが、そのぐらいの頻度で井上さんのほうにもちゃんと報告していきたいなと思って、本当自分が、ああしろと言われたら何でもやりますので、ぜひそういう気合で、あと、市長さんはいろんな企業誘致とかでもすごい実績があるということで、ぜひ市長さんも、河内など思いも含めて、ちょっとアイデアというか、自分はこういうふうにいるというのであれば聞かせてもらえたらと思います。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）ありがとうございます。本当に河内はいいですよ。沼田尚徳さんのストーリーから素晴らしい可能性があると思います。そして、あじさいの湯も、あそこ車で走ると、あじさいの湯という表示が上から消してあるじゃないですか。ああいうのを見るとやっぱり寂しいので、多くの方が待ち望んでおられるということ、すごくポテンシャルがあると思います、あのエリア全体がですね。なので、私もできる限り今いろんなところで声をかけて、関心ないかとIT企業さんとかにも声をかけたりしているんですが、なかなかそう簡単にぼんとあそこやるというふうにすぐ興味持ってくださいの方いらっしゃらないんですが、そういったアプローチをまた力を合わせていろんなところでやっていって、何とか。あそこは本当に貴重な財産だと思いますし、井上しんご先生の政治生命を絶たないように頑張っていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○副議長（村上直樹君）56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）分かりました。自分も4年前、勢い勇んでから、何とか再開できると思って、やっぱりいろいろやってみたんですけども、会社もつくったんです。でも、全部駄目だったんです。破綻してしまっただけなんですけど、借金だけ残ったという感じで、やっぱり経営というのは簡単じゃないなと。市長さんも言われたように、非常に別の次元の難しさというか、自分もまだまだ勉強していかなくちゃいけないとは思っております。自分のクオリティーも上げていかないと、ただ役所の方にやれやれと言っても当然できないことだし、自分でもできることということで、市長さんから見て、例えば僕が何か市長の手伝いとか、河内温泉の再開にすることができるのであれば何をしたらいいですか。取りあえず草刈りはしますけど、それ以外に何かあればちょっと御指導いただけたらと思います。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）本当に井上先生の思い、ここは思いを一にするところでありますので、どの地域もそうですけども、素晴らしい地域資源がある中でそれをぜひ生かしていきたい、特にそういった歴史があって、かつて運営されていたということもありますし、そういったところがもう一度リバイバルできるような形でいろんなお話をさせていただき、また、協力させていただき、お願いすることがあれば、そのときはまたいろんな御相談をさせていただきたいと

思いますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（村上直樹君）56番 井上議員。

○56番（井上しんご君）分かりました。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

河内貯水池ですね、造られた沼田さん、非常に、沼田さんが以前造られた別の場所の貯水池が決壊してしまって、住民の方が亡くなったということもあって、絶対安心・安全なものを造るという思いで今回造られたということで紹介されております。これもこの建設にはすごい時間がかかったんですけども、でも、誰も工事で亡くなっていないと一般的には言われております。こういった土木工事でこういうことって、当時はなかなか難しかったと思うんですね。

ですから、そういった自分も以前クレーンの運転手とか建設関係でございましたので、こういった安心、八幡製鐵所も御安全にと言われるように、安全を担保する、人の命を大事にした、そういった現場であったと思っています。まだまだこの魅力を知られていませんし、また河内の魅力というか、貯水池の周辺環境というか、世界では結構湖のほとりの、台湾も韓国もそうでしょうけど、ヨーロッパも、ほとりの周りの観光地って結構たくさんあります。八幡東区もヨーロッパの古城を模したということにあるように、将来の観光地を見据えた形での思いもあったんじゃないかと思っています。ぜひその沼田さんの意思を継ぐ上でも、しっかりと行政と議会が頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。50番 松尾議員。

○50番（松尾和也君）皆様こんにちは。日本維新の会の松尾和也でございます。

皆さん、苛烈を極めた選挙戦、本当にお疲れさまでございました。私も命からがら、この場に帰ってくるのができまして、こうして議員の皆様のお顔を正面から一度に見る機会というのは、私もこれが初めてのことでございます。まさに懐かしい同期のお顔には安心感を覚えますし、そして、少しも変わらない先輩のお顔にも同様に安心感を覚えております。

一方で、新たに加わった新人議員の皆様はその熱心な御表情には、新鮮な気持ちをいただいております。今日まで幾つか新人議員の方の質問も拝見、拝聴させていただきましたけれども、まさに私も1期目あんなふうに堂々と振る舞えていたら、しゃべれたらなど、そんなふうに羨ましくも感じました。

私たち新たに編成されたこの北九州市議会が、これから市民の幸福のため、大きな成果を上げることができるように、私もこの場をお借りして、皆様の、そして、この私も含めた4年間、御祈念をさせていただきたいと思ひます。

私松尾和也も、我が日本維新の会会派も議場の末席から、これから力を振るってまいりたいと思っております。そして、我が日本維新の会、会派としての立場は変わっておりません。是々非々で、どなたの、また、それがどのような御提案であっても、正面から議論を行ってまいりたいと思っておりますので、これからの4年間、議員の皆様には我が日本維新の会と、そして、私松尾和也、有田絵里代表、どうか何とぞお付き合いのほどよろしくお願ひいたしま

す。

それでは、議会質疑に入らせていただきます。市長並びに執行部の皆さん、そして、大変お忙しい中お越しいただきました傍聴席の皆さん本当にありがとうございます。

まず初めに、黒崎祇園山笠についてお話をいたします。

黒崎祇園山笠は、これまでも県指定の無形民俗文化財として多くの市民に親しまれてまいりました。華やかに飾られた人形山笠が、大太鼓、小太鼓の力強い響き、鐘の音、ほら貝の音色とともに町を練り歩く姿、これはまさに壮観でありまして、観衆の心を圧倒してまいりました。この祭りは地元の人々にとって毎年の楽しみでありまして、また、誇りでもあります。

そして、ついにこのすばらしい黒崎祇園山笠が、本年1月24日に国の文化審議会による文化庁長官への答申が行われ、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、いわゆる選択無形民俗文化財として選択をされる見通しとなる、そのような栄誉を賜りました。これまで国の文化財を目指して長年活動してきた地元の悲願がようやく達成されたものであります。私も黒崎祇園山笠保存会の顧問として、役員会一同、そして、各山のかき手の皆様と共に、この喜ばしい知らせに胸を躍らせ、心からうれしく感じております。まさに、この瞬間から私たちの誇り高い伝統が次の世代へと受け継がれる重要な一步を踏み出したんだなど、それを深く実感している次第でございます。

まず初めに、黒崎祇園山笠をここまで強力に推進してくださいました市長並びに執行部の皆様方に心より感謝を申し上げます。

さて、黒崎祇園山笠保存会といたしましては、今後国内外の様々なイベントに積極的に参加をさせていただいて、黒崎祇園山笠の魅力を発信していきたいなど、そんなふうを考えています。これによって八幡西区、ひいては北九州市全体の魅力を国内外を問わず多くの方に広く知っていただける、そのことを期待しています。

その第一歩として、現在4月に計画している事業があります。それは、韓国の釜山で招待されている日韓国交正常化60周年記念式典における黒崎祇園山笠の参加です。具体的には、黒崎祇園山笠から山笠そのものと、そして、かき手の100名、これを韓国へと派遣をいたします。そして、現地のメインの出し物として山笠を運行披露するというものでございます。韓国で黒崎祇園山笠を披露することで、韓国の方に日本の文化や北九州市のことをもっと広く知っていただき、また、韓国と北九州市との交流の強化につながれば幸いと考えております。

しかし、その一方で実現に向けた課題もありまして、山笠を海上コンテナで輸送する必要があります。そして、現地で組み立てるわけでありまして、現地の組立て作業には人形師の派遣も必要になります。加えて、当然ながら参加者全員の渡航費、滞在費、この負担はかなり大きいものがあります。

文化交流は大事であります。国際振興は大事であります。そのような大事な目的がある事業であります。実現はこれは決して簡単なことではありません。これまで地元有志の方、様々

御支援をいただいておりますが、民間の力だけではやはり限界があります。日韓国交正常化60周年という大事な節目に加えて、国の選択無形民俗文化財に選ばれる見通しとなった黒崎祇園山笠として初めての海外遠征となる大変重要な機会であります。北九州市にとっても、市を代表する祭りの一つである黒崎祇園山笠、これを韓国で披露することで、市の認知度向上や観光PR、国際交流の強化などにつながるものだと思っております。ぜひとも北九州市として、できる限りの支援をお願いしたいと思っております。

この事業を実現するためには、地域全体での支援が不可欠です。そして、この支援が今後の黒崎祇園山笠、これをさらに多くの人々に知ってもらうため、大きな一歩となります。国の選択無形民俗文化財に選ばれる、そのような見通しとなった黒崎祇園山笠に対して、市として支援を今後どのように行っていたかについて、市の見解をお聞かせ願います。

続きまして、本市の草刈り・せん定業務について伺います。

私は、北橋市政時代に指名競争入札における最低制限価格の導入の申入れを行ってまいりました。その結果、今ではそれまではなかった予定価格の6割という最低制限価格が導入をされるに至っております。これにはダンピング受注を防止し、業務の品質確保及び労働者の勤務条件の向上を図るといった大事な目的があります。

しかし、北九州市の最低制限価格制度対象の業務には清掃・警備業務と樹木せん定・草刈り・除草業務がありますが、清掃・警備業務は予定価格の8割が最低制限価格であるのに対し、樹木せん定・草刈り・除草業務は予定価格の6割が最低制限価格となっております。どちらも本市において非常に重要な業務であります。

以前、武内市長にも、どちらも労働集約型の業務でありますし、その生じる危険やリスクにそれほど差があるものではないと、そのように申し上げて、樹木せん定・草刈り・除草業務の最低制限価格の引上げをお願いしてまいりました。

今回、たまさか北九州緑化協会様からの要望書をお預かりして拝見をしました。この要望書の中をしてみると、緑化協会様も私と同じく、現在の最低制限価格である予定価格の6割では不足であると感じていらっしゃるようです。

本市の指名競争入札に最低制限価格が導入されてから約2年がたちました。執行部の皆様におかれましても、この間他都市の事例も注視をされてきたことだろうと思っております。いずれも市にとって重要な業務であり、また、同じような労働集約型の業務であるのに、委託される業務内容によって最低制限価格が異なるというのは、これは不公平で不誠実な取扱いではないでしょうか。他都市の事例に倣い、最低制限価格を予定価格の8割に上げる頃合いではないのかと思うのですが、見解を伺います。

これで日本維新の会松尾和也、第1質疑を終えたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）黒崎祇園山笠につきまして、御質問は関係局長から答弁いたしますが、まず私から、北九州市を代表する祭りの一つであるこの黒崎祇園山笠、長い歴史と地域の誇りを受け継ぐ祭りとして、今回国の選択無形民俗文化財として認められたということを心からお祝いを申し上げたいと存じます。

豪華けんらんな飾り山と、太鼓やかねのはやしが響き渡る勇壮な引き回し、その全てが黒崎の力強い伝統と地域の皆様の情熱によって支えられてきたものでございます。私も飾り山に上がらせていただきまして、その熱気と躍動感を身をもって体感させていただきました。かき手と観客が一体となる熱気あふれるこの祭りが、これからも世代を超えて受け継がれ、町の誇りであり続けることを心から願っております。

では、関係局長から続けて御答弁します。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）黒崎祇園山笠につきまして、国の選択無形民俗文化財に選ばれる見通しとなった黒崎祇園山笠への市の支援について伺うという御質問にお答えさせていただきます。

黒崎祇園行事は、八幡西区黒崎地区におきまして、神社の氏子によって古くから行われている祭礼行事であり、昭和51年に県指定無形民俗文化財に指定されております。そして、このたび、令和7年1月に開催されました国の文化審議会におきまして、本行事が同審議会から文化庁長官に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択することについての答申がなされました。記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財とは、重要無形民俗文化財及び登録無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などの必要があるものについて選択されるものでございます。

黒崎祇園は、北部九州における山笠行事の地域的展開や、我が国の山・鉦・屋台行事の変遷を理解する上で重要な祭りであります。北九州市としましては、今回の国の文化審議会の答申を大変うれしく思っているところでございます。

議員お尋ねの件についてでございますが、現時点では市内各地に様々な歴史ある祭りがある中で、今回の件に市として直接的な財政支援を行うことは、公平性の観点から難しいと考えますが、黒崎祇園を後世に継承するために重要となる詳細な記録保存の作成につきましては、これは市としてしっかりと進めていきたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）技術監理局長。

○技術監理局長（尊田利文君）最後に、本市の草刈り・せん定業務について、草刈り・除草業務の最低制限価格を予定価格の6割から8割に引き上げる頃合いでないか見解を伺うとの御質問にお答えいたします。

地方公共団体が行う競争入札では、最低の価格で入札した者を落札者とするのが原則でございます。例外として最低制限価格を設け、予定価格の範囲内で最低制限価格以上で入札した者

のうち、最も低い価格で申込みをした者を落札者とすることができます。

北九州市では、業務委託の最低制限価格について、ダンピング防止や労働者の勤務条件の向上を図るため、区役所などの清掃・警備業務に平成23年度から順次導入してきました。令和5年4月からは予定価格が500万円を超える草刈り・除草業務を対象といたしました。

草刈り・除草業務につきましては、令和3年度において、予定価格が500万円を超える契約で予定価格の6割以下で落札となったケースが半数近くを占めていた状況に鑑み、適切な業務執行体制を担保する観点から、最低制限価格を予定価格の6割としたところであります。

制度を導入いたしました令和5年度の実施状況について、平均落札率は81%で、令和4年度の70%から11ポイント上昇しました。また、予定価格の80%未満での落札は令和4年度の61%に対し、令和5年度では45%と16ポイント減少するなどの成果が出ています。

一方で、他の政令市の状況については、北九州市より高い最低制限価格を設定している市もあれば、制度そのものを導入していない市もあることは承知しています。北九州市においては一定の成果も出ているため、現行の最低制限価格の水準を維持しながら、引き続き落札率や業務の質など、その効果や影響を注視してまいります。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）50番 松尾議員。

○50番（松尾和也君）まず、黒崎祇園山笠について、市長からお言葉と、そして、局長から御答弁賜りました。その大きな支援は難しいとのことでしたが、その中で記録保存について言及いただきました。特に記録すべきというところがまさに重要で、私がかねてより取り組んできたのが、やっぱり文献とかはどこにあるのか分かりません。神社の倉にあるのかもしれないし、古くから住まわれている家の2階にしまわれてあるかもしれない。それがどなたかが亡くなって取り壊されたときに捨てられちゃったりとか、火事で焼失してしまったり、そのように記録保存していかないと、失われてしまう可能性のある文献というのが埋もれていると思うんです。

ですから、今回局長の答弁にもあったように、しっかりとそれを掘り出して、有識者の手によって明るみに出して、それをしっかり保存していくということが、これからの黒崎祇園山笠の文化振興について非常に重要なことであろうと思います。

しかし、一方で、やっぱり文化交流事業をこれから続けていく中で、国選択無形という1つ躍進もあったわけでございます。ですから、金銭的な支援にはこだわりませんが、例えば我々保存会の企画として行った事業において、100名程度連れていくわけでありますから、市から北九州市のチラシか何かを例えばお預けいただければ、現地の方にお配りをするとか、いろんなことでお役に立てると思います。

黒崎祇園山笠の一同、これから総力を挙げて八幡西区の魅力発信にも努めてまいりたいと意気込んでいるところでありますので、これからは何でも申しつけていただきたいなと思っておりますし、また、どこへでも出向かせていただいて、太鼓をたたいて山をかいやらせていた

だきたいと思っております。これからより一層、市との連携を強めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。後で時間が余りましたら、この件についてまた要望、御質問させていただきます。

ひとまず、草刈り・せん定についてです。

今日私のはっきり、8割はもう間近に迫っていると、そのような答弁を賜るんじゃないかなと期待をしていたんですが、少々肩透かしを食らってしまいました。2年です。最低制限価格が導入されており2年が経過しました。そして、その8割を45%がおおむねということでありましたけども、まだ45%はそういう状況にあるのであれば、やはり最低制限価格を導入されて2年がたった、これ以上何を中止することがあるのかなと思ってしまう。

私がそもそもこの最低制限価格の導入を申し入れた背景、以前にもお話をしたかと思いますが、一般競争入札に参加をされた造園屋さんの全て私はお電話をしまして、最低制限価格、これあったほうがいいのかわからないほうがいいのか、また、あったほうがいいのであれば、何割程度が望ましいですかというアンケートを取らせていただいております。全て電話しました。そのときに、ほとんどの方が8割だと、そのようにおっしゃってありましたから、こちらもまた要望を続けさせていただきます。

そして、草刈り・せん定ですが、関連をしてお尋ねしたいと思えます。

都市化の進展に伴って1970年代以降、道路、公園、下水道、我々の抱える都市インフラ、その多くが整備をされてまいりました。しかし、近年ではどの自治体も膨大な都市インフラの維持管理に苦勞されていると聞いています。本市でもお金がかかる除草から、これからは防草をやっていくんだと、そのように進んでいると思いますが、そのような意図の下に、鉄鋼スラグを活用した防草対策の効果の実証が進められていると聞きました。昨日の4日、本田一郎議員の質問に対する御答弁の中で、その効果については今実証中で、特に今年の夏、この結果を待って確かめたいというようなお答えをしていたやに思っています。

私もその結果を待ちたいと思うんですが、鉄鋼スラグ防草帯というのは、コンクリートより安価であると聞きますし、目が細かいとも聞いています。ですから、隙間ができにくい。防草効果というのはきっと高いものなんだろうなと思っておりますが、しかし、お聞きしたい心配している点が幾つかありまして、鉄鋼スラグの多くがフッ素を含むと聞いたことがあります。このフッ素が長年の風雨にさらされて飛散をして、人体に影響を与えることはないのか、ないしは地下にしみ入って、地下水に悪影響を及ぼしたりはしないのか、このあたりのことを懸念しておりますが、今現在分かっていることってあるんでしょうか。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）御質問いただきました日本製鉄様の新素材でございますけども、当然ながら副産物としてそれが出るということで、日本製鉄様のほうもその品質管理とこのを行っております。我々がお聞きしているのは、当然ながらそういったフッ素も含めま

して、そういう物質、身体に影響を与えるような物質というのは検出されていないという製品とお伺いしております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）50番 松尾議員。

○50番（松尾和也君）それであれば安心をいたしました。今後も実証効果がどんどん出てくると思いますので、その都度教えていただきたいと思います。

自然災害も、最近では激甚化、頻発化、これが続いています。昨今では、北九州市も水害に弱い町ではありませんが、豪雨対策というのは欠かすことができません。鉄鋼スラグ防草帯、これから実証されて、効果があるよとなったらどんどん増えていくんだと思いますが、どれぐらいの面積されるつもりかは知りませんが、土の植樹帯から鉄鋼スラグ防草帯、どんどん変わっていくんだと思いますが、土とは違って防草帯には水がしみませんから、治水機能というのがないんじゃないかと思っております。極端な話、防草帯が豪雨の折に冠水被害を起こす可能性があるんじゃないかと心配しています。その点はいかがでしょう。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）豪雨、雨ですね。雨のときに実際に山にしみ込む雨、道路にしみ込む雨、地表面に実際に全域に雨が降り込むわけでございますけども、それに河川とか公園とか道路、中央分離帯でございますけど、我々が今防草対策をしようと思っておりますのは、一部だけは中央分離帯であるとか、実際に木が植わっているところを全てというわけではなくて、一部を防草対策をして、当然ながら緑を残すところは残すというふうな観点でやっております。例えば、公園なんか、河川なんかの園路沿いとか河川際とかであれば、自然とか景観とかに配慮して、やっぱりしみ込むような防草対策と、そういうことも考えますので、そういうのを含めて防草対策をやる面積というものもそれほど大きくない、ということは地球とかに影響があるものではないと認識をしております。

○副議長（村上直樹君）50番 松尾議員。

○50番（松尾和也君）よく分かりました。どれほどの面積か、今日お聞かせをいただけたとは思っていませんでしたが、それほど多くないという言葉聞いて、本当に安心をしました。

私は、できるだけ多く土の植樹帯を残すほうがいいんじゃないかという意見を持っています。ただ、先ほど私が申し上げたように、本当にインフラ整備をしていくのも大変ですし、除草にはお金もかかります。それで、景観にもよくて、そして、冬に枯れたりもしなくて、雑草にも負けない、そのような植物が探せばきっとあると思うんですね。このような緑化による防草対策にも、今やっている防草対策と同様に取組まれてはいかかかなと思うんですが、御見解があればお聞かせください。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）そうですね。今、実際に考えているのは、やっぱり地被植物といたしまして、背が低い、地をはうようなもの、カバープランツとかという言い方もするんです

が、当然ながら雑草みたいに上に上がっていくと目にもつきましますし、景観にも悪いんですが、その植物は、ほうような形になって、それで、はって覆うというようなイメージになりますので、そこには覆ってしまえば種は入らない、ということは、種が根づかなくて、雑草も生えにくい、そういったものも今検討しています。ただ、それが全部というわけじゃなくて、例えば景観面に配慮するような場所についてはカバープランツにするとか、場所場所に応じた対策をやっていきたくて考えてございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）50番 松尾議員。

○50番（松尾和也君）ありがとうございます。まさにその種が入らない、これは専門用語で言う占有性というんじゃないかと思うんですが、そういった工法になるような植物のデータも私はもっていますので、また御相談もさせていただきたいと思います。

そして、黒崎祇園山笠に戻りますが、保存会として以前から、これは本来区役所をお願いをすべきことなんでしょうが、どこも予算がありませんので、ここでお聞かせいただきたいんですが、国選択、これがもし実現されたその暁には、役所内に黒崎祇園山笠の事務所を設けていただきたいという声が地元から多く上がっております。これは要望させていただきます。

そして、1つお尋ねなんです、山笠のお祭りの運行の際、特には前夜祭と解散式、ここは人が多く寄るところであります。観覧の方がたくさんお見えであります。このタイミングで地域の要望として、本当に毎年いただいているのが、トイレをする場所に困るとというのが本当に声として大きいんです。ひびしんホールの前、芝生公園というんでしょうか、あそこにはトイレがありますけれども、本部から遠いところにありますし、非常に混み合う場所であります。これでは周辺のコンビニやホテル、パチンコ屋さんなど、そういうところに御負担をおかけしていないだろうかと保存会としても大変心配しているところです。

そこで思いついたのが、トイレカーというのがありまして、トイレができる車、トイレカーを任意の場所に置いて利用していただくというのはどうかなと思いついているんですが、そのトイレカーを祭りの際、市から援助していただくと大変助かります。

このトイレカーというのは、手洗い場があって、個室をしっかりと設けているタイプがありますので、浴衣を召された方がいらっしゃいます。お子様連れの方がいらっしゃいます。そのようなとき御利用いただけるんじゃないかなと思うんです。本当に聞いているお声としては、あの場所はトイレがないから、子供たちを連れていっても、なるべくお子様に水分を取らせないようにして見ているんだと、そのようなお母様からの声を聞きました。これ気の毒なことであります。お祭りですから、かき氷やジュース、お子様が欲しがらるでしょうから、そのような対策をお願いしたいと思いますが、見解があればお聞かせください。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）そうですね、トイレカー、今すぐここでどうということとはなかなか難しいですが、今お話があったようにトイレがなくて、そういうのを我慢してい

るというお話もあるんで、近隣の公共施設が多分あると思うんです。そういうところが利用できないかとか、ちょっと関係のところと少し話をしてみたいと思います。ちょっと相談してみたいと思います。以上です。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（兼尾明利君）この2月の補正予算で、環境局のほうでトイレの補正予算を上げさせていただいております。それは災害用のトイレカーなどでございますけれども、災害の啓発も含めたイベントでの利用というのも考えていきたいと思っております。以上です。

○副議長（村上直樹君）50番 松尾議員。

○50番（松尾和也君）ありがとうございます。最後に色よい答弁をいただきました。ありがとうございました。終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。52番 伊崎議員。

○52番（伊崎大義君）皆さんこんにちは。伊崎大義と申します。傍聴にお越しの皆様、そして、中継を御覧の皆様、誠にありがとうございます。

今回初めて質問をさせていただきますが、実はこちらに立ったのは初めてではございません。今から16年前、私が中学2年生であったときに、北九州ドリームサミットという事業がございました。私は16年前に中学生議員の一人として、実はここに立たせていただいたことがあります。それから16年、今回は正式な北九州市議会議員として、改めてこの場に立てることに大きな喜びと感謝の思いでいっぱいしております。当時と変わらない、大胆で未来志向の発想を持ってこの議会にも取り組んでまいりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質疑に移らせていただきます。

1つ目の質問は、政府関係機関の地方移転に関する質問です。

令和7年1月24日に召集された通常国会におきまして、石破茂首相の施政方針演説が行われました。地方創生を念頭に令和の日本列島改造実現を唱える石破首相は、その柱の一つとして産官学の地方移転推進を主張しました。特に、東京一極集中の是正を目指し、政府関係機関の地方移転、国内最適立地を推進するということが強調されましたが、これは北九州市にとって大きなチャンスになり得ると考えています。

政府関係機関が地方に移転すれば、その機関に係る人、仕事、これらがその町にやってくるのはもちろん、関係する企業であったり、研究、研修機関なども集まってきます。それだけではございません。北九州にそうした役所の機関がやってくれば、東京との往来が増えることで、北九州空港の利用活性化にもつながります。企業誘致において、昨年度2,581億円、先ほどの話だと今年度は3,717億円と、過去最高の投資額、更新し続けている武内市長並びに市の執行部の皆様におかれましては、ぜひその企業誘致の手腕をもって、政府関係機関の地方移転、誘致にも注力していただきたいと考えております。

直近のほかの自治体の実績としては、京都市に文化庁の移転が行われました。京都市では産

官学民が連携しながら、20年の年月をかけて文化庁の誘致活動を地道に行い、令和5年3月に明治以来初めてとなる中央省庁の地方移転に成功いたしました。これで京都市は名実ともに日本の文化首都となったと言えるでしょう。

京都市が文化なら北九州市は環境です。公害克服に始まり、リサイクル技術や再生可能エネルギーに力を入れ、国内外から様々なモデル都市認定を獲得し続けてきた北九州市であれば、私は環境省の誘致も不可能ではないと考えています。もし環境省がこの町にやってきて、北九州市が真の日本の環境首都になったとすれば、この町のイメージ、治安や様々な懸念が持たれている、そうした蓄積したイメージもがらっと変わるに違いありません。

また、石破首相が看板政策として掲げている防災庁の誘致も北九州市と相性がよい話だと考えています。災害リスクが少なく、陸海空のインフラに恵まれた北九州市であれば、他地域で災害が発生したときに、その指令拠点としても最適です。武内市長はバックアップ首都構想を掲げられていらっしゃると思いますが、防災庁の誘致というのは、まさにここに合致する政策ではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。

現在の北九州市における政府関係機関の誘致に関するスタンスや具体的な取組、どのようなものがあるかお伺いします。

例えば、石破首相の発表を受けて、富山県では政府関係機関の地方移転に関するタスクフォースを立ち上げております。北九州市でも今後こうした政府機関の誘致に向けた動きを実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

2点目の質問に移ります。先日の北九州市議会議員選挙を踏まえた電子投票の是非についてです。

私自身も一人の候補者として挑戦しました市議会議員選挙、今後改善すべきと考えた課題の一つが投票の在り方です。開票に際しては、私の陣営からも立会人が開票所に立ち会い、ほかのメンバーも開票の様子を現地で見守っておりましたが、大変アナログであったという感想がありました。

D Xが叫ばれる2025年現在において、たくさんのスタッフの方が開票所に集められ、日曜日の夜に大量の紙の投票用紙を机の上に並べて、一枚一枚仕分をしては、何て書いてあるかと解読していく作業は、21世紀とはとても思えない光景です。

また、投票用紙への記入が手書きであるがために、解読が困難な字や、候補者名の誤った記載による無効票も数多く発生しております。今回の選挙においても7区で合わせて3,230票もの無効票が生まれ、そのうち白票を除いた無効票は約1,400票であったとのこと。町の未来を決める大切な選挙において、多くの労力が投入されているにもかかわらず、こうして有権者の意向が反映されない無効票があふれる現状は大いに改善の余地があるのではないのでしょうか。

こうした課題を克服できるのが電子投票です。投票所に皆様のお手元にもあるようなタブレット端末を用意し、画面上に表示される候補者名から1名を選んでタッチするだけで投票が完了します。各投票所での集計結果はUSBメモリーに記録され、巨大な重たい投票箱を輸送せずとも、小さなUSBメモリーを集めてデータを合算するだけで集計は完了します。

実際に、令和6年12月22日に実行された大阪府四條畷市長選挙においてタブレット端末を用いた電子投票が実施されました。ふだんは80名の職員さんが必要な開票作業が僅か27名で完了したとのことです。また、電子投票による無効票はゼロ票でした。もちろん、機材の購入、レンタルのための投資は必要になりますが、市を挙げてDXに取り組んでいる北九州市こそが、九州でも先駆けて電子投票の導入を検討するべきではないでしょうか。

そこで、2点お尋ねいたします。

1点目に、今後北九州市でも電子投票の導入を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。例えば、2027年に実施が予定されております北九州市長選挙におかれまして、四條畷市長選挙のように電子投票を実施する可能性はございますでしょうか、見解をお伺いいたします。

2点目に、電子投票の議論の先には、投票所に行かずにどこからでも投票ができるインターネット投票も検討すべきであると考えています。現状では、公職選挙法においてインターネットによる投票は認められておりませんが、茨城県のつくば市のように模擬住民投票を行うなどしながら、将来的な実現を目指して準備を進めている自治体もございます。デジタル政策に力を入れる本市においても、将来的なインターネット投票の実現に向けた政策を検討してはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目に、北九州空港の利用活性化について伺います。

北九州市の抱える最大の課題は人口減少であると認識しております。昨年、60年ぶりに転入が転出を超過したこと、これは非常に喜ばしいニュースであるのは間違いございませんが、高齢化に伴う自然減の数字を見ていると、トータルの人口は当面減っていく方向にあるのもまた事実ではないかと感じております。そうすると、やはり外から稼ぐことが重要となります。

ゲートウエーとしての北九州空港の重要性がますます高まっているのではないのでしょうか。それを武内市長並びに執行部の皆様がどなたよりも認識されていることは、朽網駅への特急停車やエアポートバスの増便など、利用活性化に向けた様々な施策からも感じるところです。令和7年度の予算においても、港湾空港局として空港利用活性化に向けた多様な政策がリストアップされております。中でも私が特に注目しているのが、新規航空路線支援事業です。金額はおよそ1.2億円となります。

24時間空港である北九州空港の強みが最も生きるのは、サービスを簡素化し、深夜便や早朝便を中心に安価で提供する格安航空会社、通称LCCだと考えています。特に取り組むべきは関西便です。大阪への移動については4時間の壁というものが存在し、新幹線との競争が厳しいという意見もあるようですが、同じく4時間の壁が存在するはずの関空から福岡空港の間に

はたくさんＬＣＣが飛んでおります。

問題は時間ではなく値段です。5,000～6,000円程度のチケットも多く、私の知人も北九州へ来るためにわざわざ福岡空港を使い、新幹線や特急でここまでやってくる者がたくさんいます。そのほうがトータルで安価だからです。特に、お金はないけども時間がある学生さんや若者がこの選択を取る傾向にあり、福岡空港のほうが北九州空港よりも安くて便利という発想が若い世代に定着するのは、若者を応援する北九州市として非常に大きな機会損失であると考えています。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、ＬＣＣの誘致に向けた現在の北九州市のアプローチについて伺います。

特に、関西便については、関西万博も控えている中、大きな需要があると予想しております。また、かつて存在した沖縄便についても、今年7月に沖縄に新たな大規模テーマパークがオープンする予定であり、潜在的な需要が見込まれます。こうした機運の中で、ＬＣＣ誘致に向けて北九州市でどのようなアクションが検討されているのか、お伺いいたします。

2点目に、国際線の誘致についてお尋ねします。

国土交通省によれば、2023年の国際線におけるＬＣＣのシェアは32.7%、これは国内線の13%を大きく上回る数字です。ＬＣＣというものが国内線よりも国際線に相性がよいことを物語っております。北九州はアジアに最も近い大都市圏の一つであり、地理的優位性もありますが、一方で、かつて存在した台湾便や中国便が現在は運休となっているなど、なかなか国際線が定着しない印象があります。こうした国際線が定着しない背景をどのように分析し、それに向けた対策としてどのようなことを検討しているのか、見解をお伺いいたします。

以上、何とぞよろしくお願いいたします。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、石破首相の施政方針演説を踏まえた政府関係機関の地方移転に関して、北九州市における政府機関誘致に関するスタンス、具体的な取組についてのお尋ねがございました。

石破総理は就任当初から地方創生2.0の起動を最重要課題の一つとしており、令和7年1月の施政方針演説では、地方創生に向けた令和の日本列島改造の柱の一つとして、産官学の地方移転と創生を掲げております。そして、その先べんとして、防災庁など政府関係機関の地方移転を掲げ、国内の最適な立地を推進するためにこれまでの取組を検証し、地方からの提案を改めて募り、順次結論を出すとしておられます。

こうした国の動きに呼応いたしまして、令和6年12月には兵庫県、神戸市、関西連合が協力し、神戸市周辺に防災庁の拠点設置を目指す旨を表明されました。また、富山県では、防災庁をはじめとする4機関の誘致を政府に提案し、令和7年2月には誘致に向けた新たな組織を設置しました。さらに、同月の25日には福島県いわき市も防災庁の地方分局の誘致を表明したと

ころでございます。

北九州市におきましては、災害リスクに強い基盤や充実したインフラ等のポテンシャルを生かして、大規模地震等の災害と対する日本を支える存在となることを目指したバックアップ首都構想を令和5年度にまとめました。この構想は、令和6年3月に策定をいたしました北九州市の新ビジョンや、北九州市産業振興未来戦略にも反映をいたしまして、まずは企業の本社機能やITの開発拠点、データセンターの誘致などに積極的に取り組んでいるところであります。並行して、国に対しましては地方創生の観点に加え、自然災害等による有事に備えた企業及び政府関係機関の地方移転の推進について提案を行っております。個別の政府関係機関の誘致については、御指摘の防災庁の地方拠点も含め、様々な情報収集に努めているところであります。

近年、本社機能の補完や移転、サプライチェーンの強化、IT開発拠点の分散化などを目的に北九州市に進出する企業が増えており、バックアップ拠点としての優位性をはじめとする北九州市のポテンシャルが評価をされてきております。政府関係機関の誘致につきましては、防災庁の地方拠点も含め、時期を逃さず国への必要な働きかけを行うなど、適宜適切に取り組んでまいりたいと考えております。

そのために、関係部署のさらなる連携強化を図りながら積極的に情報収集をするということとともに、北九州市の持つポテンシャルを大いに発信し、生かしてまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（小石富美恵君）北九州市議会議員選挙を踏まえた電子投票の導入について、2027年の北九州市長選挙において四條畷市長選挙のように電子投票を実施する可能性について見解を伺うと、北九州市においてもインターネット投票の実現に向けた政策を検討してはどうか見解を伺うとの2つの質問に順次御答弁いたします。

電子投票とは、紙の投票用紙に代わり、投票所に設置したタブレット端末のタッチパネルから投票を行うものでございます。平成14年2月にいわゆる電磁的記録式投票法が施行され、条例で定めるところにより地方公共団体の長及び議員の選挙に限り電子投票が可能となっております。

電子投票の実施状況でございますが、平成28年までに10の市町村の選挙において実施されましたが、投票機器のトラブルもあり、平成28年1月を最後に実施している自治体はございませんでした。その後、国によるセキュリティー対策等をはじめとした技術的条件の見直しが行われるとともに、事業者により投票機器の開発が進められ、令和6年12月に大阪府四條畷市長選挙及び市議補欠選挙において8年ぶりに電子投票が実施されております。

電子投票には、投票用紙に候補者の名前を記載したものの、読み取れないなどの理由による疑問票や無効票がなくなり、選挙人の意思が明確に反映されることや、自分で書くことが困難

な方の投票が容易になる、また、開票作業が迅速化されるといったメリットがある一方で、投票機器のトラブルの対応でありますとかシステムの導入に多額の経費が見込まれるといった課題があると認識をしております。

そのため、北九州市選挙管理委員会といたしましては、まずは機器の信頼性や導入経費につきまして状況を確認するとともに、他都市の事例などを参考にしつつ、調査研究を行うこととしたいと考えてございます。

次に、インターネット投票についてでございます。

インターネット投票とは、パソコンやスマートフォンを利用して投票する仕組みでございます。現在、つくば市においてマイナンバーカードによる個人認証機能等を利用した模擬住民投票を行うなど、国家戦略特区を活用した技術的な実証実験を行っていることは承知をしております。

インターネット投票は、投票に行かず投票が可能となる、また、開票作業が迅速化されるといったメリットがある一方、本人確認をどう確実に実施をしていくのかでありますとか、投票の秘密の確保、システムのセキュリティー対策、また、一斉アクセスがあった場合のシステムの安定性の確保など課題がございます。また、現行の公職選挙法は、投票は立会人がいる投票所で行うことが原則とされておまして、インターネット投票の導入には新たな法整備が必要となります。

インターネット投票実現に向けた取組についてでございます。北九州市選挙管理委員会といたしましては、移動が困難な方に対する投票環境の向上や投票率向上に向けて、インターネット投票は有効であると考えてございます。

一方で、様々な課題もありますことから、安全で確実な制度設計となるよう、インターネット投票の導入に向けた議論を進められたいとの要望書を指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に提出をしているところでございます。また、国におきましてもインターネット投票について議論や研究がなされていると聞いておまして、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君） 最後に、北九州空港の利用活性化についての2つの質問、関西便や沖縄便の需要が見込まれる中、国内LCC誘致に向けてどのようなアクションを検討されているのか、そして、LCCは国際線と相性がよいと考えるが、現在国際線が定着しない背景をどのように分析し、どのような対策を検討しているのかについてまとめてお答えいたします。

稼げる町の実現に向けて、成長エンジンである北九州空港の旅客路線誘致の取組が大変重要でございます。このうちLCCの誘致については、平成26年度に策定した福岡県の空港の将来構想に基づき、福岡空港との役割分担と相互補完の観点に立ち、福岡県との連携の下、新たに

創設したLCCを優遇する運航助成等も活用し、取り組んでまいりました。

まず、国内LCCについては、各空港の圏域との流動人口、新幹線や福岡空港など、他の移動ルートとの競合状況等を踏まえ検討した結果、成田空港を主なターゲットとして航空会社との交渉を重ねてまいりましたが、コロナ禍前は就航に至りませんでした。当時、誘致交渉を行った航空会社は、就航に向けた課題として、福岡空港との競合や目的地として選ばれるための北九州空港や周辺観光地の認知度不足などを上げております。その後、コロナ禍が明け、国内の航空需要が回復してきたことから、現在改めて成田空港をターゲットとした路線誘致に取り組んでおります。

その際、以前航空会社に指摘された認知度不足への対応として、日本新三大夜景都市、すしの都といったオンリーワンのコンテンツをはじめとする北九州市の観光ポテンシャルや、大分、下関と連携した広域観光やアクセス強化などの新しい取組を航空会社にPRすることで、初就航の実現につなげていきたいと考えております。

次に、国際LCCについては、これまで平成28年度から令和元年度にかけては3つの航空会社が、韓国の仁川、釜山、務安と大邱空港の4路線を開設しました。一方、就航後利用率が徐々に低下し、持ち直さない中、コロナ禍の影響や日韓関係の悪化が決定打となり、定着することができませんでした。利用率が低かった要因は、北九州空港や周辺観光地の認知度不足などによるインバウンドの伸び悩み、アウトバウンド需要の低迷であったと考えられます。

このような課題を踏まえ、令和5年5月に復便したソウル、仁川線については、路線の安定化に向け、航空会社や旅行社などの意見も考慮し、1つ目として、韓国側での航空会社の予約サイトやSNSを通じた北九州市周辺の観光コンテンツの露出、拡散、2つ目として、韓国人に人気のある別府、湯布院方面への空港発日帰りバスツアーの造成、3つ目として、日本側でのパスポート取得支援や駐車場割引などの新たな取組により、インバウンド、アウトバウンド双方の利用促進を図っているところです。

その結果、今年2月の利用率が速報値で9割に達し、復便から約2年を経て、ようやく路線の安定化に向けた兆しが見え始めてきたところでございます。引き続き、この路線の利用率の維持向上に取り組むとともに、これまでの取組で得られた経験やノウハウを他の路線の誘致にも生かしてまいります。

今後とも稼げる町の実現に向けて、また、観光大都市への進化を目指しつつ、福岡県とも連携しながら、LCCも含めた旅客路線の維持拡大に全力で取り組んでまいります。答弁は以上で全部でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 伊崎議員。

○52番（伊崎大義君）御答弁ありがとうございます。

まずは空港について御回答ありがとうございます。私からぜひお尋ねしたいのが、もしLCCだったり、新しい新規の航路が実現した場合に、それによって大体どれぐらいの利用者が増

えるのか、ぜひ伺いたいです。というのも、先日、山田大輔議員が質問されました鉄道アクセスの新設について、大体200万人の利用者が一つのラインになるというお話がございました。昨年は110万人の利用者がいたということで、例えば1本新しい路線が就航したときに、それによって大体どれぐらいの利用者増が見込まれるのか、何か基準があれば、1つ航路を新設するためのモチベーションになるんじゃないか、インセンティブになるんじゃないかなと考えておりますが、この辺はデータがあるんでしょうか。

○副議長（村上直樹君） 港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君） L C Cが1日1往復就航した場合ですけれども、その利用率にもよりますが、今ソウル、仁川線で就航しているジンエアーにつきましても、大体年間9万から10万ぐらいですかね、ございますので、そういったのが一つの目安だとは思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 52番 伊崎議員。

○52番（伊崎大義君） ありがとうございます。ということであれば、単純計算過ぎますけれども、ここはやっぱり10本ぐらい路線が増えれば、それだけでも200万人に到達し得るということで、引き続き、その航路の拡大については力を入れていただければと考えております。

また、先ほど成田便が中心となってアプローチされているということではあったんですけども、質問させていただきたい。その関空便だったり那覇便については現在どういう状況でしょうか。

○副議長（村上直樹君） 港湾空港局長。

○港湾空港局長（佐溝圭太郎君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、基本的には各空港の圏域との流動人口ですね、あとは新幹線、福岡空港を含めた他のルートとの競合状況を踏まえて検討しております。これまで成田空港を中心に行っておりますが、関西空港についても誘致に取り組んでおりますが、やはり先ほどお答えしたように、福岡空港との競合とか、あとは空港と周辺観光地の認知度不足ということエアラインには言われております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 52番 伊崎議員。

○52番（伊崎大義君） ありがとうございます。やっぱり関西万博があったり、いろいろなそういったイベントも控えている中で、私はちょっとこの波に乗って、ゴールデンルートの話とかもありましたので、北九州市の認知度向上もどんどん進めていただいて、今回難しくても、近い将来での実現に向けて活動を行っていただければと思います。私自身も一人の議員として、そういったほかの町にこの町の魅力をもっと知っていただくために活動を頑張ってまいりたいと考えております。

続いて、電子投票に関して質問させてください。

御回答ありがとうございました。実際に今回の北九州市議会議員選挙において、投票とか開

票の作業に何名ぐらいのスタッフがどれぐらいの時間作業に当たられていたか、そういったデータは存在しているのでしょうか。

○副議長（村上直樹君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（小石富美恵君）まず、開票についてでございますが、7区開票所合計で949人でございます。開票の所要時間でございますが、これは各区によって状況が異なりまして、一番早い区で1時間52分、一番長くかかっている区で4時間30分かかってございます。

投票につきましては、人数が全体で2,281名の従事でございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 伊崎議員。

○52番（伊崎大義君）ありがとうございます。これは時給が発生するような雇用体系になっているのでしょうか。

○副議長（村上直樹君）行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（小石富美恵君）開票に当たりまして主に職員が従事いたしますが、時間外勤務手当で対応しております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 伊崎議員。

○52番（伊崎大義君）ありがとうございます。すぐ試算することは難しいかと思うんですけど、一人一人単価も違うと思うので、ただ、今の人数を今の時間帯で時給換算すればそれなりのコストになるのではないかなと考えておりまして、今回四條畷市の場合、やはりレンタルを含めたいろんな委託費だけでもそれなりの金額にはなっているんですけども、今の部分をしっかり換算すれば、コスト的にはそれに見合ったような形に、特に北九州市の規模であればなる部分もあるかなと思っておりまして、ぜひ試算だけでもまずはさせていただいて、今後導入する自治体が増えていけば、コストも低下していくこと、また、四條畷も国に対して助成を申請していたりしているようですので、そういった様々な手段も用いながら無効票を減らしていくこと、そして、将来的なインターネット投票にもつながる第一歩として電子投票については進めていただければと考えております。

あと、これは個人的な要望なんですけども、伊崎大義という名前ですね。下の大義の義という漢字が書けなくて、あなたに入れたくてもなかなか字が書けないのよというお困りの声ともいただいております。電子投票であれば、本当に名前をタップすればそれで投票できるので、これから高齢化が進んでいく中で、そういったお声も増えていくと思いますし、政党名の誤記なども増えてくると思うので、前向きにデジタル対策に力を入れている北九州として取り組んでいただければと思います。以上で終わります。

○副議長（村上直樹君）ここで15分間休憩いたします。

午後3時00分休憩

午後3時15分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質疑を続行いたします。29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）皆様こんにちは。北九州市議会公明党議員団の岡本義之でございます。7期目初の登壇となりますが、早速会派を代表して一般質疑を行います。

初めに、本市のウエルビーイング施策の推進についてお伺いします。

今議会の会派代表質疑、また、これまでも本会議等で御案内させていただきましたが、私ども公明党議員団は、昨年7月に北九州市と東京23区及び政令指定都市19市でウエルビーイング、幸福度に関するインターネット調査を実施いたしました。その結果は、北九州市民の幸せだと感じていると、やや幸せと感じているを合わせた幸福度の割合は54.3%で、東京23区と北九州市以外の政令市の平均57.6%よりもやや低く、全21地区中16位でありました。最も高いのは仙台市で63.9%、福岡市は62.0%で4位となっています。

本市では、全ての性別、年代で男性の30から40代の幸福度が最も低く、男性と比べてスコアが高い女性の中でも30代から40代の幸福度が低くなっています。この30代から40代はいわゆる働き盛り、子育て世代であり、社会の背骨とも言える層です。よって、この層の幸福度は社会の活力をはかる指標としてとても重要となります。また、生活満足度を見ると、30代から40代は家計が苦しく、そのため資産形成も進まず、住宅購入も難しい環境に置かれていることが見えてきました。

私たち公明党議員団が、子ども医療費の自己負担額の引下げや学校給食費無償化の実現を訴えているのは、この層の家計に係る負担を少しでも削減したいとの思いからであり、こうした市民の幸福度を高めるウエルビーイング施策の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、1点要望と2点お尋ねいたします。

1点目に、福岡市は令和6年1月から3歳以上、高校生までの子ども医療費の通院の自己負担額一律500円を実施し、令和7年2学期からは学校給食費の無償化を実施することを英断いたしました。本市におきましても、給食費無償化については今議会において国の動向を慎重に見極めていくとともに、持続的かつ安定的な制度設計となるように丁寧に検討した上で、令和8年度中の実施を目指して取り組んでいくことを表明し、教育委員会をはじめとした全庁横断的なプロジェクトチームを設置し、論点について総合的かつ詳細に検討するとしました。

市長には、この学校給食費の無償化とともに、早急に子ども医療費の自己負担額の引下げについても本格的な検討を進めていただくよう、強く要望しておきたいと思っております。

2点目に、令和7年度予算案における主要施策において、特に30から40代の世帯等の家計に係る負担の削減につながる施策であると考えられる事業をお聞かせください。

3点目に、ウエルビーイングの向上のためのソーシャルワークの重要性について見解をお聞きします。

社会福祉士や精神保健福祉士といった資格を持つなどの専門的知見から、様々な現場で相談

業務を行う人たちのことをソーシャルワーカーと呼びますが、国際的な定義によると、ソーシャルワークとは、実践と学問を結びつけながら心身ともに満たされた状態をつくる、言い換えると、ウェルビーイングを高めるために人々や様々な構造に働きかける仕事と言われていません。

医療や介護のサービスを提供するための仕事、サービスプロバイダーではなく、また、体を健康にする、身体的な機能を補助するではなく、その人が抱えている生きづらさを改善するために、周囲の人たちや問題の背景にまでアプローチする仕事であります。今後、重層的支援体制の整備や地域のコミュニティーの再生等に不可欠な存在であると考えます。本市がウェルビーイングの向上を推進するためには、このソーシャルワーカーと言われる方々の育成と積極的な活用が必要です。見解をお聞かせください。

次に、インバウンド誘致アクションプランについてお伺いします。

本市は、歴史、文化、自然、食などすばらしい観光資源を有しております。そのポテンシャルを十分に発揮し、開花させることにより、経済を活性化させ、稼げる町の実現に向けて、今後拡大が期待されるインバウンド需要を戦略的に取り込むことを目的に、2024年3月に策定されたのが北九州市インバウンド誘致アクションプランです。これは、北九州市観光振興プランに合わせて令和6年度から令和9年度までの4年の計画期間の取組となり、本年度が1年目になります。

そこで、3点お尋ねします。

1点目に、取組1年目となった令和6年度の取組と今後も含むその成果について、具体的な数値等のデータにより分かりやすくお聞かせください。

2点目に、取組2年目となる令和7年度では、国内外から観光客を呼び込むため、地元食文化を発信するすしの都課や訪日客の取組を図るインバウンド課の新設をはじめ、予算案重点テーマの一つに観光大都市への進化を掲げ、インバウンド観光都市に向けたプレゼンス強化のため、インバウンド高付加価値旅行推進事業や広域集客促進事業などの新規事業の実施やクルーズ船誘致、受入れ事業の拡充を図ろうとしています。

そこで、市長が抱く観光大都市のイメージをお聞かせください。

3点目に、私は公害問題を克服してきた洞海湾の魅力をさらに外国人旅行者にも知っていただきたいと考えます。戸畑区にある都島展望公園から見える洞海湾の景色は昼夜ともに最高です。また、若戸渡船の第十八わかと丸を貸切りにしての洞海湾クルーズも楽しむことができます。洞海湾ゾーンは、工業用地が洞海湾を取り巻くように広がっている産業エリアです。ほとんどが民間企業の所有する工場敷地であり、海辺に近づけないところが多くなっていますが、一般利用が可能な場所として戸畑牧山海岸地区や八幡東田緑地、奥洞海バードオブザバトリーなどが整備され、地域住民の散策や休憩、釣りに利用されています。これらの地域を可能な限りつなげるために、はね橋やサイクリングロードと歩道、食事も取れるおしゃれなレストハウ

スなどを整備し、周遊を可能とすることで新たな観光素材として生かせないかと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、介護事業者の人材確保や経営強化への支援についてお伺いします。

民間信用調査会社の東京リサーチが本年1月に発表した調査結果によると、2024年の介護事業者の倒産は前年から4割以上増え、過去最多の172件となりました。休廃業や解散も最多の612件に上っています。国も地方自治体も住み慣れた地域で医療や介護などのサービスが受けられる地域包括ケアシステムの構築を進めており、その柱となるのが訪問介護ですが、この訪問介護の倒産と休廃業が全体の7割を占めており、状況は深刻です。この背景には、人手不足の加速やコロナ禍における経営状況の悪化があり、介護用品などの物価高騰が追い打ちをかけたと見られています。

さて、団塊の世代が全員75歳以上となる本年、2025年以降、介護需要は急増し、事業者の撤退が続けば、必要なケアが受けられない介護難民が生じるおそれがあります。

そこで、2点お尋ねします。

1点目に、他の政令指定都市に比べて高齢化が進展する本市において、今後介護難民が生じることはないのか、本市の介護事業者の撤退状況と介護需要の見通しについてお聞かせください。

2点目に、地域や業態によって介護事業者を取り巻く環境は異なります。政府による一律の報酬改定だけでは対応できない点を考慮し、本市として人材確保や経営基盤の強化など事業継続への支援策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

以上で私の第1質疑を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）インバウンド誘致アクションプランに関しまして、令和6年度の取組、そして、成果、そして、観光大都市のイメージについてお尋ねがございました。お答えいたします。

令和6年に入り、全国で急速にインバウンド需要が回復する中、北九州市ではアクションプランを策定し、インバウンド観光都市としてのプレゼンス強化に向けた様々な取組を進めております。

アクションプランのスタートの年となる令和6年度におきましては、官民を挙げてインバウンド誘致を強化するために、1つ目に、北九州市を訪れる外国人観光客の動向等のデータを共有するトークセッションの開催、2つ目に、祭りツーリズムなど外国人観光客にとって魅力的な観光資源の磨き上げ、3つ目に、大阪・関西万博を契機に設立をした西のゴールデンルートや周辺自治体と連携した周遊観光ルートの開発などに取り組んでまいりました。

この結果、令和6年の北九州市内の外国人宿泊者数は約15万8,000人と、前年比1.6倍、小倉城と小倉城庭園の外国人入城者数も9万5,000人に達するという一方で、2万1,000人増という

ことで増加をしております。

また、民間事業者へ積極的な働きかけを行った結果、日本新三大夜景都市全国1位のブランドを活用した旅行商品の実現、福岡市からの誘客の追い風となるJR博多～小倉間の外国人観光客向け新幹線割引チケットの復活など、北九州市への誘客促進に向けた動きが出てきております。

こうした流れを加速させるため、令和7年度におきましても、1つには、泊まる観光都市に向け、夜間、早朝の観光コンテンツの開発や地元と連携をしたナイトタイムエコノミーの推進、2つ目に、専門部署を新設し、すしをフックに市内の多彩な食の認知度を高めた美食の町北九州のブランディングや、外国人向け観光コンテンツの磨き上げなどによるインバウンド誘致強化など、北九州市への交流人口拡大に向けた様々な取組を行うこととしております。

私が描く観光大都市のイメージについてのお尋ねでございますが、世界中から数多くの観光客が訪れ、その地ならではの体験を楽しみ、住民との交流を深めることで地域の経済発展や新たな文化が生まれる、そうして生まれた魅力がさらに新しい人々をも引きつけていくという好循環を重ねながら発展していく姿をイメージしております。

こうした観点から北九州市を見ると、門司港レトロ、小倉城、皿倉山の夜景等の観光資源に加え、人情味あふれる人との触れ合い、市内各地で引き継がれてきた祭り、豊かな自然や魅力ある数々の食など、人をひきつける地域資源があふれており、観光大都市を目指すポテンシャルは十分にあります。

このような資源を磨き上げ、北九州市が旅の目的地として、現状から次のステージに向けて大きくステップアップする、こうした思いも込め、観光大都市への進化と掲げさせていただいたものでございます。今後も引き続き官民が一体となり、多彩な取組を展開することで、人や町が潤う成長と幸福の好循環をつくり出す観光大都市として進化をさせていきたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） ウェルビーイング施策の推進についてのうち、令和7年度予算における主要施策において、特に30代から40代の世帯の家計に係る負担の軽減につながる施策についてお答えいたします。

今回の予算では、女性が自分らしく輝ける町、観光大都市への進化、世界をリードするサステナブルシティへのキックオフの3つを重点テーマとして設定しております。これらのテーマは、稼げる町の実現のみならず、市民の皆様のウェルビーイングにつながる彩りある町、安らぐ町に向けても力強く歩みを進めていくための大きな鍵となるものでございます。

様々な年齢層の中でも、30代から40代の市民の皆様は、まさに社会経済活動の中心世代であり、かつ地域コミュニティーや次世代育成の重要な担い手でもあることから、この世代の方々が経済的にも安定し、幸福感を持って北九州市に定着し、活発に活動できる環境づくりは大変

重要と考えております。

議員お尋ねの30代から40代の世帯等の家計負担軽減につながる施策としては、例えばプレミアム付商品券の発行、また、市立の小・中学校や保育所等が提供する給食食材の物価高騰分支援、また、働き手の経済的負担軽減につながる企業型奨学金返還支援事業などを今回の予算に計上いたしております。

また、30代及び40代がその多くを占める子育て世帯への支援といたしまして、第2子以降の保育料無償化をはじめ、1つには男性の育児休業取得のきっかけづくりとする、パパ育休ファーストステップ応援奨励金、これは新規でございます。次に、子育てと仕事の両立で特に負担が大きくなる育休復帰前後の期間をサポートするシン・子育てファミリー・サポート事業、これは拡充でございますが、こうした施策を新規、拡充いたしております。

さらに、働き盛り世代の方の仕事やキャリアアップを図る支援といたしまして、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境づくりのための女性が輝くリーディングカンパニー創出事業、これは新規でございます。また、ビジネスに必要とされる新たなスキルを獲得するためのリスキリング事業の充実などにも取り組むことといたしております。

町の成長と市民の幸福の好循環を生み出していくことは、まさにウエルビーイングの実現につながるものであり、今後とも様々な施策を総動員して、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）2点のお問いに順次お答えいたします。

まず、本市のウエルビーイング施策の推進についてのうち、本市がウエルビーイングの向上を推進するためには、ソーシャルワーカーの育成と積極的な活用が必要であるとの御質問にお答えいたします。

ソーシャルワーカーとは、生活課題に取り組み、ウエルビーイングを高めるよう、人々や様々な社会構造に働きかけるソーシャルワークの専門職のことでございます。一般的に、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、病院や高齢者施設等様々な場で、生活の質の向上に向けた支援やサービス利用の調整などを行い、社会福祉の増進に寄与していただいております。

近年、全国的に高齢化や生涯未婚率の上昇、職場での人間関係の希薄化など、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまなどの課題が表面化しております。そのため、支援の必要な人を含め、誰もが役割を持ち、それぞれが支え合い、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができるよう、人と人とのつながりの再構築が求められております。

そうした中、ソーシャルワーカーには福祉だけでなく、就労、教育、司法、多文化共生など様々な分野との連携、協働を図りつつ、地域住民と共に支え合いの地域づくりに、その能力を発揮することが期待されます。

北九州市内でも、社会福祉士等の資格を持つ市の職員が区役所窓口で相談対応に携わるほか、民間の医療機関、高齢者施設、学校など様々な分野で活躍をされています。人材の育成については、市内大学等で専門科目が編成され、養成されているほか、北九州市としても研修会等により専門職のスキルアップを図っております。

来年度から本格的に実施する重層的支援体制整備事業におきましても、ソーシャルワーカーの役割は大変重要と考えております。地域の様々な関係者と共に連携、協働し、地域でソーシャルワークの機能が十分発揮されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、介護事業者の人材確保や経営強化への支援についてのお尋ね、介護事業者の撤退状況と介護需要の見通し、それから、人材確保や事業継続への支援策を伺うにまとめて御答弁いたします。

高齢者の誰もが安心して暮らせる安らぐ町の実現のためには、質の高い介護サービスの安定的な確保が重要であり、介護事業の持続性の確保が必要と認識をしております。北九州市の在宅介護事業者数は近年減少傾向にはあるものの、大幅に減少している状況にはなく、令和6年度は事業者の新規参入が廃止を上回っております。例えば、訪問介護は廃止が15件に対し新規参入が17件という状況でございます。

また、介護サービスにつきましても、訪問介護を例に取った場合、令和6年度上半期は月平均の提供回数が約18万回となっており、事業計画の利用見込みの99%に達しております。ほかのサービスでも、おおむね計画値に近い提供回数になっており、サービスは適切に確保できていると考えております。

しかしながら、今後北九州市では令和17年度まで要介護認定者が増加すると見ており、引き続き介護サービスの安定供給を確保するための事業者支援が重要であります。人材確保は、国においても以前から課題としており、その対策として介護人材の参入促進で裾野を広げ、労働環境、処遇の改善で定着を図り、資質の向上を目指すべきとしております。

北九州市では、先進的介護北九州モデルによる職員の負担軽減といった職場環境改善への取組のほか、国の人材確保策に沿って、1つには、処遇改善に資する報酬上の加算取得支援、2つ目に、多様な人材確保に資するハローワークとの連携、3つ目に、離職防止、定着促進に資する経営者向けの職場環境改善セミナー開催、4つ目に、介護の仕事の魅力向上に資する情報発信などに取り組んできました。

さらに、昨年10月から未来の介護大作戦の一環としまして、新たに、1つに、事業所と介護や福祉に関心のある人をマッチングするサービスの活用、2つ目に、若手介護職員のネットワーキング、3つ目に、外国人介護人材の介護福祉士資格取得支援などの取組を始めたところでございます。

令和7年度はこれらの取組を介護シェアリング都市推進事業としてさらに深めてまいります。また、北九州モデルで培ったノウハウを在宅サービスに転用する研究も含め、人材確保や

経営に資する取組を中長期的な視点で着実に進めたいと考えております。

なお、光熱費等の物価高騰に対しましては、令和6年度の国の臨時交付金を活用した支援について、今議会に補正予算案を提出したところでございます。今後も介護サービスが持続的、安定的に提供されるよう、人材確保策や経営への支援を通じて、高齢化大都市のフロントランナーとしての取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（井上保之君）最後に、インバウンド誘致アクションプランについてのうち、洞海湾ゾーンを新たな観光素材として活用できないか見解を伺うというお尋ねにお答えいたします。

議員御案内の洞海湾沿岸には、若戸大橋が望める都島展望公園や、整備された海岸沿いの遊歩道などがあり、地域の方々が散歩や休憩などに利用する憩いのエリアとなっております。また、かつて公害により汚染された海が奇跡の復活を果たした環境改善の歴史を体感できる場所でもあります。

昨今のインバウンド観光の傾向を見ますと、団体旅行から個人旅行へ、モノ消費からコト消費へと、そのニーズや志向が多様化しております。そのため全国では主な観光地だけではなく、これまで観光地でなかった場所へ外国人観光客が来訪するようなケースも散見されております。

一方で、外国人観光客が訪れる観光スポットになるためには、まず、交通アクセスなどの外国人観光客が周遊しやすい環境、また、パンフレットやサインの多言語対応などの受入れ体制、また、母国の映画のロケ地など、外国人観光客の来訪欲求をかき立てる強いコンテンツなどの視点を考慮する必要があります。

こうした状況を踏まえまして、現在外国人観光客や観光事業者等にインバウンド観光のトレンドなどの意見聴取を行いながら、将来的に観光資源となり得る場所はどこか、様々な視点から研究をしているところでありまして、議員御紹介の洞海湾沿岸の可能性につきましても、その中で考えてみたいと思っております。

今後もマーケットインの視点に立ち、北九州市の特徴を生かした新たな観光資源の創出に向け、鋭意努力してまいりたいと思っております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）御答弁ありがとうございました。時間少々、あまりありませんけど、第2質疑をさせていただきます。

初めに、本市のウエルビーイングの推進についてですが、先ほど、30代、40代の方たちの家計負担の軽減につながる施策について御説明いただきました。特に、プレミアム付商品券とか給食食材の物価高騰分、奨学金等の効果が分かり、こういうことは大変効果が分かるんですけども、子育て世代や働き世代への支援、この効果はどんなふうに検証していこうと思われている

るのか、お聞かせください。

○副議長（村上直樹君）財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君）施策の評価は、いわゆる行政評価といった形で行うこととなります。今年度、新ビジョンにひもづくやり方を再整理しておりますので、令和6年度に実施した事業につきましては、今度の9月議会、決算の時点で行政評価、一部を議会に御報告することになると思います。

○副議長（村上直樹君）29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）今回、ウエルビーイングに関して、ソーシャルワーカーの育成と積極的な活用について質問させていただきました。このウエルビーイングが目指す5つの領域というのがありまして、その中にソーシャルウエルビーイングと、それから、コミュニティーウエルビーイングというのがあります。コミュニティーウエルビーイングというのは、地域とつながっていると感じられているかどうか、それから、ソーシャルウエルビーイングは、生活の中で他者との深い関わりや愛情を持つことができるか、これが高くなればなるほど幸福を感じているという中で、そういったことでこのソーシャルワークの方たちがやっていることは非常に重要な位置を占めているなという思いの中から、それにつながるということで質問させていただきましたが、先ほど北九州市内の状況や人材の育成の在り方、重層的支援体制整備の中でしっかりやっていきたいというお話がございましたけども、そもそも北九州市に社会福祉士と言われる資格を持った方たちがどれぐらいいらっしゃるのか、ぜひとも登録制度か何かつくっていただいて、把握をしておくことが大事ではないかなと思います。見解をお聞かせください。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）社会福祉士、精神保健福祉士は、国家資格と併せまして資格を取得した後に登録をする、それぞれ社会福祉士会、それから、精神保健福祉士協会に登録することが必要となっているというところはございます。その中でも県のそれぞれの協会の会員という形がありますので、北九州市の中でもどういう方がいらっしゃるかというのは把握できるのではないかと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）ありがとうございます。

市長から観光大都市のイメージを語っていただきましたが、例えば市長のイメージに合う世界の国でもいいんですけど、我が国でもいいんですけど、こういうような都市を目指したいみたいなのがあればお聞かせいただけますか。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）そうですね。世界には本当に大変すてきな観光大都市があるんですけども、一気にパリとかロンドンとかミラノというわけにもちょっといかないんですけども、

やはり北九州市と同じようなものづくりの歴史を持っていて、それで食とか歴史とか文化とか自然が豊かな町、そういったところをひとつ目指していきたいなと思います。

具体例と言われると、なかなかちょっとどこかということは、比較が大分ありますので違いますけれども、そういったヨーロッパなどの工業を別にして、自然豊かな町、そういうところを1つモチーフに研究を深めていきたいなと思っています。

○副議長（村上直樹君）29番 岡本議員。

○29番（岡本義之君）ありがとうございます。私の認識だと、観光大都市と首長が、市長が言われるということはすごいことだなと思っています。ちょっと前まではそこまでなかったんじゃないかなと、そこまでしっかり市長が観光大都市まで言われましたんで、ぜひ市長のイメージにかなうようなまちづくりをしっかり、観光のできる町をつくっていただきたいなと思います。以上で終わります。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）皆様こんにちは。本日最後の一般質疑をさせていただきます。

北九州市議会公明党議員団を代表し、3期目初となります一般質疑をさせていただきます。

まずは、北九州空港の利用促進についてお聞きいたします。

昨年12月26日に武内市長とJR九州の古宮社長が記者会見をされ、北九州市の北九州空港大作戦における北九州空港アクセス強化施策パッケージとして、空港最寄り駅となる朽網駅への特急列車の停車を令和7年4月1日より開始されることが発表されました。これにより、北九州空港開港以来の悲願でありました北九州空港の新アクセス、朽網駅特急ルートが誕生いたします。

そこで、お聞きいたします。

初めに、武内市長が記者会見で、長年の悲願であったJR朽網駅への特急停車、これが実現したことは、北九州空港の未来にとって、北九州エリアの経済の活性化にとっても歴史的な一歩、扉が開いたとおっしゃられましたが、朽網駅への特急停車が実現したことを受け、今後北九州空港のさらなる活性化に向けた具体的な取組についてお聞きいたします。

次に、今回JR朽網駅への特急の停車について、駅から空港へのバスが27往復から40往復に増便され、空港利用のアクセスの劇的な改善が期待をされております。そこで、さらなる利便性の向上のために、朽網駅から空港行きバスの待合環境についてお聞きいたします。

朽網駅到着後のバス停までの連絡橋や階段など、風雨を防ぐ壁がなく、強風や少し強い雨の際には、空港利用者にとって快適な待ち時間とは言い難いと思っております。風雨を防げるような待合環境の改善とともに、バス停のベンチの増設など改善を行っていただきたいと考えますが、見解を伺います。

3点目に、今回の特急停車により、北九州空港からの玄関としての役割がさらに高まるJR朽網駅ですが、駅の利用者の皆様からは、ハトのふんやトイレについての多くの苦情の声を

聞きいたします。ハト対策とトイレの状況について、朽網校区、東朽網校区の皆様の御意見をお聞きしながら、改修に当たっていただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、本市の下水道事業についてお伺いいたします。

埼玉県八潮市において1月28日に発生しました下水道破損に起因すると思われる道路陥没事故は、トラックに乗って転落した74歳の男性の安否が分からなくなっています。さらに、事故が起きた1月28日から下水道管に流れ込む汚水の量を減らすため、関係する12の市と町に排水の抑制を求め、12日正午で解除されましたが、120万人に影響があったとされています。行方不明になられた運転手の方が早く発見されることを心よりお祈り申し上げます。

今回の事故を受け、下水道の陥没事故、中でも処理場近くの流末管が破損し事故が起きてしまうと、都市機能が麻痺してしまうということを思い知らされております。

そこで、3点お聞きいたします。

初めに、今回の事故を受けた本市の対応についてお聞きいたします。

次に、本市の老朽化した管きょについて、下水道調査と更新の進捗状況についてお聞きいたします。

最後に、今回の八潮市の事故では、下水道管の法定点検の判定において、2022年に簡易カメラを搭載した小型船舶での点検を実施しており、損傷したと見られる箇所付近は、報道によりますと、腐食によって壁面の骨材が露出しているB判定で、維持管理によって補修や更新などの実施を5年以上延長できる緊急度3の判定だったとお聞きいたしております。

今回の事故を受けて、下水道管の点検手法の見直しなどについて検討するとの発表が国土交通省からなされたとお聞きしておりますが、下水道の維持管理を行う判断をする方たちの人材育成も重要と考えます。北九州市ではこれまでも下水道施設を適切に維持していくため、職員をはじめ多くの方々が支えていただいていると思っておりますが、下水道の維持管理を担う人材の育成につきまして、本市の見解をお伺いいたします。

3点目に、本市の物価高騰対策についてお聞きいたします。

今議会提出議案のうち、一般会計補正予算におきまして物価高騰対策の予算が計上されております。このうち、商店街プレミアム付商品券発行支援事業、公共交通応援事業の2点についてお聞きいたします。

まずは、商店街プレミアム付商品券発行支援事業についてお聞きいたします。

これまで行ってきたプレミアム率10%の商品券の発行を実施するとお聞きいたしました。昨年12月に東京都で都民の生活を下支えすることを目的に行われた物価高騰対策、もっと！暮らしを応援T O K Y O 元気キャンペーンでは、電子マネーを使ったポイント還元による物価高騰対策が行われましたが、本市においても同様の事業の検討がなされたのかをお聞かせください。

2点目に、公共交通応援事業についてお聞きいたします。

この事業は、市営バスやおでかけ交通事業者などに対し、燃料費高騰分の一部を補助する事業とお聞きいたしております。本市では、令和5年度に地域公共交通おでかけ支援事業として、地域公共交通市内1日無料デーを行い、3日間で延べ58万人が利用し、3.5億円の経済波及効果があったと報告されています。ガソリン代などの燃料が高騰している今こそ、市民の皆様が安心して外出できるよう、地域公共交通市内1日無料デーを実施してはどうかと考えますが、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終了します。御答弁よろしくお願いたします。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君） それでは、北九州空港の利用促進につきまして、朽網駅への特急停車実現に向けての具体的な、さらなる活性化方策をお尋ねいただきました。

北九州市の新たなビジョンに掲げる稼げる町を実現していくためには、成長エンジンである北九州空港のアクセスの強化と、それを最大限に活用した利用促進の取組が大変重要であります。

まず、アクセス強化については、本年4月から空港最寄りの朽網駅に開港以来の悲願であった特急列車が停車をし、エアポートバスと乗り継ぐ朽網駅特急ルートが新たに誕生することとなりました。これは未来への新たな扉を開く歴史的な一歩であり、この御英断をいただいたJR九州様にも感謝を申し上げたいと思います。

これにより、北九州市西部方面や福岡、大分方面との利便性や速達性が向上し、福岡空港利用者の方の北九州空港へのシフトや、北九州空港の利用圏域の拡大につながるものと期待をされます。

こうした効果を最大限に引き出すため、朽網駅特急ルートの認知度を向上させ、多くの方に利用していただけるよう、官民連携の下、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、1つは、特急乗車券とエアポートバスがセットになったお得なデジタル割引切符の発売や、折尾、黒崎駅周辺で利用可能なクーポン券の配布、2つ目に、航空会社と連携した航空券とホテルをセットとした格安なパッケージ商品の造成、3つ目に、主にインバウンドを対象とした、大分方面を含む広域的な観光のプロモーションなどを行うこととしております。これらの取組につきましては、北九州市、空港、航空会社のホームページやSNS等の媒体、市西部等でのイベントや企業、大学等への訪問を通じまして積極的にPRしてまいります。

また、新たな国際線の就航に当たりましては、二次交通の充実が航空会社等の大きな判断基準となりますことから、特急停車により福岡や大分方面への利便性が向上することを積極的にアピールし、路線誘致につなげてまいります。

北九州空港のさらなる活性化に向けまして、朽網駅への特急停車と合わせた利用促進の取組を、引き続きスピード感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えします。

○副議長（村上直樹君）都市整備局長。

○都市整備局長（石川達郎君）北九州空港の利用促進についてのうち、J R 朽網駅の空港行きバスの待合環境について、バス停まで風雨を防げるよう、また、バス停のベンチを増設するなどの改善を行ってほしいという御質問にお答えします。

北九州市ではJ R 朽網駅と北九州空港とのアクセス機能の向上を図るため、平成18年の空港開港に合わせ、朽網駅の東口に新たな駅前広場を整備しました。この整備に当たっては、空港へ向かうバスに乗り換える利用者が雨をしのげるよう、公共連絡通路の階段やエスカレーター、バス、タクシー乗り場など駅からの動線全てに屋根、シェルターを設置し、バス停付近にはベンチ3基を設置しております。その後も現地の利用状況などを確認の上、エスカレーター横やバス停付近に風雨を防ぐ壁を設置し、ベンチも3基増設しております。

議員御提案の公共連絡通路や階段への壁の増設につきましては、風圧に対する安全面での問題や列車運行への影響などについて、J R 九州と十分に協議する必要があるとございます。また、バス停付近でのベンチや風雨を防げる壁の増設につきましては、既に6基のベンチや約15メートルの壁が設置されていることから、今後の利用者の状況などをバス事業者とも確認しながら検討を進めたいと考えてございます。

本年4月1日から特急列車が停車することにより、朽網駅を利用する方も増加することが期待されております。今後ともJ R 九州やバス事業者としっかりと協議を行いまして、利用者にとって快適な待合環境となるよう、必要な改善を検討してまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（上村周二君）北九州空港の利用促進についての残り、それから、本市の物価高騰対策についての2つの質問に順次御答弁を申し上げます。

まず最初に、北九州空港の利用促進についてのうち、J R 朽網駅の利用者から、ハトのふんやトイレについて多くの苦情の声を聞くが、地域の皆様の意見も聞きながら改修してはどうかという御質問に御答弁を申し上げます。

J R 朽網駅は、北九州空港大作戦により今年の4月から特急列車が停車するなど、利用客の増加が見込まれ、これまで以上に北九州空港の玄関口として、おもてなしの観点から利用環境を整える必要があると認識をしております。

このため、J R 九州では駅利用者が快適に利用できるよう、駅構内を適宜清掃しており、また、北九州市が所管している公共連絡通路を毎日清掃しており、その景観の維持に努めております。こうした取組に加えまして、公共連絡通路では高圧洗浄による路面清掃をおおむね月1回実施するなど、必要に応じて適切な維持管理に努めているところでございます。

そのような中、議員御指摘の駅利用者からの苦情といたしましては、トイレの一部が故障していることや、ハトのふん害に対する苦情や意見が寄せられております。こうしたことに対しまして、J R 九州と北九州市がそれぞれ対応しているところでございます。

このうち、故障しているトイレにつきましては、J R九州が既に修繕工事に着手しており、今月中には完了する見込みと聞いております。また、ハト対策につきましては、北九州市が試験的に公共連絡通路の一部にハトよけ剤を設置しているところであり、その効果が確認できたことから、今月中には公共連絡通路全体にハトよけ剤の設置範囲を広げる予定でございます。

このように、J R九州と北九州市が連携し、快適な利用環境の整備に努めるところではありますが、今後朽網駅には北九州空港の玄関口として、これまで以上に来訪者が安心して快適に利用できるよう、おもてなしの空間づくりに気を配る必要がございます。このため、今後とも北九州空港の玄関口としてふさわしい駅であるよう、利用者や地域の皆様の声を聞きながら、J R九州と連携して取り組んでまいります。

続きまして、本市の物価高騰対策についてのうち、地域公共交通市内1日無料デーを開催してはどうかとの質問に御答弁を申し上げます。

地域公共交通市内1日無料デーは、新型コロナが5類に移行した令和5年度に国の臨時交付金を活用して3回実施したもので、1点目に、コロナ禍で出控え傾向にあった市民のお出かけ支援、それから2点目に、外出先での消費喚起によるにぎわいの創出、それから3点目に、利用者が減った交通事業者への支援などを目的としたものでございます。

その結果、前年同時期の2倍に当たります延べ約58万人と非常に多くの方に御利用いただきました。また、無料デーの実施に合わせて行ったアンケート調査から、利用者の約3割が無料デーを契機に外出をした、それから、経済波及効果は約3.5億円など結果が得られ、にぎわい創出にも寄与したものと受け止めております。

一方、一部の路線や運行する時間帯によっては、通常よりも極端に利用者が集中したため、ダイヤの遅れや車内混雑などが生じたことにより、通勤者や高齢者などの利用に支障を来したなどの状況も確認されました。

無料デーでは、商業施設やイベント開催のある路線の利用者が多く、公共交通の利用を促進させるためには、目的地との連携が効果的と再認識したところでございます。このため、現在公共交通事業者はこの成果を生かし、公共交通の利用者の増加に向けて、沿線施設の入場券やクーポンとセットになったお得なチケットの企画販売に取り組んでいるところでございます。

一方、物価高騰対策として無料デーを考えると、その効果は一時的なものにとどまるため、物価高騰対策として行うことは考えてはおりませんが、無料デーの再実施につきましては、公共交通の利用の促進や、町の活性化に寄与することができるかなどを精査していく必要があると考えており、実施に当たっての体制確保なども併せて適切に対応していきたいと考えております。

今後とも交通事業者などと連携し、市民の外出のきっかけとなり、町のにぎわい創出につながるような公共交通施策に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 上下水道局長。

○上下水道局長（持山泰生君）本市の下水道事業について3つのお尋ねについて順次御答弁いたします。

最初に、今回の事故を受けました本市の対応と、老朽化した下水道管の調査と更新の進捗状況、この2点についてまとめてお答えいたします。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、近隣の住民の生活に大きな影響が生じたことから、他都市での事例とはいえ、同じ下水道を管理する者として重く受け止めております。

この事故を受けまして、国は1月29日に下水道管を管理する全国の自治体に対して緊急点検を要請いたしましたが、北九州市内に該当する管はございませんでした。

しかしながら、市民の安全・安心を確保する観点から、2月4日から地中レーダーを活用した独自点検を開始いたしました。この点検は、直径2メートル以上の下水道管のうち約5キロが埋設された道路を対象に、地下に空洞などの異状がないかを確認するもので、現時点では大規模な道路陥没のおそれがある異状なデータは確認されておられません。引き続き、測定データの詳細な解析を進め、異状が発見された場合には速やかに補修を行う予定であります。

次に、市内の老朽化した下水道管の調査と更新の状況でございます。市内の下水道管のうち、耐用年数50年を超える管は、令和5年度末時点で約780キロありまして、10年後には2,380キロに増加する見込みでございます。このため、目視やカメラによる点検調査を年90キロから、年110キロに引き上げて実施しております。さらに、令和5年6月には社会インフラの一斉点検に合わせて、腐食のおそれが大きい管を対象に緊急点検を行っております。

これらの点検調査結果に基づきまして、破損や腐食など下水道管の健全度を把握した上で計画的な更新を進めており、主に既存の管の内側に新たな管を構築する管更生工法を活用しまして、令和5年度までに約440キロを整備してまいりました。令和7年度は、補正予算と合わせて今年度比1.8億円増の約43億円を計上させていただき、約20キロの更新を計画しております。

今後も下水道管は急速な老朽化が見込まれているため、高速で鮮明な撮影が可能なカメラやドローン、また、AIなどの新技術も活用し、点検の効率化、高度化を図り、取組を強化してまいります。いずれにいたしましても、下水道管に起因する道路陥没事故を防ぎ、市民の安全・安心を図るため、下水道の強じん化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、下水道の維持管理を担う人材の育成についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

下水道管の内部は地上からは見ることができず、有毒な硫化水素が発生する場合もあるため、維持管理には常に危険が伴うものであります。また、下水道管の管の健全度の把握や診断に当たりましては、専門的な知識や経験、高い技術力などが必要となり、技術の継承が重要であることから、人材育成には積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、市職員の技術力向上を図るため、1つに、下水道の仕組みや安全対策などを学

ぶ上下水道局独自の基礎研修、2つに、国の関係団体などが主催し、維持管理技術などを学ぶ実務研修、3つに、酸欠や硫化水素などの危険作業について学ぶ専門的な技能講習などに積極的に参加しております。

一方で、計画的に維持管理や更新を進めるためには、市職員の技術力向上だけではなく、日頃から下水道の維持管理を支えていただいております地元企業や団体との連携が重要と考えております。このため、令和3年度からは維持管理の効率化、高度化に向けた意見交換や、ドローン、AIなどの新技術に関する研究会を地元企業団体と共同で開催するなど、技術力の向上に取り組んでおります。

また、昨年11月には広島市と合同で開催いたしました下水道BCP訓練には、災害時支援協定を締結していただいている民間事業者も参加するなど、官民が連携して人材育成に向けた取組を強化しております。

いずれにいたしましても、将来にわたり下水道インフラを適切に維持管理していくために、今後とも新技術の導入や官民連携の取組などを通じまして、下水道に携わる人材の育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）最後に、本市の物価高騰対策についてのうち、東京都が実施したポイント還元事業についての御質問にお答えいたします。

商店街等が実施するプレミアム付商品券発行支援事業は、物価高騰の影響を受けている地域の消費を喚起し、地域経済の活性化につながることを目的として実施するものであります。北九州市では、本年度福岡県と共同してプレミアム率10%の商品券を中心に約70億円分を発行したところでありまして、本議会でも補正予算議案として、国の重点支援地方交付金を活用した同規模の事業を提案しているところでございます。

もっと！暮らしを応援TOKYO元気キャンペーンは、都内の対象店舗での支払いをPay Payなどの電子マネーのQRコード決済で行うと、決済額の最大10%のポイントを還元するものであります。都はそのポイント分を予算措置しているものでございます。

北九州市におきましてもこうしたポイント還元事業につきまして、これまで複数の事業者と意見交換を行い検討してまいりました。ポイント還元事業は店舗登録等の準備が不要で、短時間で実施できる、利用者がふだん使っているQRコードで利用できるなどのメリットがある一方で、還元されたポイントはオンラインショップや他都市でも利用可能であるため、北九州市の補助金によるポイントが市外の店舗で使われる可能性があるという課題がございます。

北九州市としましては、今後とも市内経済の動向を踏まえつつ、物価高騰対策につながる仕組みを適宜検討してまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）17番 金子議員。

○17番（金子秀一君）御答弁ありがとうございました。最後御答弁いただきましたプレミアム

付商品券についての要望とさせていただきたいと思います。

令和5年度が恐らく20%のプレミアム率のついた商品券の発行で、昨年度から10%になったのではないかなと思いますが、これについて結構10%下がったんですねという声をお聞きいたします。ですので、恐らく応募回数とか抽せん数にも変化があったのではないかなと思うんですけれども、恐らく広く皆さんに利用していただきたいという思いもあり、また、コロナの補助金を使ったプレミアム率が20%あったということも重々承知をしております。

今回、電子マネーを使ったポイント還元の質問をさせていただいた理由というのは、電子マネーは今ほとんどの店で使えるということですね。ですので、今回のプレミアム率が10%になって、広く皆さんに使っていただくような環境を目指しているのであれば、ぜひ広く使える店をもっともっと増やしていただきたいと思います。具体的には、北九州市内の老舗百貨店とか、ぜひ使えるように市のほうからもアプローチしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。要望とさせていただきます。

あと、1日無料開放デーなんですけれども、物価高騰対策ではないということでありましたが、やはりガソリンむちゃくちゃ高いんですね。今から暖かくなる季節を迎える中で、子供たちと思い出づくりにどこか行こうかといった際には、この1日公共交通機関の無料開放デーというのは、やはり一歩踏み出せる起因となるものではないかなと思います。もちろん物価高騰対策、ガソリン等の対策とともに、やはりそこでつくった思い出というのはプライスレスだと思しますので、ぜひこういった無料開放デーも検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

朽網駅について、昨日夜改めて朽網駅に行ってまいりました。朽網駅には下りのエスカレーターがないんですね。恐らく荷物を多く持たれた方とか、お体が不自由な方というのはエレベーターを利用されるんだろうと思います。エレベーターを降りていくんでしょうけど、そのこのハトのふんがすごいんです。H形鋼に昨日も止まって、ポロップポロップという鳴き声が聞こえておりました。ですので、本当に今までも、何もしていないと言っていたんですが、JRとまちづくり整備課が御協力いただいて朽網駅もきれいにさせていただいていると重々承知なんですけど、やはり北九州空港の、空の玄関口からの一番初めのファーストインプレッションを受けるJR朽網駅になろうかと思しますので、しっかりとしたハト対策をお願いしたいと思います。

最後に、下水道についての要望とさせていただきますが、3月3日のNHKの報道におきまして、全国の下水道管を対象といたしました一斉調査を行う方針がなされたという報道もなされております。国におきましても今回の事故を受けまして、老朽化下水道管に対しての対応というのを本気でしていると思います。

しかし、こうしたいざやろうといった際に、企業にも人がいない。また、昔私も下水道維持管理の仕事を6年間させていただいておりましたが、役所に名物職員の方がたくさんいらっしゃったんですね。雨雲を見て、あそこのマンホールが吹くとか分かるような方とか、そういう

すばらしい伝統というのをこれからも職員の皆様の間で引き継いでいただきたいという思いとともに、北九州市の下水道を守っていただく業者の皆さん、団体の皆様にもぜひ人材育成を促せるような仕組みをつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。要望とさせていただきます、私の質疑と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）本日の日程は以上で終了し、次回は3月6日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時16分散会